

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月26日

【事業年度】 第27期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

【会社名】 株式会社メタプラネット

【英訳名】 Metaplanet Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役CEO取締役 サイモン・ゲロヴィッチ

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-6772-3696（代表）

【事務連絡者氏名】 IR部長 中川 美貴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-6772-3696（代表）

【事務連絡者氏名】 IR部長 中川 美貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	518	366	261	1,062	8,905
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,230	836	414	5,993	96,141
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 () (百万円)	737	977	683	4,439	95,046
包括利益 (百万円)	777	993	632	4,439	75,742
純資産額 (百万円)	373	617	1,152	16,965	458,592
総資産額 (百万円)	13,091	5,357	1,666	30,325	505,286
1株当たり純資産額					
(普通株式) (円)	6.66	10.72	9.86	46.83	382.82
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 ()					
(普通株式) (円)	12.90	17.10	6.29	22.67	131.34
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益					
(普通株式) (円)	-	-	-	18.76	-
自己資本比率 (%)	2.9	11.4	67.8	55.9	90.7
自己資本利益率 (%)	-	159.5	-	49.1	-
株価収益率					
(普通株式) (倍)	-	2.8	-	15.3	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	529	296	571	623	6,618
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	534	285	2,333	23,452	554,395
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	199	397	1,415	22,570	544,221
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	414	207	553	294	2,552
従業員数 (名)	110	21	13	17	35
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第25期及び第27期は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。第23期及び第24期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第23期、第25期及び第27期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第23期、第25期及び第27期は、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
4. 2025年4月1日で普通株式1株を10株の株式分割を行っております。このため上表の1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額は、第23期(2021年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

- 6 . 第27期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第23期、第24期、第25期及び第26期連結会計年度についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
- 7 . B種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	-	15	27	715	3,260
経常利益又は経常損失 () (百万円)	153	1,246	688	5,979	7,328
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	364	821	944	4,020	5,826
資本金 (百万円)	0	0	575	0	0
発行済株式総数					
（普通株式） (株)	5,719,218	5,719,218	11,469,218	36,268,334	1,142,274,340
（B種種類株式） (株)	-	-	-	-	23,610,000
純資産額 (百万円)	1,573	748	971	16,396	528,092
総資産額 (百万円)	5,828	3,123	1,097	29,704	530,204
1株当たり純資産額 (円)	27.39	13.01	8.47	45.26	443.67
1株当たり配当額 (円)	0	0	0	0	0
（内1株当たり中間配当額） (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	6.38	14.37	8.69	20.52	8.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	16.99	-
自己資本比率 (%)	26.9	23.8	86.6	55.1	99.6
自己資本利益率 (%)	23.3	-	-	46.4	-
株価収益率 (倍)	6.3	-	-	17.0	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	5	7	2	5	16
（外、平均臨時雇用者数） (名)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	72.7	85.5	30.9	632.7	736.4
（比較指標：配当込み TOPIX） (%)	(112.7)	(110.0)	(141.1)	(169.9)	(213.2)
最高株価 (円)	68	107	48	4,270 (300)	5,170 (1,930)
最低株価 (円)	38	30	14	596 (14)	291 (300)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第25期及び第27期は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。第23期及び第24期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第24期、第25期及び第27期は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第24期、第25期及び第27期は、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
4. 配当性向については、第24期、第25期及び第27期は、当期純損失を計上しているため、第23期及び第26期は、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第23期、第24期、第26期及び第27期の資本金減少は、減資によるものです。
6. 第25期において、2023年2月8日を払込期日とする公募による新株式発行による増資により、発行済株式総数は57,500,000株増加しております。
7. 第26期において、2024年4月1日から2024年11月28日を払込期日とする新株予約権の行使による増資により、発行済株式総数は85,099,116株増加しております。また、2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日（2024年8月1日）をもって10株を1株に株式併合しており、これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。
8. 第27期において、2025年1月6日から2025年10月6日を払込期日とする新株式の発行及び新株予約権の行使による増資により、発行済株式総数は1,106,006,006株増加しております。また、第三者割当によるB種種類株式発行の発行に伴い、23,610,000株増加しております。

9. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日(2024年8月1日)をもって10株を1株に株式併合しております
10. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(JASDAQ(スタンダード))におけるものです。
11. 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第26期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。また、2025年4月1日で普通株式1株を10株の株式分割を行っております。第27期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
13. 2025年4月1日で普通株式1株を10株の株式分割を行っております。このため上表の1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額は、第23期(2021年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
14. 第27期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第23期、第24期、第25期及び第26期についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2【沿革】

1999年6月	音楽CD及びレコードの企画・制作及び販売を目的とし、神奈川県大和市にダイキサウンド株式会社（資本金10,000千円）を設立
1999年12月	CDプレス業務を開始
2003年10月	当社並びにレコードメーカー12社が発起人として任意団体インディペンデント・レーベル協議会を設立、本社内に事務局を設置
2004年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年12月	日本証券業協会への株式の店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所に株式上場
2005年11月	新規事業への設備投資等を目的として第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による1,500百万円の資金調達を実施
2006年2月	中華人民共和国における新規事業の展開のため現地に北京至高科技有限公司を設立
2006年4月	洋楽CDの日本国内における流通等を目的として、アメリカ合衆国にDaiki Sound International, Inc. を設立
2007年6月	第三者割当増資により297百万円の資金調達を実施
2007年8月	Daiki Sound International, Inc. を解散
2007年11月	北京至高科技有限公司の全持分を譲渡
2008年5月	仕入債務の決済資金の確保を目的として、第三者割当増資により278百万円の資金調達を実施
2009年3月	第三者割当増資により199百万円の資金調達を実施
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場
2010年10月	大阪証券取引所（JASDAQ）、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所NEOの各市場の統合に伴い、「大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）」に株式を上場。
2010年12月	第三者割当増資により204百万円の資金調達を実施
2011年3月	持株会社制への移行に伴い、会社名を株式会社フォント・ホールディングスとする
2012年12月	親会社のミネルヴァ債権回収(株)所有の当社A種優先株式の一部、91,700株をRed Planet Holdings Pte Ltdへ譲渡
2013年1月	Red Planet Holdings Pte Ltd社所有のA種優先株式91,700株を普通株式に転換
2013年4月	新たな事業（ホテル事業）の開始及び信託受益権（固定資産）の取得
2013年4月	Red Planet Holdings Pte Ltd社と業務提携の基本合意書締結
2013年4月	当社第1回ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権無償割当て）を発表
2013年7月	当社第1回ライツ・オフリングにより行使比率98.3%、調達資金681百万円
2013年7月	2013年7月16日付で行われた大証の現物市場の東証への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）へ株式を上場
2013年8月	沖縄那覇に「チューン那覇沖縄」（現、レッドプラネット 那覇 沖縄）第1棟目ホテルオープン
2013年12月	当社第2回ライツ・オフリングにより行使比率91.39%、調達資金2,010百万円
2014年1月	商号変更により会社名を株式会社フォント・ホールディングスから株式会社レッド・プラネット・ジャパンとする
2014年4月	名古屋中区錦のホテル用地取得
2014年7月	第三者割当による新株式及び新株予約権発行を決議
2014年7月	東京五反田のホテルロイヤルオーク五反田（既存ホテル）を取得
2014年7月	株式の追加取得及び増資引受契約により飲食事業を展開する株式会社キューズダイニング、株式会社VALORE、株式会社スイートスターを連結子会社とする
2014年9月	株式の取得によりSweetstar Asia Limitedを連結子会社とする
2015年1月	子会社の設立により、株式会社アール・ピー・エフを連結子会社とする
2015年2月	会社分割（簡易新設分割）により株式会社レッド・プラネット・フーズを連結子会社とする
2015年3月	子会社の設立により、Kyochon Asia Development Limited、Magnolia Bakery Korea Limitedを持分法適用関連会社とし、Sweetstar Hawaii, LLCを連結子会社とする
2015年5月	子会社の設立により、株式会社アイアン・フェアリーズを連結子会社とする
2015年6月	子会社の設立により、株式会社チキン・プラネットを連結子会社とする
2015年9月	株式の取得により株式会社フード・プラネット（旧（株）アジェット）を持分法適用関連会社とする

2016年6月	飲食事業を運営する当社連結子会社の株式を株式会社フード・プラネットに譲渡し、飲食事業を売却 これにより、株式会社レッド・プラネット・フーズ、株式会社キューズダイニング、株式会社キューズマネージメント、株式会社スイートスター、Sweetstar Asia Limited、株式会社アール・ピー・エフ、Sweetstar Hawaii, LLC、Nitrogenie Hawaii, LLC、株式会社チキン・プラネット及び株式会社アイアン・フェアリーズの合計10社を連結の範囲から除外するとともに、Kyochon Asia Development Limited（香港法人）及びMagnolia Bakery Korea Limited（香港法人）の合計2社を持分法適用の範囲から除外
2016年9月	第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行を決議
2016年12月	子会社の設立により、合同会社レッド・プラネット・アンカンを連結子会社とする
2017年2月	ディストリビューション事業を運営する当社連結子会社のダイキサウンド株式会社の全株式を売却し、同社を連結の範囲から除外
2017年6月	株式会社フード・プラネットの全株式を売却し、同社を持分法適用範囲から除外
2017年10月	持分法適用関連会社であるRPJ名古屋錦合同会社を営業者とする匿名組合が連結子会社に異動
2017年10月	愛知県名古屋市にレッドプラネット名古屋錦を新規開業
2018年6月	北海道札幌市にレッドプラネット札幌すすきの南を新規開業
2018年6月	子会社の設立により、Red Planet Hotels Manila Corporationを連結子会社とする
2018年11月	グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社との合併事業に出資する
2018年12月	匿名組合の設立により、合同会社レッド・プラネット・アンカンを連結の範囲から除外する
2019年2月	株式取得により、Red Planet Hotels (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Two (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Three (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Four (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Five (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Six (Thailand) Limitedを連結子会社とする
2019年7月	第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行を決議
2019年9月	レッドプラネット札幌すすきの中央を新規開業
2020年8月	レッドプラネット広島を新規開業
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、JASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行
2022年5月	全株式を売却し、Red Planet Hotels (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Two (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Three (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Four (Thailand) Limited、Red Planet Hotels Five (Thailand) Limited及びRed Planet Hotels Six (Thailand) Limitedを連結の範囲から除外
2022年6月	出資持分譲渡により、RPJ名古屋錦合同会社を営業者とする匿名組合、合同会社RPJ1及び合同会社レッド・プラネット・アンカンを連結の範囲から除外
2022年10月	子会社の設立により、株式会社メタマーケット及びウエン東京株式会社（旧 ウエン東京合同会社）を連結子会社とする
2023年2月	商号変更により株式会社レッド・プラネット・ジャパンから株式会社メタプラネットとする
2023年2月	第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行を決議し、臨時株主総会で承認
2023年2月	米国デラウェア州所在の Mercury Digital Assets Technologies Inc.に出資
2023年10月	全株式を売却し、Red Planet Hotels Manila Corporationを連結の範囲から除外
2024年12月	破産により、株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンを連結の範囲から除外
2024年12月	第三者割当による第12回新株予約権の発行を決議
2025年1月	第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行を決議
2025年4月	第18回新株予約権の発行を決議
2025年5月	第19回新株予約権の発行を決議
2025年5月	米国子会社、Metaplanet Treasury Corporationを設立
2025年6月	第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行を決議
2025年6月	チューン那覇匿名組合及び株式会社メタマーケットを連結の範囲から除外
2025年7月	米国子会社、Metaplanet Treasury Corporationの親会社とした持株会社であるMetaplanet Holdings Inc.を設立
2025年8月	海外募集による新株式発行を決議
2025年9月	米国子会社、Metaplanet Holdings, Inc.の下に、Metaplanet Income Corp.を設立
2025年9月	ビットコインジャパン株式会社を設立

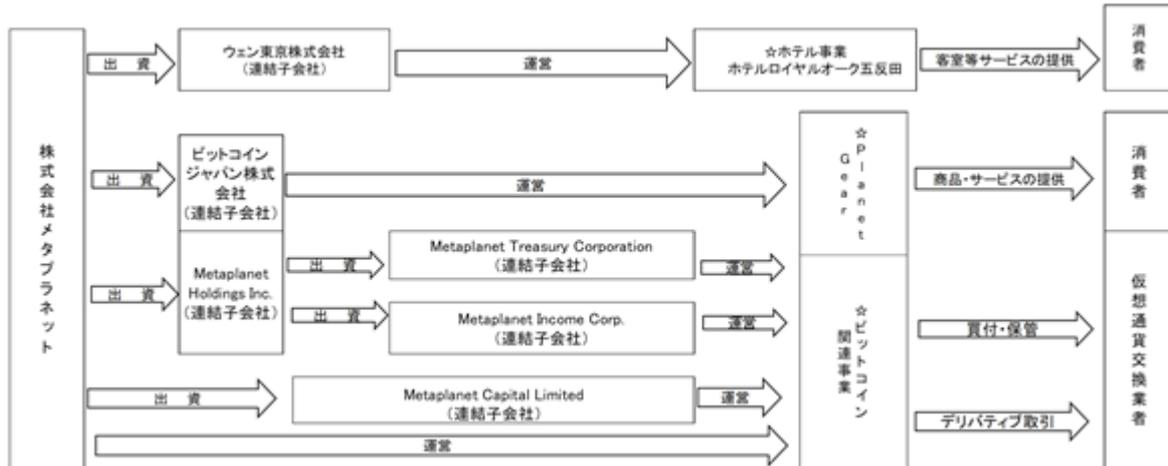
2025年10月 Metaplanet Capital Limitedが事業を開始
2025年11月 第23回及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（リファイナンス）の発行を決議
2025年11月 第三者割当によるB種種類株式の発行を決議、臨時株主総会で承認

3【事業の内容】

当連結会計年度末において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社メタプラネット）及び連結子会社5社（Metaplanet Holdings Inc.、Metaplanet Treasury Corporation、Metaplanet Income Corp.、Metaplanet Capital Limited及びビットコインジャパン株式会社）がビットコイン関連事業、連結子会社1社（ウェン東京株式会社）がホテル事業を行っております。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

2025年12月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Metaplanet Holdings Inc. (注)1	米国フロリダ州	2,494百万米ドル	ビットコイン関連事業	(所有) 100.0	役員の兼任・・・1人
(連結子会社) Metaplanet Treasury orporation (注)1	米国フロリダ州	2,366百万米ドル	ビットコイン関連事業	(所有) (100.0)	役員の兼任・・・1人
(連結子会社) Metaplanet Income Corp. (注)1	米国フロリダ州	82百万米ドル	ビットコイン関連事業	(所有) (100.0)	役員の兼任・・・1人
(連結子会社) Metaplanet Capital Limited (注)1	イギリス領 ヴァージン諸島	0百万米ドル	ビットコイン関連事業	(所有) 100.0	役員の兼任・・・1人
(連結子会社) ビットコインジャパン株式会社 (注)1	東京都港区	10百万円	ビットコイン関連事業	(所有) 100.0	役員の兼任・・・1人
(連結子会社) ウェン東京株式会社 (注)1	東京都品川区	1百万円	ホテル運営業務等	(所有) 100.0	役員の兼任・・・1人

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権比率内の()は、間接所有による議決権比率であります。

2. 当連結会計年度において、Metaplanet Holdings Inc.、Metaplanet Treasury Corporation、Metaplanet Income Corp.、Metaplanet Capital Limited及びビットコインジャパン株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。

3. チューン那覇匿名組合は、重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

4. 株式会社メタマーケットは、当連結会計年度に清算終了をしたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

5. Metaplanet Income Corp.及びMetaplanet Capital Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	Metaplanet Income Corp.	Metaplanet Capital Limited
売上高	1,777百万円	3,460百万円
経常利益	19,128百万円	8,108百万円
当期純利益	19,495百万円	8,108百万円
純資産額	6,993百万円	8,237百万円
総資産額	58,193百万円	8,135百万円

6. 債務超過会社であり、2025年12月末時点で債務超過の金額は以下のとおりであります。

Metaplanet Income Corp.	6,993百万円
Metaplanet Capital Limited	8,237百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ビットコイン関連事業	8 (-)
ホテル事業	11 (-)
全社(共通)	16 (-)
合計	35 (-)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)に前期末含めていた1名を、新規事業とし、「ビットコイン関連事業」に変更しております。なお、従来「ビットコイントレジャー事業」としていたセグメント名称を「ビットコイン関連事業」に変更しております。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。
5. 前連結会計年度に比べ「従業員数」が18名増加しておりますが、事業の拡大に伴う採用の増加等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
16 (-)	48.9	0.8	16

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 前連結会計年度に比べ「従業員数」が11名増加しておりますが、事業の拡大に伴う採用の増加等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の基本方針

当社グループは、現在における国内外の経済情勢全般、当社グループの主力事業であるビットコイン関連事業及びホテル事業の運営が必要とする資金の多さ、そして世界で新たな事業機会を生み出している技術革新の速度やその広がり具合を各方面から検討し、現在の当社が置かれている事業環境を分析いたしました。その結果当社グループは、今後の株主価値の継続的かつ発展的な創出のためには、急速に進化する技術を取り入れて当社グループの保有資産及びビジネスモデルをデジタル化するとともに、新たな事業機会に挑戦することが必要であると判断しました。当社グループは新規事業を迅速に拡大することにより、そこから期待される利益を株主に対して実現化出来る企業を目指します。

(2) 目標とする経営指標

ビットコイン保有数量の目標値：

当社グループは、ビットコイントレジャー戦略の一環として、2025年6月に「2025-2027ビットコイン計画」を策定しております。本計画は、ビットコインを中核資産として位置付ける当社グループの中長期的な経営方針および資本政策の方向性を示すものであります。

2025-2027ビットコイン計画においては、当社グループが保有するビットコイン数量について、2025年に3万BTC、2026年までに10万BTC、2027年末までに21万BTCの保有を目指すことを基本的な目標として掲げております。なお、21万BTCは、ビットコインの理論上の総供給上限である2,100万BTCの1%に相当する規模であります。

当社グループは、これらの目標を、単なる保有数量の拡大を目的とするものではなく、株式の希薄化を考慮した1株当たりの価値向上（BTCイールド）を重視しつつ、キャピタルアロケーションポリシー（資本配分方針）に基づき、段階的かつ規律ある形で実現を目指す指標として位置付けております。

なお、本計画に基づくビットコインの取得および保有は、市場環境、財務状況および資金調達環境等を総合的に勘案した上で実施する方針であり、当該目標の達成を保証するものではありません。

キャピタルアロケーションポリシーの概要：

本ポリシーは、当社の資金調達、投資および株主価値創造に関する基本的な考え方を規律付ける枠組みを示すものであり、以下の3つの基本原則を基軸として運用しております。

優先株式の有効活用（早期の上場を目指す）

BTCイールド（1株当たりBTC保有量の増加率）の最大化を図るため、当社は永久型優先株式の活用を積極的に推進してまいります。この手法により、リファイナンスリスクを最小限に抑えつつ、BTC建ての長期的な株主価値向上を実現することを目指します。

普通株式の活用に関する方針の明確化

普通株式の発行による資金調達については、原則mNAV（企業価値を保有するBTCの時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る水準では実施しない方針とします。また、普通株式の発行による資金調達は、mNAVが1倍を上回る水準にあり、かつ財務指標および戦略的な観点の双方から、既存株主価値の向上に資すると判断される場合に限定して選択的に実施いたします。

自己株式の取得および関連取引による1株当たりBTC保有量最大化への対応策

mNAV（企業価値を保有するBTCの時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る局面においては、BTCイールドの最大化を図る観点から、自己株式の取得を適切に執行します。

もっとも、mNAVが1倍であることは重要な判断基準と位置付けつつも、市場株価が当社の本源的な企業価値を大きく下回っていると経営陣が判断する場合等においては、1倍を上回る水準であっても、長期的な観点から株主価値の向上に資する自己株式の取得を柔軟に実施し得るものといえます。

これらの取引は、当該時点における市場環境や当社の財務状況等を総合的に勘案しつつ、機動的かつ規律をもって実施いたします。

自己株式取得の財源としては、手元資金に加え、優先株式による資金調達、随時借入が可能なクレジットファシリティ、およびBTCインカム事業による収益等の活用を想定しております。

本ポリシーを規律的に実行することにより、当社は以下の3つの主要な戦略目標の達成を目指します。

- 1： 長期的な観点での企業価値の最大化
- 2： BTC イールド（1株当たりBTC保有量の増加率）の最大化
- 3： mNAV の向上

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2025年12月期以降においても、ビットコイントレジャリー戦略を中核とした事業運営および資本政策を継続し、事業面および財務面の両面から、持続的な企業価値および株主価値の向上を目指してまいります。

当社グループの中長期的な経営戦略の骨子は、以下に集約されます。

ビットコイン保有数量の着実な拡大

当社グループは、株主価値の最大化を目的として、市場環境および財務状況を踏まえながら、ビットコインの取得を継続してまいります。

その際、単純な保有量の増加のみならず、完全希薄化後発行済株式数を考慮した1株当たりBTC保有数量の成長を重視し、BTCイールドの向上を重要な経営指標として管理してまいります。

BTCイールドとは：

BTCイールドとは、「1株当たりのBTC保有数量の成長率」を指します。

当社グループでは、株主の皆様へ代わり、市場からの資金調達を通じて継続的にBTCを取得しております。この過程において、資金調達に伴う株式の希薄化の影響を考慮した上で、それでもなお増加させることができた1株当たりのBTC保有数量は、株主の皆様にとっての付加価値と捉えることができます。

このように、BTCイールドは、希薄化を考慮した後の「完全希薄化後発行済株式1株当たりのBTC保有数量の成長率」を示す指標であり、BTCを戦略的に保有・運用するトレジャリー企業である当社にとって、最も重要なKPI（重要な経営指標）の一つです。

当社グループは、2025年1月に公表した「21ミリオン計画」及び同年6月に発表した「555ミリオン計画」に基づき、資金調達を通じたBTCの取得を継続的に進めてまいりました。

一方、2025年10月に入り、世界的なビットコイン・トレジャリー企業における株価調整局面の影響を受け、当社株価は一時的に、mNAV（企業価値÷BTC時価純資産）が1倍を下回る局面が見られました。こうした状況を踏まえ、当社は2025年10月に「キャピタル・アロケーション・ポリシー（資本配分方針）」を公表し、資金調達、BTC投資及び自己株式取得のバランスを総合的に管理することにより、株主価値の最大化を図ることを基本方針として掲げました。

本方針のもと、当社はまず、2025年12月に既存のMSワラントに係るリファイナンス（第20～22回新株予約権を取得消却し、新たに第23～24回新株予約権を発行）を実施しました。これは、将来的な普通株式の過度な希薄化リスクを抑制するとともに、新株予約権の下限行使価格を637円及び777円という複数の水準に分散させることにより、特定の株価水準において行使が集中し、それを意識した株価形成となるリスクを回避することを目的としたものです。

あわせて、当社は2025年12月29日付で、普通株式の希薄化影響が相対的に小さいB種種類株式の第三者割当による資金調達を実施しました。これにより、普通株式の発行による即時的な希薄化を極力抑えつつ、BTCの取得原資を確保し、当社のビットコイン・トレジャリー戦略を継続的に推進してまいりました。

これらの施策は、いずれもキャピタル・アロケーション・ポリシーに基づき、希薄化リスクを管理しながらも、資金調達を通じたBTC保有量及び1株当たりBTC価値の拡大を同時に実現するという当社の基本的な資本戦略に沿って実行したものです。

その結果、当社のBTC保有数量は、2024年末時点の1,761BTCから、2025年末時点には35,102BTCへと大幅に拡大しました。

さらに、完全希薄化後の発行済株式数を前提とした1株当たりBTC保有数量の成長率（BTCイールド）は、2025年通年で568%に達しており、当社の資本戦略及びBTC取得戦略が、株主価値の観点からも高い成果を上げたものと考えております。

2026年に入り、当社は引き続き、1株当たりBTC保有数量の拡大を重要な経営指標として掲げ、その最大化を目指してまいります。

ビットコインを活用したビットコイン・インカム事業の拡大

当社グループは、ビットコインを中核資産とするトレジャリー企業として、ビットコインの保有と並行して、安定的かつ継続的な収益機会の創出に取り組んでおります。

具体的には、ビットコイン・インカム事業を通じて、事業収益を積み上げ、得られる安定的なキャッシュ・フローを配当原資として活用しつつ、優先株式の配当支払能力を強化し、さらなる資本調達とビットコイン蓄積を好循環させるポジティブサイクルの構築を目指しております。

当社グループのビットコイン・インカム事業は、2025年12月期において、オプション取引等を通じた収益創出が加速し、同事業の通期の営業収益見通しが従来予想を大きく上回る結果となりました。具体的には、2025年12月期通期売上高予想を期初予想の30億円から89億円へと大幅に上方修正いたしました。

この背景には、現金担保付きビットコインオプション取引を中心とする戦略が想定以上の収益加速につながったことがあり、四半期ごとの売上高についても前年同期比で大幅な伸長が見られたことが示されています。

当該事業は、保有するビットコインを用いたオプション取引からのプレミアム収入を通じて、ビットコイン保有ポジションの下支えと収益創出を両立する仕組みとして設計されており、2025年12月期における累計収益の拡大は、当社が掲げるトレジャリー戦略と収益創出モデルの実効性を示す成果の一つであると評価しております。

今後も、ビットコイントレジャリー事業の拡大に伴うスケール化を通じた売上収益の向上を図るとともに、高度なグローバル人材の登用により、より高度かつリスク管理の行き届いた体制の構築を進めてまいります。

市場環境に応じた柔軟かつ規律ある資本政策および調達手段の多様化（優先株式の活用）

当社グループは、株式の希薄化、財務健全性および市場流動性を総合的に勘案しつつ、当社が定めるキャピタルアロケーションポリシー（資本配分方針）に基づき、資金の使途および調達手法を最適化しながら、市場環境に応じた慎重かつ柔軟な資本政策を実行してまいります。

ビットコインを裏付けとするデジタル・クレジット＝優先株式（メタプラネット・プレフ）について：

「デジタル・クレジット（Digital Credit）」とは、ビットコインという検証可能かつ希少性が担保されたデジタル資産を裏付けとして活用する、新たな信用供与および資本性金融商品の概念であります。

これは、従来の金融市場における信用創造が、主として法定通貨、発行体の信用力、または将来キャッシュ・フローに依拠して構築されてきたのに対し、数量上限が明確で、改ざん耐性を有するビットコインを基盤とする点に特徴があります。

ビットコインは、理論上の総供給量が2,100万BTCに限定され、発行主体を持たず、ブロックチェーン上で保有状況や取引履歴が公開・検証可能であるという性質を有しております。当社グループは、こうした特性を有するビットコインを、超長期的（実質的には永久的）な資産として位置付けております。

もっとも、ビットコインそのものは利息や配当といったインカム（利回り）を生まない資産であります。この点を踏まえ、当社グループは、ビットコインを裏付けとしつつ、投資家に対してインカム機会を提供可能な金融商品として、償還期限を有しない永久型優先株式を活用するスキームを採用しております。

当社が発行する永久型優先株式（総称して「メタプラネット・プレフ（Metaplanet Prefs）」）は、配当の支払いを予定している点において、ビットコインの保有とは異なるリスク・リターン特性を有しております。これにより、価格変動リスクを抑制しつつ、一定のインカムを志向する投資家や、株式・債券とは異なる性質の資産への分散投資を求める投資家など、従来のビットコイン投資とは異なる投資家を新たに資本市場に呼び込む可能性がある当社グループは認識しております。

また、永久型優先株式は、形式上は資本に分類される一方、配当等の債務的性格を併せ持ち、かつ償還期限を有しないことから、リファイナンスリスクを回避しつつ、長期かつ安定的な資本を確保することが可能であります。これは、資産と負債・資本の性質および期間を整合させるALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の考え方に基づくものであり、ビットコインという超長期的な資産を、より期間整合性の高い資本でファイナンスすることを目的としております。

さらに、当社グループは、ビットコインを裏付けとするこれらの金融商品について、インフレ環境下における資産価値の保全を意識する投資家に対し、インフレヘッジ手段の一つとして提供することが可能であると考えております。法定通貨の価値が長期的に変動する環境において、発行量に上限のあるビットコインを裏付けとする優先株式は、従来の固定利付商品とは異なる性質を有する金融商品として位置付けられます。

当社グループは、これらのメタプラネット・プレフを、ビットコインを裏付けとするデジタル・クレジットの具体的な実装形態として整理し、本邦資本市場において当該金融商品に関する市場を段階的に形成していくことを、重要な戦略テーマの一つと位置付けております。ただし、当該分野は現時点では発展途上にあり、市場環境、投資家の理解および規制動向等について不確実性が存在することから、慎重かつ段階的に取り組んでいく必要がある経営課題であると認識しております。

今後においても、当社グループは、ビットコイントレジャリー戦略の進展、ビットコインの保有規模および財務基盤の強化を背景として、配当を予定する永久型優先株式を通じたデジタル・クレジットの確立と、市場形成に向けた取り組みを、キャピタルアロケーションポリシー（資本配分方針）に基づき継続してまいります。

ビットコインを担保としたクレジット・ファシリティ契約について：

当社グループは、ビットコイントレジャー戦略を中核とする事業モデルの下、ビットコインを中長期的な中核資産として保有しつつ、当該資産の価値を効率的に活用するための資金調達手法として、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用しております。

当社グループは、保有するビットコインを担保として、総額5億米ドルのクレジットファシリティ契約を締結しており、当該契約に基づき、担保価値や市場環境等に応じて借入枠を確保することが可能となっております。本クレジットファシリティは、貸し手からの借入枠をあらかじめ確保する仕組みであり、当社グループは、ビットコインを売却することなく、機動的に流動性を確保できる手段として位置付けております。

当社グループがビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用する主な目的は、市場環境や事業機会に応じた機動的な資金調達手段を確保することにあります。これにより、ビットコインの取得機会やビットコインインカム事業の運営等に必要となる資金需要に対して、柔軟に対応することを可能としております。

もっとも、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約は、ビットコイン価格の変動に伴う担保価値の変動リスクや、追加担保の差入れまたは期限前返済が求められる可能性等のリスクを内包しております。このため、当社グループは、借入規模や利用条件を慎重に管理し、過度なレバレッジを伴わない範囲での活用を基本方針としております。

今後においても、当社グループは、市場環境、ビットコイン価格の動向および財務状況を総合的に勘案しつつ、ビットコインを担保としたクレジットファシリティを適切に活用し、安定的かつ柔軟な資金調達体制の構築に取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

詳細は、上記「第2 企業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおりであります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を監視し、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

他の重要事項と同様、社長及び常勤取締役が日常的な管理・統制を担いつつ、毎月実施される取締役会及び幹部社員で構成される幹部会に報告され、その監視及び意思決定を行っております。

ガバナンスの詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における、リスク及び機会に対処するための重要な取り組みは検討中であります。

当社グループは、「快適さ(Quality of Living)は自らチョイスする時代へよりよい選択肢を提供できる企業となる」という経営理念を実現するため、株主はじめ、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの関係を一層重視すべく取組んでまいります。「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

性別や年齢、国籍などに関係なく、多様な価値観を受け入れ、他業種からの中途採用も含めた幅広い人材を対象とした採用活動に取り組み、男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行い、社員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における詳細な記載はいたしません。

今後、サステナビリティの基本方針の策定と併せ、サステナビリティ推進の観点からも管理体制の見直しを検討してまいります。

他の重要なリスクと同様、部門等を通じて、毎月実施される取締役会及び幹部社員で構成される幹部会に状況報告を行うこととしております。さらに、重要なものについては取締役会に報告することとしております。これにより、リスク等の情報の集約を図り、迅速な対処につなげております。

リスク管理の詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。

当社では、人材の多様性の確保、人材の育成及び社内環境整備に係る指標について、具体的な取り組みを行っているものの、本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。

今後、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討してまいります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業活動におけるリスクで経営成績又は財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は次のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努めるとともに、発生した場合に適切に対応する所存であります。当社グループの予想を超えるリスクが発生した場合には、経営成績又は財政状態に重大な影響を受ける可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

1. 暗号資産（ビットコイン）に関するリスク

当社はビットコインを保有する上場会社であるため、暗号資産所得に対する20%分離課税が導入された場合、個人投資家による暗号資産への直接投資が相対的に容易となり、株式を通じてビットコインへのエクスポージャーを取得する必要性が低下する可能性があります。その結果、当社株式のバリュエーションや需給に影響が生じ、株価の変動性が高まる可能性があります。

また、株価形成への影響は資金調達条件にも波及し、将来的なエクイティファイナンスにおけるディスカウント拡大や調達額の制約につながる可能性があります。

さらに、税制変更に伴う市場参加者の増加やボラティリティの変化は、当社のビットコイン保有に係る評価損益や収益変動を拡大させる可能性があり、経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼすおそれがあります。加えて、制度設計の詳細が未確定であることから、その内容次第では当社の事業戦略および資本政策の見直しが必要となる可能性があります。

(1) ビットコインの価格変動リスクと予測困難性

ビットコインの価格は、需給関係、マクロ経済情勢、各国規制当局の政策動向、技術的要因その他のさまざまな要素により、大きく変動する傾向があります。2025年度においても、ビットコイン価格は年間を通じて大きな上下動を伴いながら推移しており、高い価格変動性（ボラティリティ）を示しております。

当社グループは、このような高いボラティリティを前提として、株式市場における資金調達の実施や、ビットコイン・インカム事業を通じた収益機会の創出を図っております。しかしながら、ビットコイン価格が短期的な変動にとどまらず、中長期的に下落基調で推移した場合には、当社グループが保有するビットコインの評価額が減少することとなります。

その結果、当社グループの市場評価や資本政策に影響を及ぼす可能性があるほか、ビットコインを経済的な裏付け資産として発行される優先株式の価値評価や、当該優先株式の発行条件の柔軟な見直しが必要となる可能性があります。これらの要因により、当社グループが想定する成長戦略や資金調達計画の遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(2) カストディ（保管）およびセキュリティリスク

当社グループは、保有するビットコインの大部分について、信頼性の高い機関投資家向けの保管業者（カストディアン）を利用し、主としてコールドウォレット等のオフライン環境で管理しております。しかしながら、当該カストディアンが経営破綻した場合、当社グループが預託しているビットコインが破産財団に組み入れられ、当社グループが一般債権者として扱われることにより、資産の回収に制限が生じる、または回収不能となるリスクがあります。

また、カストディアンが提供する保険の補償範囲は限定的であることが一般的であり、ハッキング、不正アクセス、システム障害等によりビットコインの盗難や滅失が発生した場合、当該損害が全額補填されない可能性があります。

さらに、ビットコインの管理および移転には秘密鍵の適切な管理が不可欠であり、当該秘密鍵が紛失、盗難または不正に取得された場合、関連するビットコインを永久に喪失する可能性があります。当社グループでは、サイバー攻撃、フィッシング詐欺、内部不正その他の要因により秘密鍵が侵害されるリスクを最小化すべく、業界最高水準のセキュリティ対策を講じておりますが、かかるリスクを完全に排除することは困難です。

当社グループでは、以上のリスクを低減するため、複数のカストディアンの利用による分散保管、コールドウォレットの活用、マルチシグネチャ（複数署名）等の技術的対策の導入、秘密鍵管理に関する厳格な内部統制および権限管理体制の構築、ならびに外部専門家によるセキュリティ評価等を実施しており、上記のリスクに対して万全を期しておりますが、万一これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業モデルおよび戦略に関するリスク

(1) 「mNAV」プレミアムと資金調達の好循環に関するリスク

当社グループの戦略は、当社グループの企業価値（時価総額に純負債を加減算した額）が、保有するビットコインの時価総額を上回る状態、すなわち「mNAV (market Net Asset Value)」が1倍を超える状態を維持し、そのプレミアムを活用して株式等による資金調達を行うことで、1株当たりのビットコイン保有量（いわゆる「BTC Yield」）を中長期的に向上させることを前提としております。

しかしながら、暗号資産市場や株式市場の変動、当社グループの業績動向、成長戦略に対する市場評価の変化その他の要因により、当社グループのmNAVプレミアムが低下し、または消失して1倍を下回る状況となった場合には、資本効率の観点から、資金調達やビットコインの取得について最適なタイミングや手法を再検討する可能性があります。その結果、当社グループが想定する資金調達およびビットコイン保有量拡大の進捗に遅延が生じるおそれがあります。

当社グループでは、このようなリスクを低減するため、資本市場環境や当社株価水準を踏まえた慎重な資金調達判断を行うとともに、普通株式による調達に限定せず、優先株式や借入等を含む資金調達手段の多様化を進めております。また、事業の収益力向上および情報開示の充実を通じて、企業価値および市場からの評価の維持・向上に努めております。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、mNAVプレミアムを安定的に維持できる保証はなく、当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ビットコイン収益化事業（オプション取引）のリスク

当社グループは、ビットコインの現物を長期的に保有する一方で、ビットコインに関連したオプションの売り戦略（現金担保付きプットオプションおよびコールオプションの売却を含む）を活用し、オプション料（プレミアム）収入の獲得を目的とした収益化事業を行っております。

しかしながら、当該オプション取引には固有のリスクが存在します。現金担保付きプットオプションの売却においては、ビットコイン価格が権利行使価格を下回った場合、市場価格を上回る水準でビットコインを取得する義務が発生する可能性があります。また、コールオプションの売却を含むオプションの売り戦略全般においては、相場が急激に上昇した場合、現物を直接保有していた場合に享受できたはずの価格上昇による利益の一部または全部を得られない、いわゆる機会損失が生じる可能性があります。さらに、オプションの売り戦略では、取引期間中に現金またはビットコインが担保として拘束されることから、市場環境の急変時における資金運用の柔軟性が低下する可能性があります。

当社グループでは、これらのリスクを抑制するため、ビットコイン収益化事業に係る運用規模を、原則として当社グループが保有するビットコインの時価総額（ビットコインNAV）の概ね5%程度に限定する内部方針を定めております。しかしながら、当該方針のもとで運用を行った場合であっても、ビットコイン価格の大幅な変動等により、当社グループの想定する収益を確保できない、または損失が発生する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 特定経営陣への依存

当社グループのビットコイン戦略およびデリバティブ取引の運用は、代表取締役社長であるサイモン・ゲロヴィッチや、ビットコイン戦略責任者であるディラン・ルクレールをはじめとする特定の経営陣および主要人材の専門的な知識、経験ならびに判断に大きく依存しております。これらのキーパーソンが、病気、退職その他の理由により不在となった場合、当社グループの機動的な意思決定や事業運営に支障が生じ、戦略の遂行や事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクを低減するため、知見やノウハウの組織内共有、人材の育成および体制の強化等に取り組んでおりますが、これらの施策が十分に機能する保証はなく、当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

3. 財務および資本政策に関するリスク

(1) MSワラントおよび新株発行による株式価値の希薄化について

当社グループは、ビットコインの取得資金等を調達するため、今後も市場環境や資金需要に応じて、普通株式の発行（通常の新株発行）や、行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の発行を機動的に行う方針です。

特にMSワラントは、市場価格の動向に応じて行使価額が修正される仕組みであることから、当社株価が下落している局面においても権利行使が進行する可能性があります。その結果、発行済株式総数が増加し、既存株主の持分比率および1株当たり価値が希薄化するおそれがあります。

一方で、当社グループは、普通株式の発行に伴う希薄化を前提としつつも、調達した資金を活用して取得するビットコインの増加が、当該希薄化を上回ることにより、結果として1株当たりのビットコイン保有量の向上につながることを志向した資本政策を採用しております。しかしながら、暗号資産市場や株式市場の動向等により、必ずしも当該効果が実現する保証はありません。

これらの株式数の増加および希薄化が生じた場合には、当社グループの株価水準、株主価値ならびに資本政策に対する市場の評価に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金調達環境の変化による戦略遂行リスク

当社グループのビットコイン蓄積戦略は、主として株式市場を通じた継続的な資金調達を前提としております。しかしながら、株式市場全体の環境悪化、当社グループの株価水準の低下、投資家のリスク許容度の変化その他の要因により、行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）の行使が想定どおりに進行しない可能性や、当社グループが想定する新株発行による資金調達に一定の制約が生じる可能性があります。

このような状況が生じた場合には、当社グループが計画しているビットコイン取得の実行時期や取得規模に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの成長戦略の遂行や将来の収益性に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 優先株式の配当に関するリスク

当社グループは、優先株式に係る配当について、原則としてビットコイン・インカム事業を通じて創出される収益を原資として支払う方針としております。

しかしながら、ビットコイン価格の変動、市場ボラティリティの低下、デリバティブ取引の収益環境の悪化その他の要因により、ビットコイン・インカム事業から十分なキャッシュ・フローを安定的に確保できない場合には、優先株式に係る配当を実施できない、または配当水準を引き下げざるを得なくなる可能性があります。

その結果、優先株式の価値評価や投資家の評価に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの資本政策および資金調達に影響を与えるおそれがあります。

(4) 優先株式の上場に関するリスク

当社グループは、優先株式について将来的な上場を目指しており、現在、関係する取引所との間で事前相談を開始しております。しかしながら、当該上場の実現にあたっては、取引所による審査および承認を含む所定の手続を経る必要があり、上場の可否、時期および条件については、証券市場の環境、上場基準への適合状況その他の要因により左右されるため、現時点において確約されているものではありません。

このため、仮に優先株式の上場が実現しない場合、または想定どおりの条件で上場できない場合には、優先株式による資金調達が制限される可能性があり、その結果、当社グループの資本政策や資金調達戦略、ひいては成長戦略の遂行に一定の制約が生じるおそれがあります。また、これらの状況は、投資家による当社グループの評価にも影響を及ぼす可能性があります。

(5) 会計基準によるビットコイン評価損益の変動

日本の会計基準（日本GAAP）においては、ビットコインのような活発な市場が存在する暗号資産については、時価評価を行い、評価差額は当期の損益として計上することが求められます。

ビットコインの価格は、株式や債券等の伝統的な金融資産と比較して価格変動性が高いことから、当社グループの事業活動が順調に推移している場合であっても、期末時点におけるビットコイン価格の水準によっては、多額の評価損または評価益が計上される可能性があります。その結果、各会計期間における損益が大きく変動し、当社グループの経営成績に対する外部からの評価に影響を及ぼすおそれがあります。

(6) BTC担保借入（クレジットファシリティ）およびレバレッジに伴う担保清算リスク

当社グループは、資金調達手段の多様化および効率化の一環として、保有するビットコインを担保とした借入（クレジット・ファシリティ契約）を活用しております。当該借入の運用にあたっては、ビットコインの価格変動リスクを十分に考慮し、担保価値に対して一定の余力を確保した借入比率（LTV）を維持することにより、リスクコントロールに努めております。

しかしながら、暗号資産市場において当社グループの想定を超える急激な価格変動が生じ、担保として差入れているビットコインの価値が契約上求められる水準を下回った場合には、契約条件に基づき、追加担保の差入れ（いわゆるマージンコール）が求められる、または担保資産の一部もしくは全部が強制的に売却（清算）される可能性があります。

このような事態が発生した場合、当社グループの意図しないタイミングでビットコインの保有量が減少することとなり、当社グループの長期保有を前提としたトレジャリー戦略や財務状態に影響を及ぼすおそれがあります。

4. 法規制・会計・税制に関するリスク

(1) 暗号資産の法人税法上の取り扱いと要件

2024年度税制改正により、法人が保有する活発な市場がある暗号資産については、一定の譲渡制限要件（技術的な移転防止措置の実装等）を満たす場合には、税務上の期末時価評価課税の対象外とされる制度が導入されました。

当社グループは、現在日本国内の法人が保有するビットコインについて、当該要件を満たすよう運用しております。しかしながら、将来的な税制改正の内容や解釈の変更、または税務当局による判断により、当該要件を満たしていないと判断された場合には、保有するビットコインに係る含み益に対して、多額の法人税等の納付義務が発生する可能性があります。

その結果、当社グループのキャッシュ・フローや財政状態に影響を及ぼすおそれがあり、当社グループの資本政策および成長戦略の遂行に影響を与える可能性があります。

(2) 米国および日本における規制環境の変化に関するリスク

当社グループは、米国に子会社を設立し事業を展開しておりますが、米国においてビットコインが証券として再分類された場合、または当社グループが米国の「投資会社法（Investment Company Act）」上の投資会社

に該当すると判断された場合には、登録義務の発生や事業活動に対する各種制約が課される可能性があります。その結果、当社グループの事業運営、資本政策または成長戦略に影響を及ぼすおそれがあります。

また、日本国内においても、暗号資産に関する規制について、資金決済法から金融商品取引法への規制体系の見直し等が継続的に議論されております。今後、カストディ（保管）業務やデリバティブ取引に対する規制が強化された場合には、新たな許認可の取得、業務内容の変更または追加的な内部管理体制の整備が必要となり、コンプライアンスコストの増加や、事業の一部について停止または制限を余儀なくされる可能性があります。

これらの規制環境の変化が生じた場合には、当社グループの事業活動、財政状態および経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

5. 事業環境および市場動向に関するリスク

(1) マクロ経済環境と金利上昇による影響

当社グループのビットコイン・トレジャリー戦略は、法定通貨の価値希釈に対するヘッジ手段としてビットコインを保有することを主眼としております。しかしながら、マクロ経済環境や金融政策の変化により、当該前提が短期的または中期的に想定どおり機能しない可能性があります。

日本銀行は、2024年以降、マイナス金利政策を解除し、政策金利の引き上げを実施しており、2025年12月時点において政策金利は0.75%となっております。今後、さらなる利上げが行われた場合には、円建てでの資金調達コストが上昇し、当社グループの資金調達環境や収益性に影響を及ぼす可能性があります。

また、金利上昇に伴い円高が進行した場合には、円建てで換算したビットコインの評価額が減少する要因となります。その結果、当社グループの財政状態、資本政策および市場からの評価に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 暗号資産市場における競争激化

近年、特に米国を中心に、企業が財務戦略の一環としてビットコインを保有する動きが拡大しており、暗号資産市場への参入企業や機関投資家が増加しております。このような市場環境の変化により、ビットコインの取得を巡る競争が今後一層激化する可能性があります。

当社グループは、アジアの上場企業として相応のビットコイン保有規模を有しておりますが、将来的に、より潤沢な資本力を有する企業や機関投資家が本格的に参入した場合には、ビットコインの調達競争が激化し、当社グループが想定するペースや条件での追加取得に制約を受ける可能性があります。

その結果、当社グループのビットコイン・トレジャリー戦略の遂行や資産構成、ひいては成長戦略に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) ホテル事業の外部環境依存

当社グループは、引き続き「ホテルロイヤルオーク五反田」を保有・運営しており、一定のキャッシュ・フローを創出しております。しかしながら、当該ホテル事業は、インバウンド需要や国内経済動向の影響を受けやすい事業であり、新たな感染症の流行、自然災害、地政学的リスクその他の外部環境の急激な変化が生じた場合には、宿泊需要が大幅に減少する可能性があります。

このような事態が発生した場合、当社グループのホテル事業に係る収益が減少するのみならず、担保価値または保有資産としての不動産評価が低下する可能性があり、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下の通りであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

イ) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当社を取り巻く事業環境と経営方針について

現在、世界経済は、資本と労働を中心とした旧来の供給構造と、情報技術を基盤とする新たな経済基盤との間で、構造的な変化を迎えています。また、戦後の通貨体制も、地政学的リスクの高まり、貿易政策の見直し、累積債務への懸念を背景に、大きな転換点に差し掛かっています。

こうした中、安全資産とされてきた長期国債などからの資金流出が進み、金は各国通貨に対して過去最高水準で再評価されています。

このような環境において、希少性が高く、保管や移転が容易で、信用仲介を必要としないビットコイン（以下「ビットコイン」または「BTC」といいます。）の戦略的意義が急速に高まっています。

当社は、ビットコインが再構築される金融システムの中で、今後中核的な役割を果たすと確信しており、2024年度よりビットコイントレジャー企業へと転身いたしました。

当社の戦略は明快です。

「株主の皆様を代表して、慎重かつ迅速に、可能な限り多くのビットコインを蓄積する」

これこそが、私たちの中長期的な企業価値向上に資する最も合理的な手段であると考えております。

2024年4月に「ビットコイン・スタンダード」体制を採用し（米国ナスダック上場のストラテジー社に続き、世界で2番目の事例）、当社の戦略的仮説（法定通貨に依存せず、ビットコインを準備資産として長期的に保有することが企業価値を高めるといふ仮説）は着実に実証されつつあります。

「bitcointreasuries.net」等の公的情報源によれば、すでに150社を超える上場企業がビットコインを準備資産として保有しており、当社がこのグローバルな潮流の先駆けであることが改めて示されています。

当社は、事業進捗および資本効率を測る主要指標として、保有BTC数量、1株当たりBTC保有量、BTCイーールド（1株当たりBTC保有量の増加率）、ならびにmNAV（企業価値を保有BTCの時価純資産で割った倍率指標）を重要指標として位置付け、継続的にモニタリングしています。

当第4四半期（2025年10月～12月）においては、ビットコイン価格が軟調に推移したことにより、当社株式の市場評価も調整局面に入り、mNAVは低下しました。この結果、従来のように普通株式の発行のみを通じて資金調達を行う手法は、1株当たりBTC保有量を高めるといふ観点から、最適とは言えない環境となりました。

こうした市場環境の変化に対応するため、当社は2025年10月28日に公表した「キャピタル・アロケーション・ポリシー（資本配分方針）」に基づき、普通株式に依存しない資金調達手段の多角化を迅速に実行しました。

具体的には、ビットコインを裏付けとしたクレジット・ファシリティ契約を締結し、借入を実行することで、株式の希薄化を回避しつつ機動的なBTC蓄積を継続するレバレッジ戦略を展開しました。

また、2025年12月29日には、当社として初となるB種種類株式（MERCURY）を発行しました。これは、ビットコインという「永久的な資産」に対して、償還期限のない「永久資本」を対応させるALM（資産負債総合管理）の考え方を具現化した、日本初の事例です。これにより、当社は普通株式以外の資本調達手段を確立し、市場環境に左右されにくい持続的な成長基盤を構築しました。

これらの取り組みは、当社が提唱する「デジタル・クレジット（Digital Credit）」戦略の中核をなすものです。市場価格が低迷する局面においても、負債および優先資本を適切に組み合わせることで、強固な財務基盤と持続的なBTC蓄積能力を維持することが可能となります。

当社は今後も、mNAVの水準および市場環境を精査したうえで、普通株式、優先株式（種類株式）、デット（負債）の中から、その時点でBTCイーールドを最大化できる最適な資本手段を選択・実行してまいります。この多層的な資本構成こそが、ビットコインのボラティリティを中長期的な成長機会へと転換する当社独自の競争優位性であると考えています。

2026年度に向けて、当社はビットコインを基盤とした高度な資本運営・資本配分機能をさらに強化し、企業価値の持続的な成長を図ってまいります。当社では、この新たな金融領域を総称して「デジタル・クレジット（Digital Credit）」と呼んでいます。

なお、優先株式の上場については、証券取引所との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があります。現時点では事前相談を開始しておりますが、審査の結果次第では上場が認められない可能性があります。今後、開示すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

当第4四半期連結業績及び通期連結業績について

当第4四半期連結累計期間において、当社グループの売上高は8,905百万円（前年同期比738.3%増）、営業利益は6,287百万円（前年同期比1,694.5%増）を計上いたしました。これは、ビットコイン関連事業、とりわけ2024年12月期第4四半期より開始したビットコインインカム事業が着実に成果を上げていることを示すものです。

当第4四半期においては、当社を取り巻く環境の変化を踏まえ、前述の通り、転換権付永久型優先株式「B種株式（MERCURY）」の発行（発行総額：212億円）および上限5億米ドルのクレジット・ファシリティの設定を通じて、資金調達手段の多様化を進めるとともに、当社の株価水準に左右されにくい資金調達が可能な体制を構築してまいりました。これにより、普通株式の発行以外の調達手段を通じて機動的に資本を運用することが可能となり、ビットコイン関連のオプション取引を中心とするビットコイン・インカム事業への資本配分を拡大いたしました。その結果、当該事業は2025年12月期の連結売上高の増加に大きく貢献いたしました。

ビットコイン評価損について

なお、当第4四半期末時点においては、ビットコイン価格が下落に転じたことに伴い、営業外費用として102,188百万円のビットコイン評価損を計上しております。当該評価損は、各四半期末時点における一時的な価格変動を反映した会計上の評価調整であり、当社の現金収支や事業活動に直接的な影響を及ぼすものではありません。

一方で、当社のBTCトレジャリー事業は、こうした短期的な価格変動に左右されることなく、2025年12月期を通じて着実な成長を遂げております。2025年末時点におけるBTC保有数量は35,102BTCに達しており、2024年12月末時点の1,761BTCと比較して大幅に増加いたしました。

当社グループでは、米国子会社を含む海外子会社の財務諸表を米ドル建てで作成しており、ビットコインについても、各海外子会社において米ドルベースで取得原価を認識し、期末時点の時価により評価しております。海外子会社におけるビットコインの評価損益は、まず米ドルベースで算定され、その後、連結財務諸表の作成にあたって、日本の会計基準に基づき、期中の平均為替レートをを用いて円換算を行っております。このため、円ベースで表示されるビットコインの評価損益には、ビットコイン価格の変動に加え、為替レートの変動が間接的に影響しております。

また、当社は事業運営およびビットコイン取得の過程において、日本円から米ドルへの資金移動（資本注入等）を継続的に行っております。近時の円安・ドル高の為替環境を背景として、これらの米ドル建て資産・負債に係る為替差額については、「為替換算調整勘定」として、その他の包括利益に計上されております。

その結果として、当該期間においては、連結損益計算書上、ビットコイン価格の下落に伴うビットコイン評価損として102,188百万円を計上する一方、連結包括利益計算書においては、円安進行に伴う為替差額として19,303百万円が計上されております。これらは同一の為替環境のもとで発生しており、一定程度相殺される関係にあります。両者を勘案した実質的なビットコインの評価損、すなわち当該期間における当社の固定資産に計上されているBTC NAVの減少額は、約820億円となっております。

さらに、完全希薄化後の発行済株式数を前提とした1株当たりBTC保有数量の成長率（BTCイールド）は、2025年通年で568%に達しており、当社の資本戦略およびBTC取得戦略は、当初の計画を上回る成果を上げたものと認識しております。

このように、短期的には会計上の評価損益が発生する局面がある一方で、中長期的なBTCの蓄積および資本戦略は、引き続き順調に推移しております。

ホテル事業におきましては、客室の改装や新たな集客施策も進めており、集客率も伸び、安定した売上を計上することができました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高8,905百万円（前年同期比738.3%増）、営業利益6,287百万円（前年同期比1,694.5%増）、経常損失96,141百万円（前年同期は経常利益5,993百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失95,046百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益4,439百万円）となりました。

なお、当社は、「BTCイールド」「BTCゲイン」「BTC円ゲイン」を公式の主要経営指標（KPI）として採用しております。BTCイールドとは、当社のビットコイン保有総額と完全希薄化発行済普通株式数の比率が比較対象期からどのように増減したかを変化率で表す経営指標（KPI）です。当社は、株主価値の増大を目的としたビットコイン取得戦略のパフォーマンス評価にBTCイールドを採用しています。BTCゲインは、一定期間における、期間当初に当社が保有していたビットコインの総保有有高に当該期間のBTCイールドを乗じて表すKPIです。この指標は、新株が発行されなかったと仮定した場合のビットコイン総保有有高の増加を表します。希薄化の影響を排除することで、BTCゲインは、当社の財務戦略のみによってもたらされたビットコインの純増分を数値化します。BTC円ゲインは、BTCゲインの円換算額を表すKPIです。BTCゲインに、該当期間の最終日のビッ

トコインの市場価格を乗じて算出されます。これにより、株主及び投資家は現地通貨建ての財務上の影響をより明確に把握することができます。

2025年2月に発行した2,100万株の第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権がすべて行使されたこと、同年6月に発行した5.55億株相当の新株予約権のうち1.56億株が行使されたこと、さらに同年9月に実施した3.85億株の海外募集、12月に実施した2,361万株の第三者割当によるB種種類株式の発行により、当社のBTC蓄積ペースはさらに加速しました。

その結果、2025年12月末時点におけるBTC保有残高は35,102BTCに達し、完全希薄化後発行済株式数は1,459,627,925株となりました。これにより、完全希薄化後1株当たりBTC保有量は0.0240486BTCと、前年末(2024年12月末:0.0035987BTC)から約6.68倍に上昇しております。

これらの実績は、当社のビットコイントレジャリー方針が着実に進捗していることを示すものであり、引き続き中長期的な株主価値の向上を目指して着実に取り組んでまいります。

	2025年3月31日	2025年6月30日	2025年9月30日	2025年12月31日
BTC保有総額	4,046	13,350	30,823	35,102
発行済普通株式	459,823,340	654,714,340	1,140,974,340	1,142,274,340
完全希薄化後発行済株式数 注：1	574,779,175	826,567,925	1,434,392,925	1,459,627,925
完全希薄化発行済株式1株当たりBTC 注：2	0.0070392	0.0161511	0.0214885	0.0240486
BTCイールド(%、四半期累計)	95.6%	129.4%	33.0%	11.9%
BTCゲイン(四半期累計) 注：3	1,684	5,237	4,412	3,672
BTC円ゲイン(百万円、四半期累計)	¥23,302	¥72,452	¥61,031	¥50,800
BTC/円参照価格 注：4	¥13,833,836	¥13,833,836	¥13,833,836	¥13,833,836

- 注：1．完全希薄化後発行済株式数は、(i) 発行済普通株式総数、(ii) 転換社債の転換が仮に行われた場合の潜在株式数、(iii) 発行済ストックオプションの行使による潜在株式数、(iv) 権利行使された新株予約権による株式数、で構成され、それぞれの日付時点におけるものです。米国市場の報告基準に合わせるため、行使価格修正条項付新株予約権は、潜在的な株式の希薄化をより正確に反映させるために、行使後のみ含めることとします。さらに、At-The-Market(ATM)株式発行の報告基準との整合性を保つため、ビットコイン購入のために発行された割引率0%の新株予約権は、行使後に売却代金が当社に支払われた時点で、初めて完全希薄化後株式数に反映されます。この手法は、米国におけるATM株式発行を用いた希薄化の測定方法と一致しているため、割引率0%の新株予約権の希薄化を最も正確かつ公平に測定できると考えています。
- 2．完全希薄化発行済株式1株当たりビットコインは、ビットコイン保有量合計を各表示日時点の完全希薄化発行済株式数で除して計算されます。その結果を1,000倍して、1,000株当たりのビットコイン数を表しております。
- 3．BTC円ゲイン(四半期累計)は、下記注記4に定義されるBTC/円参照価格にBTCゲインを乗じて計算されます。すべての期間において一貫した基準レートを適用することで、比較可能性が確保され、株主にとっての当該期間のBTCゲインの現在の円建て価値が反映されます。
- 4．BTC/円参照価格は、Bitflyerで公表されている最新の終値であり、以下のURLに掲載されています：
<https://bitflyer.com/en-jp/s/closing-price>
- 5．この表のすべての株式数の数値は、2025年4月1日に実施された1株を10株に株式分割したものを反映して調整されています。BTCイールドの数値は、株式分割の影響を受けないため、変更されていません。

キャピタル・アロケーション・ポリシーについて

本ポリシーは、当社の資金調達、投資および株主価値創造に関する基本的な考え方を規律付ける枠組みを示すものであり、以下の3つの基本原則を基軸として運用しております。

優先株式の有効活用(早期の上場を目指す)

BTCイールド(1株当たりBTC保有量の増加率)の最大化を図るため、当社は永久型優先株式の活用を積極的に推進してまいります。この手法により、リファイナンスリスクを最小限に抑えつつ、BTC建ての長期的な株主価値向上を実現することを目指します。

普通株式の活用に関する方針の明確化

普通株式の発行による資金調達については、原則 mNAV（企業価値を保有する BTC の時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る水準では実施しない方針とします。また、普通株式の発行による資金調達は、mNAVが1倍を上回る水準にあり、かつ財務指標および戦略的な観点の双方から、既存株主価値の向上に資すると判断される場合に限定して選択的に実施いたします。

自己株式の取得および関連取引による1株当たりBTC保有量最大化への対応策

mNAV（企業価値を保有する BTC の時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る局面においては、BTCイーールドの最大化を図る観点から、自己株式の取得を適切に執行します。

もっとも、mNAVが1倍であることは重要な判断基準と位置付けつつも、市場株価が当社の本源的な企業価値を大きく下回っていると経営陣が判断する場合等においては、1倍を上回る水準であっても、長期的な観点から株主価値の向上に資する自己株式の取得を柔軟に実施し得るものとしたします。

これらの取引は、当該時点における市場環境や当社の財務状況等を総合的に勘案しつつ、機動的かつ規律をもって実施いたします。

自己株式取得の財源としては、手元資金に加え、優先株式による資金調達、随時借入が可能なクレジットファシリティ、および BTC インカム事業による収益等の活用を想定しております。

本ポリシーを規律的に実行することにより、当社は以下の3つの主要な戦略目標の達成を目指します。

- 1： 長期的な観点での企業価値の最大化
- 2： BTC イールド（1株当たり BTC 保有量の増加率）の最大化
- 3： mNAV の向上

ビットコインを担保としたクレジット・ファシリティ契約について

当社グループは、ビットコイントレジャー戦略を中核とする事業モデルの下、ビットコインを中長期的な中核資産として保有しつつ、当該資産の価値を効率的に活用するための資金調達手法として、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用しております。

当社グループは、保有するビットコインを担保として、総額5億米ドルのクレジットファシリティ契約を締結しており、当該契約に基づき、担保価値や市場環境等に応じて借入枠を確保することが可能となっております。本クレジットファシリティは、貸し手からの借入枠をあらかじめ確保する仕組みであり、当社グループは、ビットコインを売却することなく、機動的に流動性を確保できる手段として位置付けております。

当社グループがビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用する主な目的は、市場環境や事業機会に応じた機動的な資金調達手段を確保することにあります。これにより、ビットコインの取得機会やビットコインインカム事業の運営等に必要となる資金需要に対して、柔軟に対応することを可能としております。

もっとも、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約は、ビットコイン価格の変動に伴う担保価値の変動リスクや、追加担保の差入れまたは期限前返済が求められる可能性等のリスクを内包しております。このため、当社グループは、借入規模や利用条件を慎重に管理し、過度なレバレッジを伴わない範囲での活用を基本方針としております。

今後においても、当社グループは、市場環境、ビットコイン価格の動向および財務状況を総合的に勘案しつつ、ビットコインを担保としたクレジットファシリティを適切に活用し、安定的かつ柔軟な資金調達体制の構築に取り組んでまいります。

当社主要KPIの用語解説

BTCイーールド：

BTCイーールドとは、「1株当たりのBTC保有数量の成長率」を指します。当社では、株主の皆様へ代わり、市場からの資金調達を通じて継続的にBTCを取得しております。この過程において、資金調達に伴う株式の希薄化の影響を考慮した上で、それでもなお増加させることができた1株当たりのBTC保有数量は、株主の皆様にとっての付加価値と捉えることができます。

このように、BTCイーールドは希薄化を考慮した後の「完全希薄化後発行済株式1株当たりBTC保有数量の成長率」を示す指標であり、BTCを戦略的に保有・運用するトレジャー企業である弊社にとって、最も重要なKPI（重要経営指標）の一つです。

BTCゲイン：

BTCゲインとは、「希薄化考慮後のBTC保有数量の増加量」を示す指標です。増加率を表すBTCイーールドに対し、BTCゲインはその量を数量ベースで捉えるものです。具体的には、直前のBTC保有数量にBTCイーールド（増加率）を乗じることで算出されます。

BTCゲインは、株式の希薄化を考慮した上で、株主の皆様に対して実際にどれだけのBTCを新たに創出できたかを「BTC数量」という具体的な単位で評価する指標であり、BTCイールドと並んで、当社にとって重要なKPI（重要経営指標）と位置付けています。

BTC円ゲイン：

BTC円ゲインは、BTCゲインにBTC現物の円建てスポット価格を乗じて算出される指標です。すなわち、ある一定期間に創出されたBTC数量を、円換算時価で評価したものとなります。

当社では、長期的にBTC円ゲインを着実に積み上げていくことが、企業価値の向上に資するものと考えております。その実現のためには、継続的に高いBTCイールド（1株当たりBTC保有数量の成長率）を維持することが重要であり、それによって将来的なBTC価格の円建てでの上昇を最大限享受できることが期待されます。

このような観点から、BTCイールドの維持とBTC価格の上昇は、BTC円ゲインの拡大（＝円基準における当社の企業価値の向上）における極めて重要な要素であると認識しております。

財政状態の状況

(a) 資産の部

当連結会計年度末の総資産の額は505,286百万円となり、前連結会計年度から474,961百万円増加しました。

流動資産の額は18,168百万円となり、前連結会計年度から15,483百万円増加しております。

これは主に、預け金が1,951百万円減少した一方、現金及び預金が2,258百万円、USDコインが14,892百万円及びその他（流動資産）が276百万円増加したことによるものであります。

固定資産の額は484,120百万円となり、前連結会計年度から456,594百万円増加しました。

これは主に、有形固定資産が17百万円、無形固定資産が1,435百万円及び投資その他の資産のビットコインが455,136百万円増加したことによるものであります。

(b) 負債の部

当連結会計年度末の負債の額は46,694百万円となり、前連結会計年度から33,334百万円増加しております。

流動負債の額は45,841百万円となり、前連結会計年度から34,447百万円増加しております。

これは主に、1年内償還予定の社債が11,250百万円減少した一方、短期借入金が43,836百万円、未払法人税等が396百万円及びその他（流動負債）が1,463百万円増加したことによるものであります。

固定負債は852百万円となり、前連結会計年度から1,113百万円減少しております。

これは主に、その他（固定負債）が391百万円増加した一方、繰延税金負債1,503百万円減少したことによるものであります。

(c) 純資産の部

当連結会計年度末における純資産の額は458,592百万円で、前連結会計年度末から441,626百万円増加しております。

これは主に親会社株主に帰属する当期純損失95,046百万円を計上、資本剰余金が517,243百万円及び為替換算調整勘定が19,303百万円増加したためであります。

ロ) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ2,258百万円増加し、2,552百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって獲得した資金は6,618百万円(前年同期は623百万円の獲得)となりました。その主な要因は、税金等調整前当期純損失 96,141百万円、減価償却費61百万円、ビットコイン評価損益(は益) 102,188百万円及びその他632百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって支出した資金は554,395百万円(前年同期は23,452百万円の支出)となりました。その主な要因は、ビットコインの取得による支出 541,607百万円、有形固定資産の取得による支出 34百万円、無形固定資産の取得による支出 698百万円、USDコインの増減額(は増加) 14,535百万円及び預け金の増減額(は増加) 2,486百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって獲得した資金は544,221百万円(前年同期は22,570百万円の獲得)となりました。その主な要因は、短期借入れによる収入41,806百万円、社債の発行による収入96,379百万円、社債の償還による支出 108,161百万円、株式の発行による収入513,430百万円、新株予約権の発行による収入310百万円、自己株式の処分による収入498百万円及び自己株式の取得による支出 18百万円によるものであります。

ハ) 生産、受注及び販売の実績

仕入実績

仕入実績をセグメント毎に示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ビットコイン関連事業	22	100.0
ホテル事業	61	6.9
合計	84	27.6

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 当第3四半期連結累計期間より、従来「ビットコイントレジャー事業」としていたセグメント名称を「ビットコイン関連事業」に変更しております。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

受注実績

サービス業のため、該当事項はありません。

販売実績

販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ビットコイン関連事業	8,468	1,124.5
ホテル事業	436	17.9
合計	8,905	738.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

2. 当第3四半期連結累計期間より、従来「ビットコイントレジャー事業」としていたセグメント名称を「ビットコイン関連事業」に変更しております。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

経営者の視点による経営成績等の状況の分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 イ) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、経常利益及び売上高経常利益率であります。

経常利益

当期売上高については、とりわけ2024年12月期第4四半期より開始したビットコインインカム事業が着実に成果を上げております。総額売上高8,905百万円を計上できたことから、前年より738.3%の増額となりました。

営業利益については、ビットコイン・トレジャリー事業が貢献し、営業利益6,287百万円を計上できました。経常利益については、為替差益506百万円を計上したものの、ビットコイン評価損102,188百万円を計上したため、経常損失 96,141百万円を計上しております。当該評価損は、各四半期末時点における一時的な価格変動を反映した会計上の評価調整であり、当社の現金収支や事業活動に直接的な影響を及ぼすものではありません。

売上高経常利益率

売上高経常利益率は 1,079.6%となりました。

今後、既存ホテルについては、稼働率と客単価を維持・向上していくとともに、ビットコイン・トレジャリー事業の拡大と企業のビットコイン採用の推進を通じ、グローバルな変革をリードし、拡大することで収益を確保し、また引き続きコスト削減を実現することで経常利益の計上に努めてまいります。

当社グループが目標とする指標についての当連結会計年度と前連結会計年度の実績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

指標	当連結会計年度	前連結会計年度	増減率
売上高	8,905	1,062	738.3%
経常利益及び経常損失()	96,141	5,993	
売上高経常利益(損失)率	1,079.6%	564.2%	

(注) 記載金額は百万円以下を切り捨てて表示しております。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ロ) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、新株予約権の行使等による資本増強により財務体質も安定して おります。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積りは、過去の実績や現在の状況並びに入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に用いておりますが、見積り及び仮定には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

なお、会計上の見積りにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 重要な会計上の見積り」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約34百万円で、その内訳は、主としてウエン東京株式会社におけるホテルの改装に伴う建物及び構築物の増加となっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	土地	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社	本社機能	-	-	4	4	16

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち、その他は、工具、器具及び備品であります。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地	その他	合計	
ウエン東京(株)	ホテルロイヤルオーク 五反田 (東京都品川区)	ホテル事業	ホテル 関連設備	91	866	30	988	11

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち、その他は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,723,000,000
A種種類株式	555,000,000
B種種類株式	555,000,000
合計	3,833,000,000

- (注) 1. 当社の定款第6条に定められたところにより、当社の普通株式の発行可能株式総数は2,723,000,000株、A種種類株式の発行可能株式総数は555,000,000株及びB種種類株式の発行可能株式総数は555,000,000株であります。
2. 2025年11月20日付にて、発行可能株式総数が3,833,000,000株に変更されることを2025年12月22日開催臨時株主総会にて決議しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,142,274,340	1,166,803,340	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
B種種類株式	23,610,000	23,610,000	非上場	単元株式数は100株であります。
合計	1,165,884,340	1,190,413,340	-	-

- (注) 1. 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2026年2月13日付で、新株式発行により、発行済株式総数が24,529,000株増加しております。
3. B種種類株式の内容は以下の通りです。

(1) 剰余金の配当

本種類配当金

当社は、3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を基準日（以下「本種類配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該本種類配当基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」といいます。）又は本種類株式の登録株式質権者（以下、本種類株主とあわせて、「本種類株主等」といいます。）に対し、下記(9) に定める支払順序に従い、本種類株式1株につき、当該本種類配当基準日に係る四半期配当期間（以下に定義します。）に関して下記 に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により本種類株式1株当たり）に支払われる金銭を、以下「本種類配当金」といいます。）を行います。

「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいいます。

- (i) 毎年3月31日を基準日とする配当：
同年1月1日から同年3月31日まで
- (ii) 毎年6月30日を基準日とする配当：
同年4月1日から同年6月30日まで
- (iii) 毎年9月30日を基準日とする配当：
同年7月1日から同年9月30日まで
- (iv) 毎年12月31日を基準日とする配当：
同年10月1日から同年12月31日まで

本種類配当金の金額

本種類配当金の額は、1,000円に年率4.9%を乗じて算出した額とし、各本種類配当基準日につき本種類株式1株当たり12.25円とします。ただし、2025年12月31日に終了する四半期配当期間における本種類配当金は本種類株式1株当たり0.40円とします。なお、かかる配当を行う本種類配当金相当額に、各本

種類株主等が権利を有する本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

累積条項

3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として本種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関する本種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、単利計算により当該四半期配当期間（以下、本において「不足四半期配当期間」といいます。）の翌四半期配当期間以降に累積します（以下、累積した不足額を「本種類株式累積未払配当金」といいます。）。この場合の単利計算は、不足四半期配当期間毎に、当該不足四半期配当期間の翌四半期配当期間の初日（同日を含みます。）から本種類株式累積未払配当金相当額が本種類株主等に対して支払われる日（同日を含みます。また、下記に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。）までの間について、当該不足四半期配当期間に係る不足額に対して、年率4.9%の利率で算出した金額を加算して行います。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てます。本種類株式累積未払配当金については、上記に定める剰余金の配当に先立ち、本種類株式1株につき本種類株式累積未払配当金の額に達するまで、本種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。なお、かかる配当を行う本種類株式累積未払配当金相当額に、各本種類株主等が権利を有する本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

非参加条項

本種類株主等に対しては、本種類配当金及び本種類株式累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行いません。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本種類株主等に対し、下記(9)に定める支払順位に従い、本種類株式1株につき、1,000円（以下「本種類株式残余財産分配基礎額」といいます。）に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」といいます。）における本種類株式累積未払配当金の額及び本種類株式経過配当金相当額を加えた額（以下「本種類株式残余財産分配額」といいます。）の金銭を支払います。

「本種類株式経過配当金相当額」とは、分配日の属する四半期配当期間（上記(1)において定義された意味を有します。以下本項において同じ。）の初日（同日を含みます。）から分配日（同日を含みます。）までの期間の日数に当該四半期配当期間に係る本種類株式配当金の額を乗じた金額を、当該四半期配当期間に係る日数で除して得られる額をいいます（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てます）。なお、本種類株式残余財産分配額に、各本種類株主等が権利を有する本種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げます。

非参加条項

本種類株主等に対しては、上記の他、残余財産の分配は行いません。

(3) 議決権

本種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

(4) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

当社は、種類株主総会を場所の定めのない種類株主総会とすることができます。

毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とします。当社が以下に掲げる行為をする場合において、本種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる本種類株主が存しない場合は、この限りではありません。

- (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求

本種類株主は、本種類株式の発行日以降の日本における営業日において、当社に対して、自己の保有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といいます。）ができます。この場合、当社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係る本種類株式を取得すると引換えに、当該本種類株主に対し、下記に定める数の当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を交付します。

本種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数

本種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、(i)普通株式対価取得請求の対象となる本種類株式に係る本種類株式残余財産分配基礎額に、普通株式対価取得請求が行われた日（以下「転換請求日」という。）の直前の四半期配当期間の末日における本種類株式累積未払配当金のうち当該転換請求日において未払いの金額を加えた金額を、(ii)転換価額で除して得られる数とします。なお、普通株式対価取得請求に係る本種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱います。

「転換価額」は、1,000円とします。ただし、下記に定める調整が行われることがあります。

転換価額の調整

- (a) 本種類株式の発行日の翌日（同日を含みます。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整します。
- i 当社が、(a)株式分割を行う場合、(b)発行済当社普通株式をより少数の当社普通株式とする併合を行う場合、又は(c)当社普通株式を当社の他の有価証券に種類変更する場合には、本種類株式の保有者が、上記各事由が効力を発生する直前（又は、当社が、株式分割、併合若しくは種類変更により発行された当社普通株式若しくはその他の有価証券を受領する権利を有する本種類株式の保有者を確定するために事前の基準日を設定した場合は、当該基準日の直前）に普通株式対価取得請求を行っていたら、上記各事由の発生後に受領する権利が与えられたであろう数の当社普通株式及び/又は当社の他の有価証券を受領することができるように、転換価額を適宜調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該各事由が効力を生じる日（若しくは上記基準日）又はその後に効力を生じるその他の転換価額の調整を妨げるものではありません。かかる転換価額の調整は、当該事由の効力発生と同時に、又は当該事由のために事前の基準日が設定された場合は当該基準日の直後に、効力を生じるものとします。ただし、当該取引が、適用ある法令に基づいて、当該事由を適法に行うために事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であり、かつ当社普通株式又は当社の他の有価証券を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認される場合、当該調整は、当該承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとします。
- 当社が株式分割を行い、その基準日が下記の日である場合、当該株式分割に関する転換価額の調整は行われず、これに代えて、場合に依り本 の他の適用ある規定に基づいて当該規定に定める算式の「n」に当該株式分割に従って発行される追加の当社普通株式の総数を加算して調整が行われるものとします。
- (i) 本 の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権（新株予約権を含みます。）の割当、付与、発行又は募集のための基準日
- (ii) 本 の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当社普通株式に転換又は交換できる有価証券の発行に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iii) 本 の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iv) 本 の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権の付与日、発行日、譲渡日又は募集日
- 当社が、当社普通株式の保有者に対し、当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を割当て、付与し、発行し又は募集する場合において、
- (i) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、
- (ii) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、

(上記()の場合)かかる権利若しくは引受権を受領することができる当社普通株式の保有者を確定するための基準日現在又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

- NCP = 調整後の転換価額
 OCP = 調整前の転換価額
 N = (上記()の場合)当該基準日又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限ります。)の数を除きます。
 n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権全部の行使により割当、発行又は取得される当社普通株式の数
 v = 当社が受領する対価の総額をもって上記()又は(場合により)上記()に規定される当該当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記()の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記()の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、

当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含みます。)の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当該権利及び/又は引受権が他の者に対して募集され及び/又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合(特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問いません。)、当該募集及び/又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとし、

当社が、当社普通株式の保有者に対し、当社普通株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含みます。)を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含みます。)を付与し、発行し又は募集する場合において、

- (i) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、
 (ii) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、
 (上記()の場合)かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

- NCP = 調整後の転換価額
 OCP = 調整前の転換価額
 N = (上記()の場合)当該基準日又は(上記()の場合)当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数
 n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額によるすべての当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付又は交換権付有価証券全部の転換又は交換により取得される当社普通株式の数
 v = 当社が受領する対価の総額をもって上記()又は(場合により)上記()に規定される当該当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記()の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記()の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、

当社普通株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含みます。)を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含みます。)の当社普通株式の保

有者に対する付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当社普通株式に転換又は交換できる当該有価証券（新株予約権付社債を含みます。）が他の者に対して募集され及び/又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問いません。）、当該募集及び/又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとします。

当社が、当社普通株式の保有者に対し、（ ）当社の債務証書（社債等）、（ ）当社の株式（当社普通株式を除きます。）、（ ）当社の金銭若しくは資産、又は（ ）当社の株式（当社普通株式を除きます。）若しくは有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）を配当する場合、当社普通株式に係る配当（会社法における「剰余金の配当」として、会社法が定める限度額に従います。）を含め、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{CMP - fmv}{CMP}$$

- NCP = 調整後の転換価額
 OCP = 調整前の転換価額
 CMP = かかる配当（当社普通株式に係る配当を含みます。）を受領することができる株主を確定するための基準日現在の当社普通株式1株当たり株価
 fmv = （ ）金銭配当以外の場合、配当される債務証書、株式、資産、権利若しくは引受権の当社普通株式1株当たりの公正市場価値（(y)当社により決定され、又は(z)適用ある法令により当該決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、かかる裁判所若しくはかかる裁判所が選任する鑑定人により決定される）又は（ ）金銭配当の場合、当該金銭配当の当社普通株式1株当たりの金額

かかる調整は、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとします。ただし、(a)適用ある法令に基づいて、かかる配当を適法に行うため事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であり、かつかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認された場合、当該調整は、承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、また(b)配当される債務証書、株式又は資産、権利又は引受権の公正市場価値がかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日以降まで決定できない場合、当該調整は、かかる公正市場価値の決定により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとします。

当社が当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を発行する場合において、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該転換権付又は交換権付有価証券の発行に関する払込期間の末日現在において有効な転換価額は、次の算式により調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

- NCP = 調整後の転換価額
 OCP = 調整前の転換価額
 N = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数
 n = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当社普通株式の数
 v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の（発行場所における）末日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

当社が、（ ）当社が割当、付与、発行又は募集する転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により発行若しくは譲渡される当社普通株式、（ ）当社が割当、付与、発行又は募集する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）の行使により発行若しくは譲渡される当社普通株

式、()定款により許容される範囲において、当社普通株式の保有者に対して、当該当社普通株式と合算して当社普通株式1単元を構成させるために発行若しくは譲渡される当社普通株式、()吸収分割によって当社に吸収合併される法人の株主、株式交換によって当社の完全子会社となる法人の株主若しくは株式交付によって当社の子会社となる法人の株主に対してその吸収合併、株式交換若しくは株式交付の直前の当該法人における持株比率に応じて発行若しくは譲渡される当社普通株式、又は()吸収分割によって当社に対して事業を譲渡する法人若しくは法人の株主に対して発行若しくは譲渡される当社普通株式のいずれにも該当しない)当社普通株式を発行又は譲渡する場合、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日(当該当社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価を下回る場合には、当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の末日に有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限ります。)の数を除きます。

n = 上記のとおり発行又は譲渡される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の(発行地又は譲渡地における)末日に当たる日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

当社が株主以外による当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の引受け、買取り、又はその他の方法による取得を可能にする権利又は引受権(新株予約権を含みます。)を付与、発行又は募集する場合、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日(当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日)現在の当社普通株式1株当たり株価を下回る場合には、当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日現在に有効な転換価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数

n = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額によるすべての当該権利若しくは引受権の行使により又はすべての当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該権利又は引受権が付与、発行又は募集される場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生ずるものとします。

当社が転換価額の調整を本要項該当項に従い要することとなる本記載の種類の有価証券を付与、発行、譲渡又は募集し、かつ、当該有価証券の付与日、発行日、譲渡日若しくは募集日、又は(適用ある場合)かかる発行若しくは譲渡に関する払込期間の末日(いずれの場合も以下「関連日」といいます。)が、本に記載される他の種類(同じ種類の異なるトランシェ又は発行を含みます。)の、同項に従った転換価額の調整を必要とする有価証券(当該有価証券すべてを以下「関連証券」といいます。)の関連日でもある場合、転換価額の調整は、同項に基づき別個には行われず、次の算式に従って一度に計算されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v1 + v2 + v3}{N + n1 + n2 + n3}$$

- NCP = 調整後の転換価額
 OCP = 調整前の転換価額
 N = 関連日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n2」の定義に含まれる当社普通株式（その時点において発行済みであるものに限ります。）の数を除きます。
 n1 = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による（関連証券に含まれる）転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当社普通株式の数
 n2 = 発行又は譲渡される（関連証券に含まれる）当社普通株式の数
 n3 = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額による（関連証券に含まれる）権利若しくは引受権の行使により取得される当社普通株式の数又は当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当社普通株式の数
 v1 = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関して当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数
 v2 = 当該当社普通株式の発行又は譲渡に関して当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日（当該当社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数
 v3 = 当該権利又は引受権の行使及び（該当する場合）当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により受領する当社普通株式全部の発行又は譲渡により当社が受領する対価の総額をもって、当社が当該対価を決定する日本における日（当該権利又は引受権の付与、発行、譲渡又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、関連日である当該付与、発行、譲渡又は募集が行われる場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとします。

「当社普通株式の終値」とは、ある当社普通株式取引日について株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）において当社普通株式につきかかる当社普通株式取引日において最後に報告された（普通取引による）売値をいいます。

「当社普通株式取引日」とは、東証が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

「当社普通株式1株当たりの対価」とは、以下のものをいいます。

- () 金銭を対価とする当社普通株式の発行又は譲渡の場合、対価は当該金銭の額とします。ただし、いかなる場合でも、発行若しくは譲渡の引受けのため又はその他これらに関連して当社により又は当社のために支払われ又は発生した手数料又は費用については、控除しないものとします。
- () 全部又は一部が金銭以外を対価とする当社普通株式の発行又は譲渡の場合、金銭以外の対価は、その会計処理にかかわらず、当社が決定する公正な市場価値、又は適用ある日本法に従い当該決定が管轄裁判所への申立てによりなされる場合は、当該裁判所又は当該裁判所が任命した鑑定人が決定する公正な市場価値とみなします。
- () (a) 当社が当社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を発行する場合、当社が受領する対価総額は、当該有価証券の対価に、当該有価証券が当初転換価額又は当初交換価額により転換又は交換された場合（及びそれを前提とした場合）に当社が受領する追加の対価（もしあれば）を加えた金額とみなし、(b) 当社普通株式に転換又は交換できる有価証券を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権

(新株予約権を含みます。)の割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当社が受領する対価(もしあれば)に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合(及びそれを前提とした場合)に、また(該当する場合)その後当該有価証券を当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率により転換又は交換した時に当社が受領する追加の対価を加えた金額とみなします。当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換又は交換により取得される当社普通株式の数(該当する場合)で除した金額とする(いずれの場合も対価は上記(i)及び(ii)と同じ方法により決定されます。)

- () 当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含みます。)の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当社が受領する対価(もしあれば)に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合(及びそれを前提とした場合)に当社が受領する追加の対価(いずれの場合も対価は上記(i)及び(ii)と同じ方法により決定されます。)を加えた金額とみなし、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該行使により取得される当社普通株式の数で除した金額とします。
- () 上記の規定に定める対価が円以外の通貨で受領される場合、当該対価は、当該当社普通株式の発行、当該有価証券の転換若しくは交換、又は当該権利若しくは引受権の行使の目的上定められた円と当該通貨との間の固定為替レートがある場合には、当該固定為替レートで円に換算されるものとし、それ以外の場合には、当該対価の計算が必要とされる日に日本の主要銀行が当該通貨の円建て電信送金によるスポット単位の売買の為替レート(直接レートが提示されていない場合は、米ドルを介したクロスレートの相場)の平均値で換算されるものとします。

「当社普通株式1株当たり株価」とは、当該日の45当社普通株式取引日前から開始する連続する30当社普通株式取引日における当社普通株式の毎日の終値の平均値をいいます。かかる45当社普通株式取引日の期間中、又はその後転換価額の調整が実施される日まで(同日を含みません。)の期間において、転換価額の別途の調整を生じさせるような事由(当該調整を必要とする事由及び同一の当社普通株式1株当たり株価について調整を要する事由を除きます。)が発生した場合、上記で決定された当社普通株式1株当たり株価は、当該事由の影響を補正するために当社が適切かつ公正と判断する方法及び範囲において調整されるものとします。

本 において「基準日」とは、当社普通株式の保有者に対する配当その他の分配を受ける権利又は当社普通株式の保有者の権利を確定するために定款で定められた日又は当社がその他の方法で定める日をいいます。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、取締役会の決議により、転換価額の調整を適切に行うものとします。
- (1) 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他、発行済当社普通株式数(ただし、当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てます。
- (d) 当社普通株式又は当社普通株式を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権(新株予約権を含みます。)を、当社又はその子会社若しくは関係会社の従業員、元従業員、役員、監査役若しくは取締役(執行役員職に携わっているか、若しくは携わったことのある取締役、又はかかる者の個人的な役務提供会社を含みます。)、これらの者の配偶者若しくは親族、又はこれらの者のいずれかが関係する会社に対し、又はその利益のために、又はこれらの者の受託会社に対し、従業員又は役員の持株制度又はオプション制度に基づくものとして割当て、付与し、発行し、譲渡し、又は募集する場合、転換価額の調整は行いません。

当社普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした本種類株主に対して、実務上可能な限り速やかに、かつ、普通株式対価取得請求の効力発生から日本における8営業日以内に当該本種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付します。

金銭償還に伴う普通株式対価取得請求

疑義を避けるための付言として、本種類株式に関して普通株式対価取得請求を行う本種類株主の権利は、当該本種類株式の取得日の2取引日前（同日を含みます。）まで有効に存続するものとします。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価償還

当社は、本種類株式について、当該本種類株式の株主に対する通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、当該本種類株式の全部（一部は不可）を、下記(a)及び(b)のいずれかに該当する事由が生じた場合には取得することができます（以下「金銭対価償還」といいます。）。この場合、当社は、当該本種類株式を取得すると引換えに、本種類株主に対し、当該金銭対価償還に係る本種類株式1株につき、下記に定める金銭償還額相当額の金銭を交付します。

(a) ソフトコール条項による金銭対価償還

本種類株式の終値が20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある本種類株式残余財産分配基礎額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内に本種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日に本種類株式の全部（一部は不可）を取得することができます。ただし、かかる取得日は本種類株式の発行日の10年後の応当日以降でなければなりません。

一定の日における「本種類株式の終値」とは、東証におけるその日の本種類株式の普通取引の終値をいいます。

「取引日」とは、東証が開設されている日をいい、本種類株式の終値が発表されない日を含みません。

(b) クリーンアップ条項による金銭対価償還

本種類株式の発行日後において本種類株式の発行済株式（自己株式を除きます。）に係る本種類株式残余財産分配基礎額の合計金額が60億円を下回った場合、当社は、本種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日に本種類株式の全部（一部は不可）を取得することができます。

金銭償還額

金銭償還額は、本種類株式残余財産分配基礎額に、取得日における本種類株式累積未払配当金の額及び本種類株式経過配当金相当額を加えた額をいいます。なお、本においては、本種類株式累積未払配当金の計算における「本種類株式累積未払配当金相当額が本種類株主等に対して支払われる日」及び本種類株式経過配当金相当額の計算における「分配日」を、それぞれ取得日と読み替えて、本種類株式累積未払配当金及び本種類株式経過配当金相当額を計算します。また、金銭対価償還に係る本種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

上場中止に伴う金銭償還請求

本種類株主は、自らが保有する本種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当社に請求することができます（以下、かかる請求を「金銭償還請求（上場中止）」といい、かかる請求ができる権利を「金銭償還請求権（上場中止）」といいます。）。本種類株主は、金銭償還請求（上場中止）を行う場合、請求通知期間に、当社に対して、金銭償還請求（上場中止）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければなりません。金銭償還請求（上場中止）は、上場期限日の20取引日後の日に効力を生じるものとします。この場合、金銭償還請求（上場中止）の効力発生日において、当社は、当該本種類株式の取得と引換えに、本種類株主に対して、金銭償還請求（上場中止）が行使された本種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付します。

「請求通知期間」とは、上場期限日（同日を含みます。）からその10取引日後の日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

「上場期限日」とは、2026年12月29日をいいます。

上記にかかわらず、本種類株主は、(A)上場期限日を最終日とする20連続取引日における当社普通株式の日次VWAPの算術平均が上場期限日における転換価額を上回り、かつ、(B)上場期限日を最終日とするかかる20連続取引日における当社普通株式の日次流動性の算術平均が150億円以上である場合、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできません。

一定の日における当社普通株式の「VWAP」とは、当該日の東証における当社普通株式の出来高加重平均価格をいいます。

当社普通株式の「日次流動性」とは、各取引日において、ブルームバーグの<3350 JT Equity HP>ページで報告される当該日の東証における当社普通株式の取引高に、ブルームバーグの<3350 JT Equity VAP>ページで報告される当該日の当社普通株式のVWAPを乗じて得た金額をいいます。

また、本種類株式が東証に上場された場合、本種類株主は、本種類株式の上場日以降、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできません。

組織再編事由、スクイーズアウト事由及び上場廃止事由による金銭償還請求

本種類株主は、（ ）組織再編事由、（ ）スクイーズアウト事由、又は（ ）上場廃止事由のいずれかが発生した後20取引日目までの間はいつでも、当社に書面で通知することにより、自らが保有する本種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当社に請求することができます（以下、かかる請求を「金銭償還請求（組織再編等）」といい、かかる請求ができる権利を「金銭償還請求権（組織再編等）」といいます。）。本種類株主は、金銭償還請求（組織再編等）を行う場合、当社に対して、金銭償還請求（組織再編等）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければなりません。この場合、当該本種類株式の保有者による本 に基づく通知がなされた日から起算して5取引日後の日に、当社は、当該本種類株式の取得と引換えに、本種類株主に対して、金銭償還請求（組織再編等）が行われた各本種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付します。当社は、（ ）組織再編事由、（ ）スクイーズアウト事由、又は（ ）上場廃止事由のいずれかが発生した場合、その発生から5取引日以内に通知をします。

「組織再編事由」とは、（ ）合併事由、（ ）資産譲渡事由、（ ）会社分割事由、（ ）持株会社事由、又は（ ）法令にその時点で定められているその他の会社更生手続の株主総会決議の採択であり、その効果が合併事由、資産譲渡事由、会社分割事由及び/又は持株会社事由と実質的に同じであるものをいいます。

「合併事由」とは、当社と他の法人との新設合併又は当社と他の法人との吸収合併（ただし、当社が存続会社となる合併、新設合併又は吸収合併を除きます。）に関する株主総会決議の採択をいいます。

「資産譲渡事由」とは、当社の資産の全部又は実質的に全部を他の事業体に売却又は譲渡する旨の株主総会決議の採択をいいます。

「支配株主」とは、会社法に従って算出される株主総会の議決権の90%（又は定款に定められた90%を超える別の割合）以上を直接又は間接的に保有する当社普通株式の保有者をいいます。

「会社分割事由」とは、新設分割又は吸収分割についての株主総会決議の採択をいいます。

「上場廃止事由」とは、（ ）当社以外の者（以下「公開買付者」といいます。）が、金融商品取引法（昭和22年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づき、当社普通株式のすべての保有者（又は公開買付者、公開買付者が支配する会社、及び/若しくは公開買付者と関連若しくは協力関係を有する者以外のすべての保有者）に対し、当社普通株式の全部又は一部の取得につき公開買付を行い、（ ）当社が、金融商品取引法に基づき、当該公開買付に賛成する旨の意見を表明し、（ ）当社又は公開買付者が、当該公開買付に基づく当社普通株式の取得の結果として、東証における当該当社普通株式の上場、相場付け若しくは取引が行われなくなる可能性があること又は当該上場、相場付け若しくは取引につき不適格となるおそれがある旨を公開買付届出書又はその訂正届出書に記載し、その他の方法でこれを公表し、又はこれを認めた場合（ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も当該上場、相場付け又は取引を継続するために最善の努力をする意思を公に表明する場合を除きます。）であり、かつ（ ）公開買付者が当該公開買付により当社普通株式を取得した場合をいいます。

「持株会社事由」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の法人の完全子会社となることについての株主総会決議（株主総会の決議が不要なときは取締役会の決議）の採択をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、（ ）当社を他の法人の完全子会社にすること（ただしこれに限定されません。）を目的として、定款を変更することにより、発行済当社普通株式を全部取得条項付種類株式に転換した上で、対価を得て発行済当社普通株式の全部を取得することを承認する株主総会決議の採択、（ ）支配株主からの、当社普通株式の他の保有者（当社、及び支配株主が決定した場合には支配株主の完全子会社を除きます。）が保有する当社普通株式の全部を支配株主に売却することについての請求（株式売渡請求）を承認する取締役会決議の採択、又は（ ）当社普通株式の東証における上場、相場付け若しくは取引が終了することが見込まれる、又は東証における上場、相場付け若しくは取引が不適格となることが見込まれる、当社普通株式の併合を承認する株主総会決議の採択をいいます。

(8) 株式の併合又は分割等

当社は、本種類株式について株式の併合又は分割を行いません。

当社は、本種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。

当社は、本種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。

(9) 優先順位

A種種類株式、本種類株式及び当社普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、本種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、当社普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とします。

A種種類株式、本種類株式及び当社普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、本種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、当社普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とします。

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行います。

() その他

当社株主であるサイモン・ゲロヴィッチ及びMMXX Ventures Limitedは、発行決議日から払込期日後60日間を経過するまでの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、本種類株式若しくはその他の証券、又はこれらの株式若しくは証券に転換若しくは交換できる証券の売却等を行わず、又は行わせない旨を合意しております(ただし、IPOにおける本種類株式の売渡し、単元未満株主の買取請求による当社に対する単元未満株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除きます。)

当社は、ロックアップ期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式若しくはその他の証券、又はこれらの株式若しくは証券に転換若しくは交換できる証券の発行等を行わない旨を、本種類株式に係る買取契約において合意しております(ただし、本種類株式の発行、IPOにおける当社優先株式の発行、第23回新株予約権及び第24回新株予約権の発行又はこれらの新株予約権の行使による当社普通株式の発行、株式分割に基づく当社普通株式の発行、その他日本法上の要請による場合等を除きます。)

(10) 発行方法

第三者割当の方法により発行いたします。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

・第10回新株予約権

決議年月日	2022年12月28日取締役会決議 2023年2月7日臨時株主総会承認
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	当社取締役 336,000 当社従業員 124,000 総数 460,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000,000
新株予約権の払込金額(円)	1個あたり金 18
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10 下記(注)2.参照。
新株予約権の行使期間	2026年2月8日(当日を含む。)から 2033年2月7日(当日を含む。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5 下記(注)7.参照。
新株予約権の行使の条件	下記(注)4.参照。
新株予約権の譲渡に関する事項	下記(注)8.参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 本新株予約権の目的である株式の総数は46,000,000株(本新株予約権1個あたり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、本新株予約権の割当日の翌日以降に当社の完全希薄化後発行済株式総数(以下に定義する。)が変動する場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 新完全希薄化後発行済株式総数 × 0.2

「完全希薄化後発行済株式総数」とは、当社の発行済株式総数に当社が発行し残存している取得請求権付株式、取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であってその取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(本新株予約権を除く。)の目的となる当社普通株式の総数を加えたものをいう。

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する株式当社普通株式を処分することをいう。(以下同じ)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。))は、10円とする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

4. その他の本新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権の一部行使はできない。

- (2) 本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）本新株予約権を行使することができる。

2026年2月8日から2027年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで

2027年2月8日から2028年2月7日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで

2028年2月8日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

5. 新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権が保有する全ての本新株予約権を、1個当たり、当該取得の対象となる本新株予約権の数（以下「取得対象新株予約権数」という。）が第12項第2号に従い行使が未だ可能となっていない当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の数（以下「行使不能新株予約権数」という。）以下の場合には無償、取得対象新株予約権数が行使不能新株予約権数を超過する場合には12.6円（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

- (1) 当該本新株予約権者が当社またはその子会社（以下「発行会社等」という。）の取締役、監査役または従業員ではなくなったとき。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除く。

- (2) 当該本新株予約権につき以下の事由があったとき。

法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

6. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

11. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

・第12回新株予約権

決議年月日	2024年11月28日取締役会決議	
新株予約権の数(個)	EVO FUND 総数	29,000 29,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	2,900,000
新株予約権の払込金額(円)	1個あたり金	614
新株予約権の発行時の払込金額(円)	17,806,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個あたり金	3,288 9,535,200,000
新株予約権の行使期間	2024年12月17日(当日を含む。)から 2025年6月16日	
新株予約権の行使の条件	下記(注)2、3及び4.参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	

新株予約権の付与時(2024年12月26日)における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、当事業年度の末日(2025年12月31日)までに全て行使されております。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、3,288円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2025年1月7日以降(当日を含む)に初回の修正がされ、以後1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ11連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、売買高加重平均価格(VWAP)が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の97%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも売買高加重平均価格(VWAP)が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内の取引日に第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)は当該事由を勘案して調整される。

- (2) 「下限行使価額」は当初1,500円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点 の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 . その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

・第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）

決議年月日	2025年1月28日取締役会決議	
新株予約権の数（個）	EVO FUND	210,000
	第13回新株予約権	42,000
	第14回新株予約権	42,000
	第15回新株予約権	42,000
	第16回新株予約権	42,000
	第17回新株予約権	42,000
	総数	210,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式	21,000,000
新株予約権の払込金額（円）	1個あたり金	363
新株予約権の発行時の払込金額（円）	76,230,000	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個あたり金	5,555
	116,655,000,000	
新株予約権の行使期間	2025年2月18日（当日を含む。）から 2027年2月17日	
新株予約権の行使の条件	下記（注）2、3及び4．参照。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。	

新株予約権の付与時（2025年2月17日）における内容を記載しております。なお、本新株予約権は、当事業年度の末日（2025年12月31日）までに全て行使されております。

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、5,555円とする。

2．行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2025年2月17日以降（当日を含む）に初回の修正がされ、以後1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（以下「価格算定日」という。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100％に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 「下限行使価額」は当初2,555円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の、当該他の新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

・第18回新株予約権

決議年月日	2025年4月11日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社監査役 3 当社従業員及び当社子会社従業員 22
新株予約権の数(個)	当社取締役 20,500 当社監査役 4,500 当社従業員及び当社子会社従業員 20,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,575,000
新株予約権の払込金額(円)	1個あたり金 160
新株予約権の行使時の払込金額(円)	480,375,000 下記(注)2.参照。
新株予約権の行使期間	2026年4月1日(当日を含む。)から 2036年3月31日(当日を含む。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	下記(注)4.参照。
新株予約権の行使の条件	下記(注)3.参照。
新株予約権の譲渡に関する事項	下記(注)5.参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	下記(注)6.参照。

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の総数は4,575,000株(本新株予約権1個あたり100株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2.新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、105円とする(参考:2024年の平均株価102.6円(2025年4月1日付10分割による調整後))。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権にかかる新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として(ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。)本新株予約権を行使することができる。

ア 2026年4月1日から2027年3月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで

イ 2027年4月1日から2028年3月31日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで

ウ 2028年4月1日から本新株予約権の行使期間の終期まで

当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

4.新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が吸収合併（会社法第2条第27号）、新設合併（同条第29号）、株式交換（同条第32号）、株式移転（同条第34号）または会社分割（同条第38号）等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社（以下「再編後会社」という）の新株予約権を交付するものとする。

前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。

- ア 行使価格：本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。
- イ 行使期間：本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定する。
- ウ その他の条件：再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。

・第19回新株予約権

決議年月日	2025年5月9日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	Trump氏 Bailey氏 総数 2
新株予約権の数(個)	Trump氏 33,000 Bailey氏 3,000 総数 36,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当なし
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600,000
新株予約権の払込金額(円)	1個あたり金 255
新株予約権の行使時の払込金額(円)	378,000,000 下記(注)1.参照。
新株予約権の行使期間	2026年4月1日(当日を含む。)から 2036年3月31日(当日を含む。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	下記(注)3.参照。
新株予約権の行使の条件	下記(注)2.参照。
新株予約権の譲渡に関する事項	下記(注)5.参照。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	下記(注)6.参照。

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)

378,000,000円(1株あたり105円)

本新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割(発行会社の普通株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の本新株予約権の一部のみの行使はできない。
- (2) 本新株予約権にかかる新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、以下に掲げる各期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として(但し、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。)本新株予約権を行使することができる。
2026年4月1日から2027年3月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の1/3まで
2027年4月1日から2028年3月31日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数の2/3まで
2028年4月1日から本新株予約権の行使期間の終期まで
当該本新株予約権者が保有するすべての本新株予約権

3.新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4.新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権者が保有する全ての本新株予約権を、1個当たり無償で取得する。

- 発行会社のストラテジック・ボード・オブ・アドバイザーズのメンバーではなくなった場合
- 法令に対する重大な違反行為
- 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 発行会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

5.新株予約権の譲渡制限

割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

- (1) 当社が吸収合併（会社法第2条第27号）、新設合併（同条第29号）、株式交換（同条第32号）、株式移転（同条第34号）または会社分割（同条第38号）等の組織再編行為を行う場合、本新株予約権については、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従い、存続会社、新設会社または完全親会社（以下「再編後会社」という）の新株予約権を交付するものとする。
- (2) 前項に基づき交付される再編後会社の新株予約権の内容は、以下の基準に従って定めるものとする。
行使価格：本新株予約権の行使価格を、当該組織再編の比率等を考慮し適切に調整した価格とする。
行使期間：本新株予約権の行使期間の残存期間を考慮し、合理的な範囲内で設定する。
その他の条件：再編後会社の決定に基づき、本新株予約権の趣旨を損なわない範囲で適切に調整する。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

・第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）

決議年月日	2025年6月6日取締役会決議
新株予約権の数（個）	EVO FUND 5,550,000 第20回新株予約権 1,850,000 第21回新株予約権 1,850,000 第22回新株予約権 1,850,000 総数 5,550,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 555,000,000
新株予約権の払込金額（円）	1個あたり金 第20回新株予約権 114 第21回新株予約権 99 第22回新株予約権 89
新株予約権の発行時の払込金額（円）	558,700,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個あたり金 1,388 770,340,000,000
新株予約権の行使期間	2025年6月24日（当日を含む。）から 2027年6月23日
新株予約権の行使の条件	下記（注）2、3及び4．参照。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

新株予約権の付与時（2025年6月23日）における内容を記載しております。なお、2025年11月20日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、2025年12月8日付で取得及びその全部を消却いたしました。

詳細は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況（3）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」に記載のとおりであります。

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

2．行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第21回新株予約権及び第22回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第21項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

第21回新株予約権

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に101%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも〔修正日の直前取引日において〕終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間

が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権及び第22回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

第22回新株予約権

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,388円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後（当日を含む。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に102%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前（当日を含む。）から当該基準日（当日を含む。）までの期間（株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間）においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後（当日を含む。）以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若

しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権、第20回新株予約権及び第21回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

・第三者割当による第23回乃至第24回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（リファイナンス）

決議年月日	2025年11月20日取締役会決議										
新株予約権の数（個）	<table border="0"> <tr> <td>EVO FUND</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>第23回新株予約権</td> <td>1,050,000</td> </tr> <tr> <td>第24回新株予約権</td> <td>1,050,000</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>2,100,000</td> </tr> </table>	EVO FUND	2,100,000	第23回新株予約権	1,050,000	第24回新株予約権	1,050,000	総数	2,100,000		
EVO FUND	2,100,000										
第23回新株予約権	1,050,000										
第24回新株予約権	1,050,000										
総数	2,100,000										
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 210,000,000										
新株予約権の払込金額（円）	<table border="0"> <tr> <td>1個あたり金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23回新株予約権</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>第24回新株予約権</td> <td>14</td> </tr> </table>	1個あたり金		第23回新株予約権	23	第24回新株予約権	14				
1個あたり金											
第23回新株予約権	23										
第24回新株予約権	14										
新株予約権の発行時の払込金額（円）	38,850,000										
新株予約権の行使時の払込金額（円）	<table border="0"> <tr> <td>1個あたり金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23回新株予約権</td> <td>637</td> </tr> <tr> <td>66,909,150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24回新株予約権</td> <td>777</td> </tr> <tr> <td>81,599,700,000</td> <td></td> </tr> </table>	1個あたり金		第23回新株予約権	637	66,909,150,000		第24回新株予約権	777	81,599,700,000	
1個あたり金											
第23回新株予約権	637										
66,909,150,000											
第24回新株予約権	777										
81,599,700,000											
新株予約権の行使期間	2026年1月5日（当日を含む。）から 2027年12月8日										
新株予約権の行使の条件	下記（注）2、3及び4．参照。										
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結。 本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡はされない。										
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。										

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在にかかる記載を省略しております。

第23回新株予約権

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、637円とする。

2．行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2026年1月6日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初637円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第24回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第2項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

第24回新株予約権

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、777円とする。

2. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2026年1月6日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において第3項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 「下限行使価額」は当初777円とする。下限行使価額は第3項の規定を準用して調整される。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を

受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第24回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 1円未満の端数を四捨五入する。
 - 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
 - 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号

の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当該期間において、行使価額修正条項付新株予約権に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

・第12回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第27期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数(個)	-	29,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	29,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	329
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	9,535
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数の累計(個)	-	29,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の交付株式数(株)	-	29,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の平均行使価額等(円)	-	329
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の資金調達額(百万円)	-	9,535

(注) 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。

・第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第27期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数(個)	-	210,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	21,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	4,443
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	93,298
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数の累計(個)	-	210,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の交付株式数(株)	-	21,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の平均行使価額等(円)	-	4,443
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の資金調達額(百万円)	-	93,298

(注) 本株予約権は、2025年5月19日をもって全て行使されております。

また、2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。

・ 第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第27期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数(個)	1,025,600	1,565,600
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	102,560,000	156,560,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	637	1,199
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	828	187,792
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権の数の累計(個)	1,565,600	1,565,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の交付株式数(株)	156,560,000	156,560,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の平均行使価額等(円)	637	1,199
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権に係る累計の資金調達額(百万円)	828	187,792

(注) 当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することを決議し、2025年12月8日付で取得及びその全部を消却いたしました。

また、2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年5月7日 (注) 1	-	57,192,187	3,096	0	5,404	1,334
2023年2月8日 (注) 2	57,500,000	114,692,187	575	575	575	1,909
2024年1月12日 (注) 3	-	114,692,187	575	0	-	1,909
2024年4月1日～ 2024年6月30日 (注) 4、5、6	67,000,000	181,692,187	677	677	677	2,587
2024年8月1日 (注) 7	163,522,969	18,169,218	-	677	-	2,587
2024年7月1日～ 2024年11月28日 (注) 8	18,099,116	36,268,334	5,076	5,754	5,076	7,664
2024年12月20日 (注) 9	-	36,268,334	5,754	0	-	7,664
2025年1月6日 (注) 10	2,900,000	39,168,334	4,776	4,776	4,776	12,440
2025年2月18日～ 2025年3月31日 (注) 11	6,822,300	45,990,634	14,225	19,001	14,225	26,665
2025年4月1日 (注) 12	413,915,706	459,906,340	-	19,001	-	26,665

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年5月19日 (注)13	140,808,000	600,714,340	32,212	51,214	32,212	58,878
2025年6月24日～ 2025年9月1日 (注)14	155,260,000	755,974,340	93,570	144,785	93,570	152,449
2025年9月16日 (注)15	385,000,000	1,140,974,340	102,677	247,462	102,677	255,127
2025年10月6日 (注)16	1,300,000	1,142,274,340	414	247,877	414	255,541
2025年12月29日 (注)17	B種種類株式 23,610,000	普通株式 1,142,274,340 B種種類株式 23,610,000	10,624	258,502	10,624	266,166
2025年12月30日 (注)18	-	普通株式 1,142,274,340 B種種類株式 23,610,000	258,502	0	266,166	-

- (注) 1. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、株主総会の決議により資本金を3,096百万円、資本準備金を5,404百万円減少し、欠損填補したものであります。
2. 2023年2月8日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が57,500,000株、資本金が575百万円及び資本準備金が575百万円増加しております。
3. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、株主総会の決議により資本金を575百万円減少し、欠損填補したものであります。
4. 2024年4月8日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が46,750,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ472百万円増加しています。
5. 2024年4月22日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,571,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ86百万円増加しています。
6. 2024年6月10日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が11,678,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ118百万円増加しています。
7. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日(2024年8月1日)をもって10株を1株に株式併合しております。
これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。
8. 2024年11月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,099,116株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,076百万円増加しています。
9. 会社法第447条第1項の規定に基づき、臨時株主総会の決議により資本金を5,754百万円減少し、欠損填補したものであります。
10. 2025年1月6日付で、第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、発行済株式総数が2,900,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,776百万円増加しています。
11. 2025年2月18日から2025年3月31日までの間に、第13回乃至第17回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の行使により、発行済株式総数が6,822,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ14,225百万円増加しています。
12. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。
これに伴い発行済株式総数が413,915,706株増加しております。
13. 2025年4月1日から2025年5月19日までの間に、第13回乃至第17回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の行使により、発行済株式総数が140,808,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,212百万円増加しています。
14. 2025年6月24日から2025年9月1日までの間に、第20回乃至第22回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の行使により、発行済株式総数が155,260,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ93,570百万円増加しています。

15. 2025年9月16日に海外募集による新株式発行を行い、385,000,000株の海外募集による新株式発行の引き受けによる払込み205,355百万円を受けたことにより、発行済株式総数が385,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ102,677百万円増加しています。
16. 2025年10月6日に、第20回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の行使により、発行済株式総数が1,300,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ414百万円増加しています。
17. 第三者割当によるB種種類株式発行の発行に伴う増加であります。
18. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、臨時株主総会の決議により資本金を258,502百万円及び資本準備金を266,166百万円減少したものであります。
19. 2026年2月13日付で、新株式発行により、発行済株式総数が24,529,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,119百万円増加しています。

下記「(注)20から(注)29」は、2025年1月28日付で提出した有価証券届出書に伴う資金使途の変更となります。

20. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書及び2025年2月10日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

当社は2025年2月10日付の取締役会決議により、同月13日にEVO FUNDに対して40億円の第6回普通社債（金利年率0%）を発行いたします。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充てたいです。同社債の償還期日は2025年8月12日であるため、当社は、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにしたためであります。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

(変更前)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
__ ビットコインの購入	<u>111,313</u>	2025年2月～2027年2月
__ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
__ 社債の償還	<u>4,000</u>	<u>2025年2月～2025年8月</u>
__ ビットコインの購入	<u>107,313</u>	2025年2月～2027年2月
__ ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

21. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付及び2025年3月4日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月13日に第6回普通社債を発行したことに加えて、2025年2月27日に第7回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債に加えて第7回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

(変更前)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	<u>4,000</u>	<u>2025年2月～2025年8月</u>
ビットコインの購入	<u>107,313</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
合計	116,313	

（変更後）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	6,000	2025年2月～2025年8月
ビットコインの購入	105,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

22. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月13日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債を発行したことに加えて、2025年3月12日に第8回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債及び第7回普通社債に加えて、第8回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

（変更前）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	6,000	2025年2月～2025年8月
ビットコインの購入	105,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

（変更後）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	8,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	103,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

23. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付、2025年3月12日付及び2025年3月19日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月13日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債及び、2025年2月27日に第8回普通社債を発行したことに加えて、2025年3月18日に第9回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債及び第8回普通社債に加えて、第9回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

（変更前）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	8,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	103,313	2025年2月～2027年2月

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

（変更後）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	10,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	101,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

24. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付及び2025年4月4日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月13日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2027年2月27日に第8回普通社債及び、2025年3月18日に第9回普通社債を発行したことに加えて、2025年3月31日に第10回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債に加えて、第10回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

（変更前）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	10,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	101,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

（変更後）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
社債の償還	12,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	99,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

25. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付、2025年4月4日付及び2025年4月18日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月10日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2025年3月12日に第8回普通社債及び、2025年3月18日に第9回普通社債を発行したことに加えて、2025年3月31日に第10回普通社債を新たに発行し、さらに2025年4月15日に第11回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債、第10回普通社債に加えて、第11回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。（変更箇所は下線で示しております。）

(変更前)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	12,000	2025年2月～2025年9月
ビットコインの購入	99,313	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	13,430	2025年2月～2025年10月
ビットコインの購入	97,883	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

26. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付、2025年4月4日付、2025年4月18日付及び2025年5月2日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の用途 (2)手取金の用途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月10日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2025年3月12日に第8回普通社債及び、2025年3月18日に第9回普通社債を発行したことに加えて、2025年3月31日に第10回普通社債を新たに発行し、また2025年4月15日に第11回普通社債を発行し、さらに2025年5月2日に第12回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債、第10回普通社債、第11回普通社債に加えて、第12回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金用途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	13,430	2025年2月～2025年10月
ビットコインの購入	97,883	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	17,030	2025年2月～2025年10月
ビットコインの購入	94,283	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

27. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付、2025年4月4日付、2025年4月18日付、2025年5月2日付及び2025年5月8日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の用途 (2)手取金の用途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月10日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2025年3月12日に第8回普通社債、2025年3月18日に第9回普通社債、2025年3月31日に第10回普通社債、2025年4月15日に第11回普

通社債、2025年5月2日に第12回普通社債を発行したことに加えて、2025年5月7日に第13回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債、第10回普通社債、第11回普通社債、第12回普通社債に加えて、第13回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>17,030</u>	2025年2月～2025年10月
ビットコインの購入	<u>94,283</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>20,610</u>	2025年2月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>90,703</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

28. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付、2025年4月4日付、2025年4月18日付、2025年5月2日付、2025年5月8日及び2025年5月12日で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月10日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2025年3月12日に第8回普通社債、2025年3月18日に第9回普通社債、2025年3月31日に第10回普通社債、2025年4月15日に第11回普通社債、2025年5月2日に第12回普通社債、2025年5月8日に第13回普通社債を発行したことに加えて、2025年5月9日に第14回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債、第10回普通社債、第11回普通社債、第12回普通社債、第13回普通社債に加えて、第14回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>20,610</u>	2025年2月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>90,703</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>23,708</u>	2025年2月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>87,605</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

29. 2025年1月28日付で提出した有価証券届出書、2025年2月10日付、2025年3月4日付及び2025年3月12日付、2025年3月19日付、2025年4月4日付、2025年4月18日付、2025年5月2日付、2025年5月8日、2025年5月12日及び2025年5月15日で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年2月10日に第6回普通社債、2025年2月27日に第7回普通社債、2025年3月12日に第8回普通社債、2025年3月18日に第9回普通社債、2025年3月31日に第10回普通社債、2025年4月15日に第11回普通社債、2025年5月2日に第12回普通社債、2025年5月8日に第13回普通社債、2025年5月9日に第14回普通社債を発行したことに加えて、2025年5月13日に第15回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金を第6回普通社債、第7回普通社債、第8回普通社債、第9回普通社債、第10回普通社債、第11回普通社債、第12回普通社債、第13回普通社債、第14回普通社債に加えて、第15回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>23,708</u>	2025年2月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>87,605</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>25,932</u>	2025年2月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>85,381</u>	2025年2月～2027年2月
ビットコイン・インカム事業	5,000	2025年2月～2025年12月
合計	116,313	

下記「(注)30から(注)31」は、2025年6月6日付で提出した有価証券届出書に伴う資金使途の変更となります。

30. 2025年6月6日付で提出した有価証券届出書及び2025年6月16日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年6月16日に第18回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金の一部を、第18回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の返済	<u>12,045</u>	2025年6月～2025年11月
ビットコインの購入	<u>733,832</u>	2025年6月～2027年6月
ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

(変更後)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の返済	42,310	2025年6月～2025年12月
ビットコインの購入	703,567	2025年6月～2027年6月
ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

31. 2025年6月6日付で提出した有価証券届出書、2025年6月16日付で提出した訂正有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」及び2025年6月30日付で適時開示した「資金用途の変更に関するお知らせ」に伴い、「第一部 証券情報 第1募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年6月16日に第18回普通社債を発行したことに加えて、2025年6月30日に第15回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金の一部を、第19回普通社債の償還に充てることに変更しました。

(2) 変更箇所

本資金用途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の返済	42,310	2025年6月～2025年12月
ビットコインの購入	703,567	2025年6月～2027年6月
ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

(変更後)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の返済	72,310	2025年6月～2025年12月
ビットコインの購入	673,567	2025年6月～2027年6月
ビットコイン・インカム事業	20,000	2025年6月～2027年6月
運転資金	1,500	2025年6月～2026年12月
合計	767,377	

下記「(注)32」は、2026年1月29日付で提出した臨時報告書に伴う資金用途の変更となります。

32. 2026年1月29日付で提出した臨時報告書に記載いたしました「2 報告内容 (7) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 () 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期」について、下記のとおり変更いたしました。

(1) 変更の理由

有価証券届出書を提出して以降当社の株価及びビットコインの価格が大きく変動したことにより、2025年6月16日に第18回普通社債を新たに発行し、それにより本新株予約権の行使を待たずに今後さらなる高騰が見込まれるビットコインの購入を早急に行うこととし、本新株予約権の行使により調達した資金の一部を、第18回普通社債の償還に充てることに変更しました。

当社は、2026年1月29日付の取締役会において、第三者割当の方法により募集株式及び第25回新株予約権を発行することを決議し、臨時報告書を提出しておりますが、2026年1月30日、ビットコイン市場における急激な価格変動など、市場環境に大きな変化が生じたことから、当社が締結しているクレジット

ト・ファシリティ契約に基づく借入れを新たに行うこととし、これに伴い、下記のとおり変更いたしました。

(2) 変更箇所

本資金使途の変更内容は以下のとおりとなります。(変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ビットコインの購入	<u>14,002</u>	2026年2月～2027年2月まで
ビットコイン・インカム事業	<u>1,556</u>	2026年2月～2027年2月まで
借入金の返済	5,186	2026年2月～2027年2月まで
合計	20,743	

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ビットコインの購入	<u>4,071</u>	2026年2月～2027年2月まで
ビットコイン・インカム事業	—	—
借入金の返済	5,186	2026年2月～2027年2月まで
借入金の返済(つなぎ資金)	<u>11,486</u>	2026年2月
合計	20,743	

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	50	913	406	2,716	189,702	193,793	-
所有株式数(単元)	-	216,425	128,891	148,549	7,563,693	380,531	2,977,217	11,415,306	743,740
所有株式数の割合(%)	-	1.896	1.129	1.301	66.259	3.334	26.081	100.000	-

(注) 自己株式26,311株は、「個人その他」に263単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

B種種類株式

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	6	-	-	6	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	236,100	-	-	236,100	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	100.000	-	-	100.000	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区二丁目15番1号)	152,369,293	13.07
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行 東京支 店)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	100,973,990	8.66
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	97,706,094	8.38
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	101 MONTGOMERY STREET, SAN FRANCISCO CA, 94104 USA (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	83,328,977	7.15
INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理 人 インタラクティブ・ブローカーズ 証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA(東京都千代 田区霞が関3丁目2番5号)	43,706,915	3.75
MMXX VENTURES LIMITED(常任代理 人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	CRAIGMUIR CHAMBERS, PO BOX 71, ROAD TOWN, TORTOLA VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS(東京都千代田区紀尾 井町4番1号)	42,474,750	3.64
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行 東京支 店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	29,823,950	2.56
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	1585 BROADWAY NEW YORK, NY 10036 U.S.A (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	20,184,874	1.73
EUROCLEAR Bank S.A./N.V.(常任代理 人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROIALBERT II, B-1210BRUSSELS,BELGIUM(東京都千 代田区丸の内一丁目4番5号)	19,632,432	1.68
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	16,516,216	1.42
計		606,717,491	52.04

- (注) 1. 持株比率は自己株式(26,311株)を控除して計算しております。
2. 2025年12月に発行したB種種類株式が含まれております。
3. B種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。
4. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行っております。
5. 2025年9月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、MMXXベンチャーズ・リミテッドが2025年9月9日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されており、当社は2025年12月31日現在の実質所有株式数の確認しており、上記大株主の状況に含めております。
なお、当該2025年9月9日時点での大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者 MMXXベンチャーズ・リミテッド
住所 Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands

保有株券等の数 普通株式 42,474,750株
株券等保有割合 5.62%

6. 2026年2月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(Capital Research and Management Company)及びその共同保有者が2026年2月2日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、大量保有報告書の変更報告書の記載にはB種種類株式5,902,500株が含まれているため、所有株式数からはその分を除き、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当社2025年12月31日時点の発行済株式数1,142,274,340株から自己株式26,311株を控除して計算して記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
キャピタル・リサーチ・ アンド・マネージメン ト・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスア ンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	150,618,200	13.19

7. 2025年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エボ ファンド (Evo Fund) 及びその共同保有者が2025年12月8日現在で次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における同グループの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。なお、下記の所有株式数、所有株式数の割合は保有潜在株券等の数を含んでおります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
エボ ファンド (Evo Fund)	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1- 9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ ウェイ、インタートラスト・コーポレー ト・サービスズ(ケイマン)リミテッド方	240,063,950	17.75

所有議決権数別

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区二丁目15番1号)	1,523,692	13.35
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行 東京 支店)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,009,739	8.85
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	977,060	8.56
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	101 MONTGOMERY STREET, SAN FRANCISCO CA, 94104 USA (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	833,289	7.30
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代 理人 インタラクティブ・ブロー カーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞 が関3丁目2番5号)	437,069	3.83

MMXX VENTURES LIMITED (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	CRAIGMUIR CHAMBERS, PO BOX 71, ROAD TOWN, TORTOLA VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)	424,747	3.72
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号)	298,239	2.61
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1585 BROADWAY NEW YORK, NY 10036 U.S.A (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	201,848	1.77
EUROCLEAR Bank S.A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROIALBERT II, B-1210BRUSSELS,BELGIUM (東京都千代田区丸の内一丁目 4 番5号)	196,324	1.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	165,162	1.45
計		6,067,174	53.15

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (26,311株) を控除して計算しております。
2. B種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。そのため、上記表にはB種種類株式が含まれておりません。
3. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日 (2025年4月1日) をもって1株を10株に株式分割を行っております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(B種類株式) 23,610,000	-	(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(普通株式) 26,300	-	-
完全議決権株式(その他)	(普通株式) 1,141,504,300	11,415,043	(1)株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	(普通株式) 743,740	-	(1)株式の総数等に記載のとおり
発行済株式総数	1,165,884,340	-	(注)2
総株主の議決権	-	11,415,043	-

(注)1. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。

これに伴い発行済株式総数が413,915,706株増加しております。

2. 2025年12月29日付で、B種類株式発行1,165,884,340株を含めております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社メタプラネット	東京都港区六本木六丁目10番1号	26,300	-	26,300	0.00
計	-	26,300	-	26,300	0.00

(注) 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しております。

これに伴い株式分割後の自己株式数は、26,311株です。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	27,413	18
当期間における取得自己株式	303	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	96,900	259	-	-
保有自己株式数	26,311	-	26,614	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

(普通株式)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期的かつ安定した配当及び利益還元をおこなうことを基本方針としております。

配当の決定機関及び回数につきましては、株主総会の決議により期末において年1回実施することを基本方針とし、業績等に応じて、取締役会の決議により中間配当を実施することとしております。なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月末日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、上記基本方針に基づき無配とすることを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後展開する新規事業の原資として、有効投資してまいります。

(B種種類株式)

当社は、3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を基準日、B種種類配当金の額は、1,000円に年率4.9%を乗じて算出した額とし、各B種種類配当基準日につきB種種類株式1株当たり12.25円としております。

短期的な損益変動の影響を受けやすい利益剰余金ではなく、会社法第461条に基づく分配可能額の範囲内において、その他資本剰余金を優先株式配当の原資として充当することが合理的であると判断しております。

これにより、ビットコインの価格変動に左右されることなく、優先株主に対して安定的かつ予見可能な配当を行うことが可能となります。

当社は、財務基盤として十分なその他資本剰余金を保有していることから、今後も、健全な財務規律を維持しつつ、その他資本剰余金を優先株式配当の原資として活用していく方針です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主はじめ、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの関係を一層重視すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上最も重要な課題の一つと考えております。

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 当社グループは、株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの立場を尊重し、関係を重視してまいります。各ステークホルダーとの対応姿勢にかかる方針を全社的に示し実践していくことにより、関係の維持、発展に努めてまいります。
2. 当社グループは、取締役及び執行役による職務執行について、監査委員会等による厳正な監査が機能する体制の整備に努めてまいります。
3. 当社は、内部統制及びコンプライアンス遵守が最重要課題であるとの認識を持ち、組織体制の強化を図ってまいります。社長直轄の内部監査人1名による各部署等の業務の監査、顧問弁護士等専門家の活用、リスク情報の社内共有などの取組みに努めてまいります。
4. 当社グループは、経営の透明性を高め、株主などへの説明責任を果たすために、公正かつ迅速に、会計情報その他の情報開示をおこなってまいります。ウェブサイトの積極活用等により、事業の概況及び展望等について、投資家等への情報開示を積極的に推進してまいります。

当社グループは、以上の基本的な考え方に基づき、今後とも、コーポレート・ガバナンスの充実を実現するために、必要な施策を実施・評価してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2026年3月25日開催の第27期定時株主総会において定款一部変更議案が承認されたことに伴い、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。当該移行に伴い、過半数の社外取締役によって構成される指名・ガバナンス委員会（会社法に定める指名委員会の当社における呼称です。以下同様です。）、監査委員会及び報酬委員会を設置しました。加えて、取締役会から法的に明確な責任を負う執行役に大幅に業務執行の決定権限を委譲することで、監督機能と執行機能の明確な分離を進め、機動的かつ効率的な意思決定に基づく執行体制を確保すると同時に、より客観的な経営の監督機能を高めてまいります。また、任意の会議体として執行役で構成される執行役会を設置し、重要な経営課題について、取締役会における議論に先立ち意見交換を行うことにより、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うことのできる体制を整備しています。

イ 企業統治の体制の概要

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は下記のとおりです。

・取締役会

当社の取締役会は取締役10名（うち社外取締役9名、社外取締役のうち女性取締役1名）で構成されており、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行の決定権限を執行役に委譲し、当該執行役の業務執行状況を監督しています。

当社の取締役会は、定時取締役会を3か月に1回以上開催するほか臨時取締役会を適時開催しております。

・指名・ガバナンス委員会

当社の指名・ガバナンス委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、そのうち1名を独立社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としています。指名・ガバナンス委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。なお、常勤の事務局を設置し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

・監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されています。各々が異なる専門分野を有する者により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしています。監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査・監督、監査報告の作成並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容の決定を行います。なお、内部監査室が監査補助者として事務局を担当し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

・報酬委員会

当社の報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、そのうち1名を独立社外取締役で構成することにより、業務執行を公正に評価し報酬の適正性を確保する体制としています。報酬委員会は、取締役及び執行役

の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、常勤の事務局を設置し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

・執行役及び執行役会

執行役は、取締役会の委任を受けた業務執行に関する事項の決定及びその執行並びに取締役会が決定した業務の執行を担っています。また、当社は、重要な経営課題にあたっては、取締役会における議論に先立ち、執行役で構成される執行役会を通じて活発に意見交換を行っています。これにより、現場の業務執行について、経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うことのできる体制を整備しております。

・会計監査人

当社は、監査法人やまがきと監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けており、適切な監査が実施されております。

当社の取締役会及び法定の委員会並びに任意に設置する執行役会の構成員は下表のとおりです。

は議長・委員長

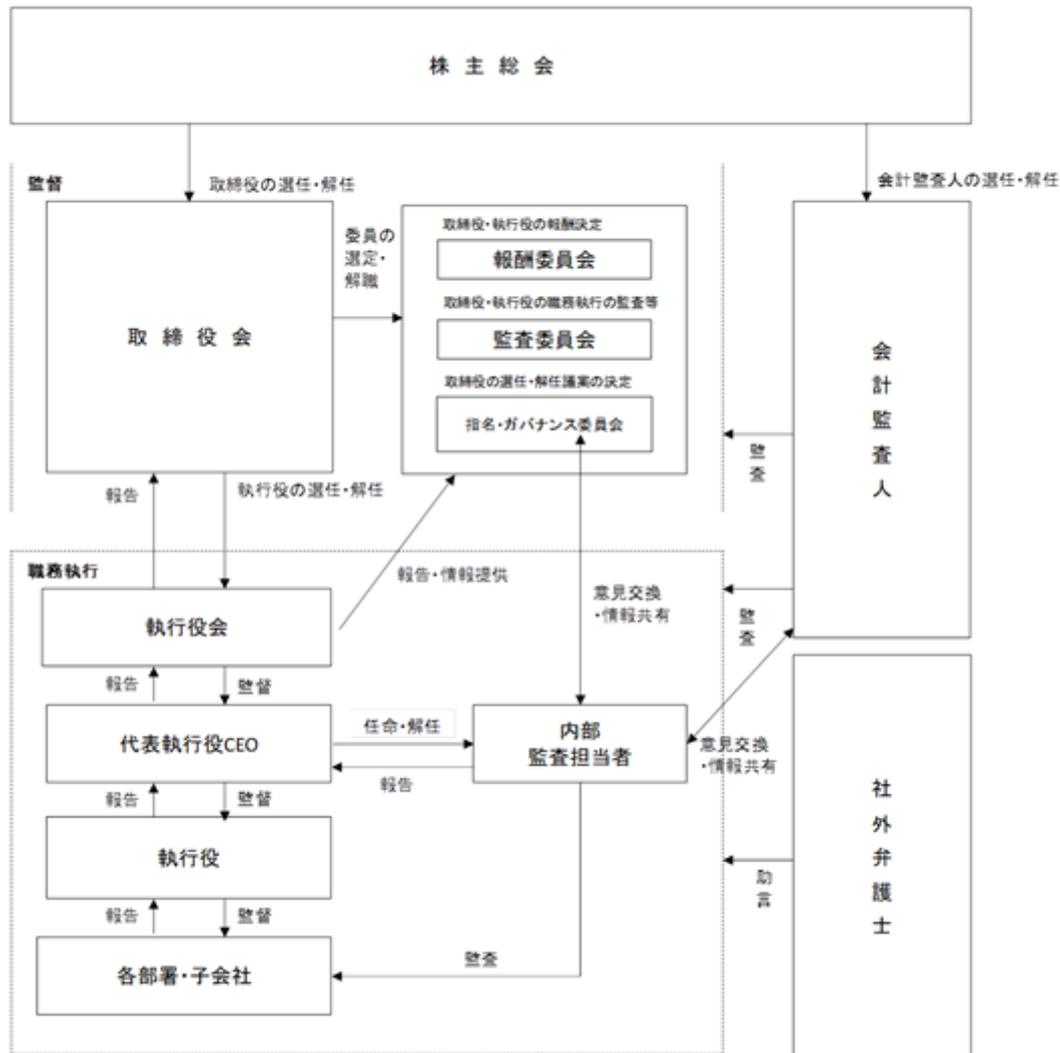
役職	氏名	取締役会	指名・ガバナンス委員会	監査委員会	報酬委員会	執行役会
取締役 代表執行役 CEO	サイモン・ゲロヴィッチ					
社外取締役	リチャード・キンケイド					
社外取締役	ドリュー・エドワーズ					
社外取締役	桑島 浩彰					
社外取締役	タイラー・エヴァンス					
社外取締役	ベンジャミン・ツァイ			○		
社外取締役	スウェイン・純子			○		
社外取締役	クリストファー・ウェルズ		○			
社外取締役	フレッド・トーファイ					
社外取締役	成松 淳					
執行役 COO	阿部 好見					
執行役 CFO	王生 貴久					
執行役 資本市場・IR	奥野 晋平					

□ 企業統治の体制を採用する理由

当社では、企業競争力強化を図り、スピーディーな経営の意思決定及び経営の透明性・合理性向上を目的としております。また、コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの基本と認識しており、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理や道徳を尊重する企業風土作りに努めております。

従って、公正かつ健全な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制拡充を図るため、現状の体制を採用しております。

当社の会社の機関及び内部統制に係る組織体制は下図のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関しましては、内部統制システム構築の基本方針を2026年3月25日開催の取締役会で一部改定いたしました。当該改定後の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

1. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

- (1) 当社の執行役は、高い倫理観を持ち、法令及び定款その他社内規程の遵守はもとより、経営の健全性と透明性を高めるための体制の構築について率先して行動を行い、当社及び当社グループの構成員に向けて適切な指揮、指導を行う。
- (2) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動に助言しないこととしている。

この基本的な考え方を業務規程の反社会的勢力対応規程に明記し、当社はじめグループ各社役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けたりするおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

- (1) 当社は、独立した内部監査機能として代表執行役直轄の内部監査人を選任し、内部監査人は当社の内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言を行う重要な機能を担う。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールに従って子会

社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び定款その他社内規程等の遵守についての指導を継続的に
行い、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践する。

- (2) コンプライアンス及び内部統制に係る業務指針となる社内規程については、関係法令の改正等に合わせ
随時加筆修正を行う。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る重要文書等の情報の取扱いは、執行役1名を担当責任者とし、関連する社内規
程に従い、適切に保存及び管理を行うものとする。また、当該業務を、内部監査人による監査の対象とし、
業務の適正性確保のための継続的なモニタリングを行うものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴う様々なリスクへの対応について、以下のような取組みを行っており、今後ともこ
れに係る体制の整備を図っていくものとする。

- (1) 社内規程において、執行役及び使用人が適正なリスク管理の考え方に基づく行動をとるよう定め、これ
の遵守状況を内部監査人が監視、監督する体制を構築する。
- (2) 重要なリスク情報は、3か月に1回以上開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会に
報告される。また、執行役で構成される執行役会においてもリスク情報について情報交換及び議論を行う
ことにより、リスク管理体制の強化を図る。
- (3) 会社法務等に実績のある法律事務所と顧問契約を結び、法律顧問として法律問題全般にわたりアドバ
イスを随時受けられる体制を設ける。

5. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な経営課題にあたって、取締役会における議論に先立ち、執行役で構成される執行役会を通
じて活発に意見交換を行うなど、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うこと
のできる体制の整備を図っていくものとする。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の方針により当社の子会社の適切な管理を行っており、今後ともこれに係る体制の整備を
図っていくものとする。

- (1) 当社は、子会社等に対する全般的な管理方針、管理組織について「関係会社管理規程」として定め、こ
れに従って子会社等に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図る。
- (2) 当社は、当社所定の内部監査について、子会社を監査対象として含め、当社同様の内部監査体制を整備
する。
- (3) 当社の監査委員会は、定期的なヒアリング、重要な会議への出席等により、子会社の業務執行に係る厳
正な監査を行う。
- (4) 当社は、子会社及び関連会社を集めた月次の会議を開催し、会計情報のほか、事業の概況及び展望につ
いての情報共有に努める。
- (5) グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを
目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

7. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独 立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性確保に関する事項

当社は、現在、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いていないが、今後以下の方針によ
り、当該取締役及び使用人の設置を検討する。

- (1) 監査委員会が監査業務を遂行するにあたって、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当
社は、監査委員会と協議の上、必要と認めたときに、これを置くこととする。
- (2) 上記の場合に、監査委員会が指定する補助すべき期間中、指名された使用人への指揮権ほか、当該使用
人の処遇、待遇等に係る権限を監査委員会に委譲するものとし、当該使用人は執行役の指揮命令を受けな
い。

8. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、そ の他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、監査委員会の監査機能の重要性を強く認識し、当社の業務執行について厳正な監査を実施すべ
く、以下の取組みを通じて、社内の重要事項についての報告を受けるべき体制の整備を図っていくものとし
る。

- (1) 監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）は、全ての取締役会に出席するとともに重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役及び各執行役へのヒアリングを実施することにより、取締役会並びに各取締役及び各執行役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。
 - (2) 監査委員会は、会計監査人と、毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更等、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。
 - (3) 監査委員会は、内部統制システムに係る活動状況について、内部監査人と適宜意見交換及び情報共有を行い、連携を図る。
 - (4) 上記のほか、取締役、執行役及び使用人は、監査委員会の要請に応じて、経営上の課題、重大なリスク、子会社に関する重大な事項（子会社の取締役、監査役又は使用人等から報告を受けた当該事項を含む。）、重要な会議議事録その他の業務文書等について、随時報告及び情報提供を行うものとする。
9. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
10. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査委員が監査委員会の職務の執行について所要の費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループは、事業活動に伴う様々なリスクについて、取締役会、指名・ガバナンス委員会、監査委員会及び報酬委員会に報告され、リスク情報等の共有により内部管理体制の強化を図っております。実績ある法律事務所と顧問契約を結び、当社法務担当役員について、随時法律顧問として法律問題全般にわたりアドバイスを適時に受けられる体制を設けております。
- ロ リスク管理体制の整備の状況
当社グループは、事業活動に伴う様々なリスクについて、取締役会、指名・ガバナンス委員会、監査委員会及び報酬委員会に報告され、リスク情報等の共有により内部管理体制の強化を図っております。実績ある法律事務所と顧問契約を結び、当社法務担当役員について、随時法律顧問として法律問題全般にわたりアドバイスを適時に受けられる体制を設けております。
- ハ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
子会社の経営に関する重要事項は当社の取締役会に付議します。
子会社における業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。
- ニ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項及び理由
当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。
- ホ 取締役の定数
当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めております。
- ヘ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めています。
- ト 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

チ 取締役の責任の免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

リ 取締役との間の責任限定契約の内容の概要

当社は、保険料を全額会社負担とし、当社の取締役及び執行役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することとしております。

ヌ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険料を全額会社負担とし、当社の取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することとしております。

ル IRに関する活動状況

当社は、適時開示制度の趣旨を理解し、経営の透明性を確保するため、正確かつ迅速な情報開示に努めております。

また、法定開示事項はもとより、ニュースリリースなど発生事実についても、当社ウェブサイトで掲載できる体制を整備しております。

なお、当社のIR活動は、情報取扱責任者が担当しており、取締役会、事業部門、経営管理部門と緊密に連携し、正確かつ迅速な会計情報その他の情報開示の実施に努めております。

ロ 最近事業年度における取締役会の活動状況及び監査役会の活動状況

当社は、2026年3月25日開催の第27期定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行しましたが、下記につきましては、監査役会設置会社である当事業年度期間の状況を記載しております。

・取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を53回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数(回)	(注)
サイモン・ゲロヴィッチ	53	
阿部 好見	53	
ドリュー・エドワーズ	52	
桑島 浩彰	52	
マーク・ユスコ	51	
タイラー・エヴァンス	53	
ベンジャミン・ツァイ	53	
衛藤 バタラ	52	
リチャード・キンケイド	44	2025年3月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会44回のうちの出席回数を記しております。
高桑 昌也	50	
大橋 俊明	51	
保田 志穂	51	

・監査役会の活動状況

当事業年度及び定時株主総会前2026年3月25日までにおいて当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数(回)
高桑 昌也	14

大橋 俊明	14
保田 志穂	14

当社は、引き続き、当社グループの取締役および社員がコンプライアンス規程に従い、法令を遵守することを徹底します。

当社は、引き続き、相談・通報体制を設け、当社グループのコンプライアンス違反に関するリスクを未然に管理します。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 CEO取締役議 長	サイモン・ グロヴィッチ	1977年4月28日生	2000年5月 米国ハーバード大学卒業 2000年9月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 2007年4月 Evolution Capital Public Company Limited社 CEO 就任 2013年4月 当社取締役 2015年10月 当社代表取締役会長 2022年3月 当社代表取締役社長 2022年10月 ウェン東京株式会社 代表取締役(現任) 2024年7月 Metaplanet Capital Limited Director(現任) 2025年5月 Metaplanet Treasury Corporation Director(現 任) 2025年7月 Metaplanet Holdings Inc. Director(現任) 2025年9月 Metaplanet Income Corp. Director(現任) 2025年9月 ビットコインジャパン株式会社 代表取締役(現任) 2026年3月 当社代表執行役CEO取締役議長(現任)	(注)3	15,555,500
取締役	リチャード・ キンケイド	1976年11月19日生	2000年6月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2003年1月 Speedwell Advisors.Ltd. CFO 2004年8月 Nezu Asia Capital Management Limited.社長兼COO 2011年1月 Nezu Asia Capital Management (Singapore) Pte. Ltd.CEO兼COO 2017年8月 Nezu Asia Capital Limited 社長兼COO 2018年3月 (株)ヘリオス 社外取締役 2019年7月 (株)ヘリオス 取締役兼執行役 CFO(現任) 2019年10月 Healios NA 取締役 2020年8月 Healios NA 社長(現任) 2021年1月 Saisei Ventures LLC Board of Managers(現任) 2025年3月 当社取締役(現任)	(注) 1,2,3	10,000
取締役	ドリュー・エ ドワーズ	1971年4月2日生	1994年 Pfizer Pharmaceuticals Inc.入社 2000年 Lehman Brothers, Inc. 投資銀行部門 2001年 ノースウェスタン大学ケロッグ校MBA取得、ロースクル ルにてJD取得 2002年 Mckesson Specialty Pharmaceuticals 経営企画部門 2005年 Taiyo Pacific Partners 日本中小株部門 2008年 Advisory Research, Inc. ポートフォリオマネー ジャー 2017年 Usonian Investments LLC 創設者兼CEO 2020年 Grantham Mayo Van Otterloo 日本株部門責任者(現 任) 2023年2月 当社取締役(現任)	(注) 1,2,3	-
取締役	桑島 浩彰	1980年11月29日生	2003年5月 三菱商事(株)入社 2010年5月 ハーバード大学経営大学院およびケネ ディ行政大学 院共同学位プログラム修了(MBA/MPA) 2010年9月 (株)ドリームインキュベータ入社 2012年4月 青山社中(株) 共同代表CFO就任 2016年4月 リンカーズ(株) 専務取締役(LINKERS INTERNATIONL CORPORATION 代表取締役社長) 2018年12月 (株)K&Aソシエイツ 代表取締役(現任) 2021年4月 カリフォルニア大学パークレー校ハース経営大学院 ハース・エグゼクティブ・フェロー(現任) 2024年3月 当社取締役(現任) 2025年7月 ハーバード大学経営大学院Corporate Director Certificate Program修了 2026年1月 スリーエスカピタル(株) 取締役(現任)	(注) 1,2,3	70,000

取締役	タイラー・エヴァンス	1992年1月30日生	<p>2014年5月 アラバマ大学化学・生物工学科卒業</p> <p>2014年8月 BTC Inc.共同設立者(現任)</p> <p>2019年9月 UTXO Management社 共同設立者兼マネージングパートナー(現任)</p> <p>2023年9月 Unbroken Chain社ジェネラルパートナー(現任)</p> <p>2024年6月 当社取締役(現任)</p>	(注) 1,2,3	514,120
取締役	ベンジャミン・ツァイ	1973年1月19日生	<p>1995年6月 カリフォルニア大学パークレー校卒業、材料科学・工学学士号取得</p> <p>2001年6月 UCLAアンダーソン・スクール・オブ・マネジメント(MBA)卒業</p> <p>2001年8月 メリルリンチ日本証券ストラクチャード商品グループ</p> <p>2011年5月 メリルリンチ・シンガポール証券会社CEO</p> <p>2013年10月 Alliance Bernstein シニア・バイス・プレジデント</p> <p>2017年1月 LA Blockchain Lab 共同設立者兼CFO</p> <p>2018年1月 Cardinal Mark Investments 創業者(現任)</p> <p>2018年8月 Wave Digital Assets 共同創業者兼社長(現任)</p> <p>2021年3月 Ziliqa Capital取締役</p> <p>2021年9月 UCLAアンダーソン経営大学院暗号金融講師(現任)</p> <p>2024年6月 当社取締役(現任)</p>	(注) 1,2,3	4,000
取締役	スウェイン・純子	1964年7月13日生	<p>1985年 明治大学短期学部 経済課卒業</p> <p>1985年 株式会社ワールド入社</p> <p>1995年 米国ハワイ大学 会計学部卒業</p> <p>1996年 Deloitte LLC (米国)入社</p> <p>1999年 米国公認会計士取得(CPA-3762)</p> <p>2003年 eBay Inc. (Finance Leadership role)</p> <p>2009年 VMware Inc. (Finance Leadership role)</p> <p>2010年 Apple Inc. (Finance Leadership role)</p> <p>2011年 Vantiv Inc. (currently known as Worldpay Inc. (IPO in 2012) 副社長 兼 アシスタント・コントローラー</p> <p>2013年 KIXEYE Inc. 最高会計責任者</p> <p>2015年 Upwork Inc. (IPO in 2018) 最高会計責任者</p> <p>2022年 Pebi (formerly known as Velocity Global LLC) 社外取締役 兼 監査委員会委員長(2022年-2025年)</p> <p>2023年 Workiva Inc. SVP & Chief Accounting Officer 最高会計責任者(現任)</p> <p>2026年3月 当社取締役(現任)</p>	(注) 1,2,3	-
取締役	クリストファー・ウェルズ	1954年9月25日生	<p>1979年 米国カリフォルニア州弁護士登録</p> <p>1987年 外国法事務弁護士登録(日本)</p> <p>1989年9月 Baker & McKenzie (東京青山法律事務所)入所</p> <p>1992年1月 White & Case 東京 パートナー</p> <p>1993年 東京事務所アドミニストレーティブ・パートナー</p> <p>2001年 東京事務所エグゼクティブ・パートナー(2001年~2009年)</p> <p>2013年5月 Bingham McCutchen (東京駐在) パートナー</p> <p>2013年11月 Morgan, Lewis & Bockius LLP (東京・香港・上海) パートナー</p> <p>2022年10月 ACADAE SERVICES LLC Principal(現任)</p> <p>2026年3月 当社取締役(現任)</p>	(注) 1,2,3	-

取締役	フレッド・トーフアイ	1965年5月19日生	<p>1988年6月 カリフォルニア大学アーバイン校 経済学・政治学専攻 卒業</p> <p>1995年5月 ジョージタウン大学経営大学院 (MBA) 修了</p> <p>1995年7月 Goldman Sachs Asia LLC 入社</p> <p>2008年 ゴールドマン・サックス証券㈱ パートナー</p> <p>2013年1月 Goldman Sachs (Singapore) Pte. 社長</p> <p>2017年12月 同社退任</p> <p>2018年7月 Old Peak Asia Fund Ltd. 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年2月 SoftBank Investment Advisers オペレーティング・パートナー</p> <p>2020年7月 同社退任</p> <p>2021年4月 AltX Research㈱ 監査役 (現任)</p> <p>2021年6月 GFO-X アジア太平洋地域会長 / 戦略アドバイザー (現任)</p> <p>2026年3月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 1,2,3	-
取締役	成松 淳	1968年11月14日生	<p>1991年3月 早稲田大学 政治経済学部 経済学科卒業</p> <p>1996年4月 監査法人原会計事務所 入所</p> <p>1998年5月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2004年12月 株式会社東京証券取引所 上場部 出向</p> <p>2007年1月 クックパッド株式会社 入社</p> <p>2007年6月 クックパッド株式会社 取締役</p> <p>2007年7月 クックパッド株式会社 執行役</p> <p>2013年4月 ミューゼオ株式会社 (現 ノイエルガルテン株式会社) 取締役社長 (現任)</p> <p>2013年5月 ナイル株式会社 社外監査役 就任</p> <p>2013年10月 株式会社レアジョブ 社外監査役</p> <p>2013年12月 株式会社ヘリオス 社外取締役</p> <p>2015年5月 ナイル株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2015年11月 ウォンテッドリー株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社レアジョブ社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社ヘリオス 社外取締役</p> <p>2018年3月 ナイル株式会社 社外取締役</p> <p>2025年3月 ナイル株式会社 取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2026年3月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 1,2,3	-
計					16,153,620

- (注) 1. 取締役 リチャード・キンケイド、ドリュー・エドワーズ、桑島浩彰、タイラー・エヴァンス、ベンジャミン・ツァイ、スウェイン・純子、クリストファー・ウェルズ、フレッド・トーフアイ及び成松淳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役と当社の間には、いずれも特別な利害関係はありません。
3. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 2026年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社に移行しております。
6. 当社では、さらなるコーポレート ガバナンスの強化と持続的な企業価値の向上を目的とし、執行役制度を導入しております。執行役員の構成は下記「b.執行役の状況」のとおりです。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行 役CEO取締 役議長	サイモン・ ゲロヴィッチ	1977年4月28日生	a. 取締役の状況参照	(注)1	15,555,500
執行役 COO	阿部 好見	1967年2月28日生	1989年 BBD0 Asatsu America入社 1990年 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 デリバティブ部門 1994年 ゴールドマン・サックス証券 日本株部門 2018年 人材派遣会社共同創業 2021年 WealthConnect日本法人設立 COO 2023年1月 当社COO 2023年2月 当社取締役 2026年3月 当社執行役 COO(現任)	(注)1	500,000
執行役 CFO	王生 貴久	1971年10月21日生	1994年1月 米国 Bank One Corporation(現JPモルガン・チェース) Assistant Vice President 1997年1月 GEキャピタル・コンシューマーファイナンス(株) 入社 2000年7月 モルガンスタンレー証券会社M&Aアドバイザー本部 入社 2002年10月 日本ヒューレット・パッカー(株) M&A日本担当 2004年5月 日本ビジネスシステムズ(株) 執行役最高財務責任者 2015年8月 当社 執行役員CFO 2015年10月 (株)レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン 監査役 2015年10月 ダイキサウンド(株) 監査役 2015年12月 当社取締役CFO 2015年12月 ダイキサウンド(株) 代表取締役 2020年4月 (株)レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン 代表取締役 2026年3月 当社執行役 CFO(現任)	(注)1	100
執行役 資本市場・IR	奥野 晋平	1977年1月8日生	2001年3月 筑波大学大学院バイオシステム研究科 修了 2001年4月 国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)企業調査部 入社 2003年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社株式資本市場部 異動 2004年10月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 法人業務第二部 出向 2005年11月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 出向解除 2022年2月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 退職 2025年4月 当社IR・資本戦略ヘッド 2026年3月 当社執行役 資本市場・IR(現任)	(注)1	8,200
計					16,063,800

(注)1. 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は9名であります。

社外取締役については、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めております。

2026年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社に移行しております。

リチャード・キンケイド氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、アジアにおける金融サービス業界での豊富なリーダーシップ経験を有しております。加えて、東京証券取引所上場会社の取締役としての経験を通じ、上場会社におけるガバナンスおよび監督機能に関する実務的な知見を有しております。

これらの経験と知見を踏まえ、当社の経営全般および事業戦略に関して助言・監督をいただくことを行っております。

また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

ドリュー・エドワーズ氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、日本の上場株式に投資するファンドの運用に20年以上従事しており、その経験を通じて日本の資本市場およびコーポレート・ガバナンスに関する高度な専門的知見を有しております。また、長期的な視点を有するグローバル機関投資家としての観点を取締役会にもたらすことが期待されております。

当社は、同氏の投資経験およびガバナンスに関する知見が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として行っております。

また、同氏は、現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年1ヶ月です。

桑島浩彰氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、企業経営、学術分野およびコンサルティング業務において20年以上の経験を有しており、特に大規模かつ多角的なグローバル企業における事業戦略の策定・推進に携わってまいりました。

当社は、同氏の幅広い経営経験および戦略的視点が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として行っております。

また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

タイラー・エヴァンス氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、ビットコインおよび資産管理分野での重要な貢献とリーダーシップを有しております。Bitcoin Magazineの発行者およびBitcoin Conferenceシリーズの主催者であるBTC Inc.の共同創設者として、同氏はビットコインエコシステムの形成において重要な役割を果たしてきました。同氏の専門知識は、UTXO Managementの共同創設者兼マネージングパートナーとしての業務を通じてさらに具現化されています。UTXO Managementでは、Bitcoin Ecosystem Fundおよび210k Capitalを指揮し、初期段階のベンチャーキャピタルおよびオンチェーン流動性提供に焦点を当てています。同氏のビットコイン業界に関する深い知識と戦略的ビジョンは、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなると期待されています。

また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月です。

ベンジャミン・ツァイ氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、金融サービス分野およびデジタルアセット分野において豊富なリーダーシップ経験を有しております。これまでに、Merrill Lynch Japan Securitiesのマネージング・ディレクターや、Merrill Lynch Singapore Commoditiesの最高経営責任者（CEO）を歴任し、資本市場、ストラクチャード・プロダクトおよびコモディティ分野に関する高度な専門性を培ってまいりました。

また、資産運用業およびブロックチェーン関連事業においても経営に携わるなど、伝統的金融とデジタル投資基盤の双方にわたる幅広い経験を有しております。

当社は、同氏の戦略的視点および包括的な業界経験が、取締役会の実効性向上に大きく資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言および中長期的な企業価値向上として行っております。

また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月です。

スウェイン・純子氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、シリコンバレーを拠点とする革新的なテクノロジー企業の取締役を歴任するなど、豊富な取締役会経験を有しております。監査委員長や報酬委員会委員等の要職を務め、財務報告、内部統制、コンプライアンスおよび役員報酬に関する監督に携わってまいりました。当社は、同氏の取締役会レベルにおけるガバナンス経験が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として行っております。

クリストファー・ウェルズ氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、金融機関および投資ファンドに対するリーガルアドバイザーとして豊富な経験を有しており、特に規制対応、コーポレート・ガバナンスおよびクロスボーダー取引に関する高度な専門性を有しております。国際的な法律事務所のパートナーとしてのキャリアを通じ、日本国内外において取締役会および経営陣に対し、法的リスク管理およびガバナンスに関する助言を行ってまいりました。当社は、同氏の法務およびガバナンスに関する知見が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営戦略に関する助言ならびにコーポレート・ガバナンスの強化を目的として行っております。

フレッド・トーファイ氏を社外取締役とした理由および期待される役割は以下のとおりです。

同氏は、アジアにおける金融サービス業界において数十年にわたるリーダーシップ経験を有しており、ハイパフォーマンス組織を統括する上級管理職としての実績を有しております。資本市場、戦略的経営および成果志向型組織における報酬制度の設計・監督に関する高度な専門性を備えております。また、デジタルアセット分野における経験も有しており、新興金融技術および市場動向に関する知見を有しております。当社は、同氏の豊富な業界リーダーシップおよび戦略的視点が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営戦略および経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

成松淳氏は、公認会計士としての豊富な経験を有するとともに、上場会社における監査委員会委員等を歴任しております。監査業務および経営における要職を通じ、財務報告、内部統制およびコンプライアンスに関する高度な専門的知見を培ってまいりました。

当社は、同氏の監査分野における専門性および取締役会レベルでの監督経験が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言および、特に監査・財務監督機能の強化を目的として行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会又は指名委員会等設置会等を通じて、監査委員会監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて適宜意見交換を行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社としており、提出日現在、監査役会は3名で構成されており、全3名が社外監査役であり、そのうち1名は常勤監査役です。常勤監査役の1名は公認会計士の資格を有しており、専門的見地から監査をおこなっております。監査役は、監査役会のほか、取締役会に随時出席し、各取締役の職務執行について厳正な監査を実施しております。

監査役監査については、当期において監査役会を11回開催、2025年1月1日から定時株主総会前2026年3月25日まで14回開催しているほか、監査役は、取締役会及び重要な会議に随時出席し、各取締役の職務執行について厳正な監査を実施しております。また、監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的に意見交換をおこない連携を図ることにより、業務及び会計における課題の改善や、内部統制及びコンプライアンスの実効性の向上を目指しております。

個々の監査役の活動状況は次のとおりであります。

氏名	活動状況
社外監査役 高桑 昌也	当事業年度及び定時株主総会前2026年3月25日の監査役会14回の全てに出席いたしました。財務及び会計に関する豊富な経験と知見をもとに、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な助言を行っております。
社外監査役 大橋 俊明	当事業年度及び定時株主総会前2026年3月25日の監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。
社外監査役 保田 志穂	当事業年度及び定時株主総会前2026年3月25日の監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。

なお、当社は、2026年3月25日開催の第27期定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行しました。

経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を持つ透明性の高い機関設計とすることで、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な企業価値の向上を目指します。

内部監査の状況

当社は、独立した内部監査部門として、社長直轄の内部監査人を配置しております。内部監査人は、年度スケジュールにしたがって子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び社内規程等の順守についての指導を継続的におこない、内部統制が組織として機能していることの検証を実践しております。なお、内部統制に係る業務指針となる社内規程については、内部監査人の指導のもと、関係法令の改正にあわせ随時加筆修正をおこなっております。また、内部監査人は、四半期ごとに監査役会において、内部監査報告を行い、問題点の確認や対策、フォローアップ状況について議論を行い、相互に情報交換を行うなど密接な連携を保つことにより、内部監査の有効性を高めています。

内部監査部門は、監査結果について監査役会へ報告するとともに、必要に応じて経営層に共有しております。

なお、当社は、2026年3月25日開催の第27期定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行しました。

経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
監査法人やまぶき
- b. 継続監査期間
10年間
- c. 業務を執行した公認会計士
指定社員 業務執行社員 西岡 朋晃
指定社員 業務執行社員 内海 慎太郎
- d. 監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他5名であります。
- e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方法としては、品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、検討した結果で適否を判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、経営陣から会計監査人の活動実態やその独立性・専門性について報告、聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告、現場立ち会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	-	78	8
連結子会社	-	-	-	-
計	25	-	78	8

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

非監査業務の内容は、海外募集による新株式発行に伴うコンフォートレター作成業務であります。

d. 監査報酬の決定方針

合理的監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人から説明を受けた監査計画に係る監査日数等から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬の対応関係は適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2026年3月25日開催の第27期定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社へ移行しました。

役員の報酬等の額につきましては、指名委員会等設置会社への移行前においては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しており、決定方法は、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議によっております。指名委員会等設置会社への移行前における取締役の報酬限度額は年額200,000千円（2000年11月28日開催の第2期定時株主総会決議）、監査役の報酬限度額は年額50,000千円（2000年11月28日開催の第2期定時株主総会決議）であります。

指名委員会等設置会社への移行後は、社外取締役のみから構成される報酬委員会が、会社法第404条第3項及び第409条第1項に基づき、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

当該方針としましては、当社の持続的な企業価値の向上及び株主利益との連動性の確保を基本的な考え方とし、取締役及び執行役の報酬等は、(i)世界レベルの競争力を有する人材の確保に必要な、グローバル市場の水準に見合う水準の額とすること、(ii)その内容の大部分を、株主価値の向上に紐づけられた明確な指標に基づく業績連動型報酬とすること、(iii)報酬委員会において、硬直的な算式のみには依拠するのではなく、一定の裁量権に基づきその内容を決定すること、(iv)報酬委員会による決定は、体系化され文書化されたプロセスを通じて行われることとしております。左記の基本的な考え方に基づき、各役員の職責、業績及び経営環境等を総合的に勘案し、固定報酬及び業績連動の要素を適切に組み合わせることにより、短期及び中長期の業績向上へのインセンティブとして機能する報酬体系とすることとしております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	57	57	-	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10	10	-	-	-	3

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役9名及び監査役3名であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	73
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額の資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

(注) 議決権行使権限の対象となる株式数を記載しております。

銘柄	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門誌の定期購読や監査法人等が行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	294	2,552
売掛金	32	33
USDコイン	-	5,14,892
預け金	2,322	370
その他	43	319
貸倒引当金	6	-
流動資産合計	2,685	18,168
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,106	91
土地	2,866	866
その他(純額)	2	35
有形固定資産合計	1,975	1,992
無形固定資産		
その他	76	1,512
無形固定資産合計	76	1,512
投資その他の資産		
ビットコイン	26,348	2,481,485
繰延税金資産	5	4
その他	478	123
貸倒引当金	359	-
投資その他の資産合計	26,473	481,614
固定資産合計	27,525	484,120
繰延資産		
株式交付費	114	2,997
繰延資産合計	114	2,997
資産合計	30,325	505,286

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	2,443,836
1年内償還予定の社債	2,112,250	-
未払法人税等	19	416
その他	124	1,588
流動負債合計	11,393	45,841
固定負債		
退職給付に係る負債	7	7
繰延税金負債	1,958	454
その他	-	391
固定負債合計	1,966	852
負債合計	13,359	46,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	0	0
資本剰余金	8,175	525,419
利益剰余金	9,012	86,186
自己株式	248	7
株主資本合計	16,939	439,225
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	-	19,303
その他の包括利益累計額合計	-	19,303
新株予約権	26	63
純資産合計	16,965	458,592
負債純資産合計	30,325	505,286

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高		
ビットコインデリバティブ実現損益	-	477
ビットコインデリバティブに係る受取オプション料	691	7,976
その他ビットコイン関連売上	-	14
ホテル売上	370	436
売上高合計	1,062	8,905
売上原価	66	84
売上総利益	996	8,820
販売費及び一般管理費	1,645	1,2,533
営業利益	350	6,287
営業外収益		
為替差益	190	506
ビットコイン評価益	5,457	-
その他	3	89
営業外収益合計	5,650	595
営業外費用		
ビットコイン評価損	-	102,188
株式交付費償却	6	418
その他	1	418
営業外費用合計	8	103,025
経常利益又は経常損失()	5,993	96,141
特別利益		
債務免除益	2,400	-
特別利益合計	400	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	6,393	96,141
法人税、住民税及び事業税	1	407
法人税等調整額	1,952	1,503
法人税等合計	1,953	1,095
当期純利益又は当期純損失()	4,439	95,046
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	4,439	95,046

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	4,439	95,046
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	19,303
その他の包括利益合計	-	19,303
包括利益	4,439	75,742
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,439	75,742

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	575	2,512	3,207	139	1,130
当期変動額					
減資	6,329	6,329			-
欠損填補		1,395	1,395		-
新株の発行	5,754	5,754			11,509
親会社株主に帰属する当期純利益			4,439		4,439
自己株式の取得				109	109
自己株式の処分					-
連結除外による利益剰余金の減少額			29		29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	575	10,688	5,805	109	15,809
当期末残高	0	8,175	9,012	248	16,939

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	21	1,152
当期変動額				
減資				-
欠損填補				-
新株の発行				11,509
親会社株主に帰属する当期純利益				4,439
自己株式の取得				109
自己株式の処分				-
連結除外による利益剰余金の減少額				29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4	4
当期変動額合計	-	-	4	15,813
当期末残高	-	-	26	16,965

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	0	8,175	9,012	248	16,939
当期変動額					
減資	258,502	258,502			-
新株の発行	258,502	258,502			517,004
親会社株主に帰属する当期純損失()			95,046		95,046
自己株式の取得				18	18
自己株式の処分		239		259	498
連結除外による利益剰余金の減少額			152		152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	517,243	95,199	241	422,285
当期末残高	0	525,419	86,186	7	439,225

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	26	16,965
当期変動額				
減資				-
新株の発行				517,004
親会社株主に帰属する当期純損失()				95,046
自己株式の取得				18
自己株式の処分				498
連結除外による利益剰余金の減少額				152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,303	19,303	37	19,341
当期変動額合計	19,303	19,303	37	441,626
当期末残高	19,303	19,303	63	458,592

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	6,393	96,141
減価償却費	16	61
ビットコイン評価損益(は益)	5,457	102,188
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2	0
債務免除益	400	-
売上債権の増減額(は増加)	8	1
その他	80	632
小計	626	6,738
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1	1
その他	1	118
営業活動によるキャッシュ・フロー	623	6,618
投資活動によるキャッシュ・フロー		
ビットコインの取得による支出	20,907	541,607
有形固定資産の取得による支出	16	34
無形固定資産の取得による支出	76	698
USDコインの増減額(は増加)	-	14,535
預け金の増減額(は増加)	2,322	2,486
その他	130	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,452	554,395

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	41,806
長期借入金の返済による支出	53	-
社債の発行による収入	12,250	96,379
社債の償還による支出	1,000	108,161
株式の発行による収入	11,509	2,513,430
新株予約権の発行による収入	-	2,310
自己株式の処分による収入	-	498
自己株式の取得による支出	109	18
その他	25	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,570	544,221
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	5,814
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	258	2,258
現金及び現金同等物の期首残高	553	294
現金及び現金同等物の期末残高	294	2,552

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 主要な子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

- ・Metaplanet Holdings Inc.
- ・Metaplanet Treasury Corporation
- ・Metaplanet Income Corp.
- ・Metaplanet Capital Limited
- ・ビットコインジャパン株式会社

当連結会計年度において上記5社を新たに設立し連結子会社としております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました、

- ・チューン那覇匿名組合

重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- ・株式会社メタマーケット

当連結会計年度に清算終了をしたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ビットコインデリバティブ取引により生ずる正味の債権債務

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2 ~ 15年

その他 4 ~ 10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益および費用の計上基準は、事業ごとの特性に応じて適切に定めております。主要な事業ごとの計上基準は以下のとおりであります。

ビットコイン関連事業

ビットコインデリバティブ取引によるオプション料は「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」として収益計上しております。オプション料は、オプションプレミアムの受領時または契約条件に基づく適切な時点で計上いたします。一方、当該取引に関連する費用については、発生時に費用として認識いたします。

また、トレーディング目的で実行したビットコインデリバティブ取引は、決済損益を「ビットコインデリバティブ実現損益」として収益計上しております。

なお、当連結会計年度より、従来「ビットコイントレジャー事業」としていたセグメント名称を「ビットコイン関連事業」に変更しております。

ホテル事業

当社グループは、主に宿泊及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の定額法によって償却しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」(前連結会計年度0百万円)は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「売上高」としていた当該科目名を「ビットコインデリバティブ実現損益」、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」、「その他ビットコイン関連売上」及び「ホテル売上」と科目を変更したため、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」(前連結会計年度691百万円)、「ホテル売上」(前連結会計年度370百万円)として組み替えております。

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた193百万円は、「為替差益」190百万円、「その他」3百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「受取利息及び受取配当金」、「支払利息」、及び「棚卸資産の増減額」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「受取利息及び受取配当金」0百万円、「支払利息」1百万円、「棚卸資産の増減額」0百万円、及び「その他」79百万円は、「その他」80百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄以下の「利息及び配当金の受取額」及び「利息の支払額」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄以下に表示していた「利息及び配当金の受取額」0百万円、「利息の支払額」1百万円は、「その他」1百万円として組み替えております。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取り扱いの適用)

当社は、「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ビットコイン	26,348百万円	481,485百万円
USDコイン	-百万円	14,892百万円
合計	26,348百万円	496,378百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
ビットコイン	1,761BTC	26,348百万円	35,102BTC	481,485百万円
USDコイン	-	-	95,123,061USD	14,892百万円
合計		26,348百万円		496,378百万円

なお、ビットコインの一部については特定譲渡制限付暗号資産になります。当該保有数量及び連結貸借対照表価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
ビットコイン	1,761BTC	26,348百万円	10,000BTC	138,338百万円

活発な市場が存在しない暗号資産
該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	277百万円	291百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
担保に供している資産	
建物及び構築物(純額)	106百万円
土地	866百万円
合計	972百万円
担保にかかわる債務	
1年内償還予定の社債	1,750百万円
合計	1,750百万円

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
担保に供している資産	
ビットコイン	68,385百万円
合計	68,385百万円
担保にかかわる債務	
短期借入金	43,836百万円
合計	43,836百万円

3. 保証債務

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
第3回普通社債(保証付)EVO FUNDに対して発行した社債であり、当社代表取締役社長であるサイモン・ゲロウィッチによる保証が付されております。
本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位抵当権が設定されています。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

4. クレジット・ファシリティ契約

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当社グループは、ビットコイン関連事業に関する資金調達を行うため、借入先との間でクレジット・ファシリティ契約を締結いたしました。
当該契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

融資枠の総額	78,280百万円
借入実行残高	43,836百万円
差引額	34,443百万円

5. その他連結貸借対照表に関する注記

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
USDコインは、米ドルの価値と1対1で連動する暗号資産であり、ビットコイン取引に使用してあります。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
支払報酬	73百万円	312百万円
広告宣伝費	18百万円	774百万円

2. 債務免除益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年1月1日至 2024年12月31日)

当社連結子会社であった株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンの会社清算によるものであります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額および法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	- 百万円	19,303百万円
その他の包括利益合計	- 百万円	19,303百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1、2、3	114,692,187	85,099,116	163,522,969	36,268,334
合計	114,692,187	85,099,116	163,522,969	36,268,334
自己株式				
普通株式(注)4	21,725	95,013	20,940	95,798
合計	21,725	95,013	20,940	95,798

(注)1. 2024年6月28日開催臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されており、株式併合の効力発生日(2024年8月1日)をもって10株を1株に株式併合しております。これに伴い発行済株式総数が163,522,969株減少しております。

2. 2022年12月28日開催取締役会において、第9回新株予約権を発行することを決議し、当連結会計年度で67,000,000株を行使しております。これに伴い発行済株式総数が67,000,000株増加しております。

3. 2024年8月6日開催取締役会において、第11回新株予約権を発行することを決議し、当連結会計年度で18,099,116株を行使しております。これに伴い発行済株式総数が18,099,116株増加しております。

4. 単元未満株式の買い取りにより自己株式が増加、株式併合により自己株式が減少しております。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第9回新株予約権 (2023年2月8日 発行)(注)3	普通株式	67,000,000	-	67,000,000	-	-
提出 会社	第10回新株予約権 (2023年2月8日 発行)	普通株式	46,000,000	-	-	46,000,000	8
提出 会社	第11回新株予約権 (2024年8月6日 発行)(注)4	普通株式	-	180,991,160	180,991,160	-	-
提出 会社	第12回新株予約権 (2024年11月28日 発行)(注)5	普通株式	-	29,000,000	-	29,000,000	17
合計			113,000,000	209,991,160	247,991,160	75,000,000	26

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2024年8月1日をもって10株を1株に株式併合しており、当該株式併合後の金額を記載しております。

3. 2023年2月8日発行の新株予約権の減少は新株予約権の行使による減少であります。

4. 2024年8月6日発行の新株予約権の増加は、第三者割当による新株予約権の発行及び行使による減少であります。

5. 2024年11月28日発行の新株予約権の増加は、第三者割当による新株予約権の発行による増加であります。

6. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、目的となる株式の数を算出しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2、3、 4、5、6	36,268,334	1,106,006,006	-	1,142,274,340
B種種類株式 (注) 7	-	23,610,000	-	23,610,000
合計	36,268,334	1,129,616,006	-	1,165,884,340
自己株式				
普通株式(注) 8	95,798	27,413	96,900	26,311
合計	95,798	27,413	96,900	26,311

- (注) 1. 2024年11月28日付取締役会決議、2024年12月16日発行の第三者割当により発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）を、2025年1月6日の行使により、これに伴い発行済株式総数が2,900,000株増加しております。
2. 2025年1月28日付取締役会決議、2025年2月17日発行の第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年2月18日から2025年3月31日の行使により、これに伴い発行済株式総数が6,822,300株増加しております。
3. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日（2025年4月1日）をもって1株を10株に株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数が413,915,706株増加しております。
4. 2025年1月28日付取締役会決議、2025年2月17日発行の第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年4月1日から2025年5月19日の行使により、これに伴い発行済株式総数が140,808,000株増加しております。
5. 2025年6月6日付取締役会決議、2025年6月23日発行の第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）を、2025年6月24日から2025年10月6日の行使により、これに伴い発行済株式総数が156,560,000株増加しております。
6. 2025年8月27日付取締役会決議した、海外募集による新株式の2025年9月16日払込期日、2025年9月17日買取引受渡しにより、これに伴い発行済株式総数が385,000,000株増加しております。
7. 2025年11月20日付取締役会決議、2025年12月22日開催の臨時株主総会で決議した、B種種類株式発行の2025年12月29日払込期日、同日買取引受渡しにより、これに伴いB種種類株式発行済株式総数が23,610,000株増加しております。
8. 単元未満株式の買い取りにより、自己株式が増加しております。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第10回新株予約権 (2023年2月8日発行)	普通株式	46,000,000	-	-	46,000,000	8
提出 会社	第12回新株予約権 (2024年11月28日発行) (注) 2、3	普通株式	29,000,000	-	29,000,000	-	-
提出 会社	第13回乃至第17回新株予 約権(行使価額修正条項 付及び行使停止条項付) (2025年2月17日発行) (注) 2、3	普通株式	-	21,000,000	21,000,000	-	-
提出 会社	第18回新株予約権 (2025年4月28日発行)	普通株式	-	4,575,000	-	4,575,000	7
提出 会社	第19回新株予約権 (2025年5月26日発行)	普通株式	-	3,600,000	-	3,600,000	9

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第20回乃至第22回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付) (2025年6月23日発行) (注)3	普通株式	-	555,000,000	555,000,000	-	-
提出会社	第23回及び第24回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付) (2025年12月8日発行)	普通株式	-	210,000,000	-	210,000,000	38
合計			75,000,000	983,175,000	794,000,000	264,175,000	63

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、目的となる株式の数を算出しております。

3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第12回、第13回新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第13回乃至第17回、第18回、第19回、第20回乃至第22回、第23回乃至第24回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第20回乃至第22回新株予約権の減少は権利行使による減少156,560,000株と新株予約権の取得償却による減少398,440,000株によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月27日 取締役会	B種種類株式	資本剰余金	9	0.40円	2025年12月31日	2026年1月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	294百万円	2,552百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	294百万円	2,552百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にビットコイン関連事業遂行のための、必要な資金を新株発行、社債、借入（クレジット・ファシリティ契約）により調達しております。デリバティブについては、ビットコイン関連のデリバティブを行い、ビットコインに関連しないデリバティブは金利や為替変動リスクを回避する目的以外で投機的な取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社は、為替等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が、各部門からの報告等に基づき支払に係る情報を把握し、現金及び預金等の当座資産を勘察した上で、毎月担当役員に報告すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) その他（長期未収入金）	359		
貸倒引当金（注2）	359		
	-	-	-
資産計	-	-	-

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「1年内償還予定の社債」及び「未払金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 連結貸借対照表において、投資その他の資産のその他に含まれている「長期未収入金」については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は73百万円であります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「売掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
非上場株式	73

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	294	-	-	-
売掛金	32	-	-	-
合計	326	-	-	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,552	-	-	-
売掛金	33	-	-	-
合計	2,586	-	-	-

（注5）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年内償還予定の社債	11,250	-	-	-	-	-
合計	11,250	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他（長期未収入金）	-	-	-	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権 2022年12月28日 取締役会決議 2023年2月7日臨時株主総会承認
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社取締役 2名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、3	普通株式 46,000,000株
付与日	2023年2月8日
権利確定条件	第4提出会社の状況 (2)新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容 参照
権利行使期間	2026年2月8日(当日を含む。)から 2033年2月7日(当日を含む。)

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 付与対象者の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

3 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しており、当該株式分割後の数値を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第10回新株予約権 2022年12月28日 取締役会決議 2023年2月7日臨時株主総会承認
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	46,000,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	46,000,000
権利確定後(株)	-
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しており、当該株式分割後の数値を記載しております。

単価情報

	第10回新株予約権 2022年12月28日 取締役 会決議 2023年2月7日臨時株主総 会承認
権利行使価格(円)	10
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評 価単価(円)	18

(注) 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割しており、当該株式分割後の数値を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	126百万円	129百万円
ビットコイン評価損	- 百万円	21,718百万円
投資有価証券評価損	54百万円	46百万円
繰越欠損金(注2)	4,329百万円	5,586百万円
その他	58百万円	11百万円
繰延税金資産小計	4,569百万円	27,491百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	4,324百万円	5,586百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	239百万円	21,900百万円
評価性引当額小計(注1)	4,563百万円	27,486百万円
繰延税金資産合計	5百万円	4百万円
(繰延税金負債)		
ビットコイン評価益	1,958百万円	454百万円
繰延税金負債合計	1,958百万円	454百万円
繰延税金資産又は負債()の純額	1,952百万円	449百万円

(注1) 評価性引当額の変動の主たる要因はビットコイン評価損及び税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(注)	22	290	71	-	90	3,854	4,329
評価性引当額	22	290	71	-	90	3,849	4,324
繰延税金資産	-	-	-	-	-	5	5

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(注)	297	115	10	92	32	5,038	5,586
評価性引当額	297	115	10	92	32	5,038	5,586
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	
住民税均等割等	0.0	税金等調整前当期
評価性引当額の増減	3.5	純損失を計上して
税率変更による差異	6.8	いるため、記載を
その他	0.8	省略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.6	

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	23百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	32百万円

当連結会計年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	32百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	33百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

前連結会計年度において「その他」に含まれていたWeb3関連事業について、当該事業から撤退したことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分を廃止しております。

また、当連結会計年度より、従来「ビットコインレジャー事業」としていたセグメント名称を「ビットコイン関連事業」に変更しております。当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

なお、当連結会計年度より、従来「売上高」としていた当該科目名を「ビットコインデリバティブ実現損益」、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」、「その他ビットコイン関連売上」及び「ホテル売上」と科目を変更しております。前連結会計年度まで「売上高」としていた当該科目名を「ビットコインデリバティブ実現損益」、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」、「その他ビットコイン関連売上」及び「ホテル売上」と科目を変更したため、「ビットコインデリバティブに係る受取オプション料」、「ホテル売上」として組み替えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他(注)1	合計	調整額(注)2、3	連結財務諸表計上額(注)4
	ビットコインレジャー事業	ホテル事業	計				
売上高							
ビットコインデリバティブに係る受取オプション料	691	-	691	-	691	-	691
ホテル売上	-	370	370	-	370	-	370
顧客との契約から生じる収益	691	370	1,062	-	1,062	-	1,062
外部顧客への売上高	691	370	1,062	-	1,062	-	1,062
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	691	370	1,062	-	1,062	-	1,062
セグメント利益又は損失()	622	91	530	1	529	179	350
セグメント資産	28,858	1,080	29,939	73	30,012	313	30,325
その他の項目							
減価償却費	0	15	15	-	15	0	16
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	76	16	92	-	92	-	92

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、全社資産313百万円であります。

4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。ホテル事業に関しては、本業は好調であったものの、子会社清算に伴う費用の一部を営業費用に計上したために営業損失が発生いたしました。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額(注) 1、2	連結財務諸表 計上額(注)3
	ビットコイン 関連事業	ホテル事業	計			
売上高						
ビットコインデリバ ティブ実現損益	477	-	477	477	-	477
ビットコインデリバ ティブに係る受取オ プション料	7,976	-	7,976	7,976	-	7,976
その他ビットコイン 関連売上	14	-	14	14	-	14
ホテル売上	-	436	436	436		436
顧客との契約から生 じる収益	8,468	436	8,905	8,905	-	8,905
外部顧客への売上高	8,468	436	8,905	8,905	-	8,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	8,468	436	8,905	8,905	-	8,905
セグメント利益	7,191	169	7,361	7,361	1,073	6,287
セグメント資産	499,225	1,169	500,395	500,395	4,891	505,286
その他の項目						
減価償却費	44	15	60	60	1	61
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,480	30	1,510	1,510	3	1,514

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、全社資産4,891百万円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結財務諸表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	合計
3,667	5,237	8,905

（注）売上高は業務の提供地域を基礎とし、国又は地域ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結財務諸表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主 (注)2	EVO FUND	ケイマン諸島	111.6 (百万USD)	投資業	(被所有) 直接 (-) (注)2	-	社債の発行	12,250	1年内償還予定社債	11,250
							社債の償還	1,000		
							利息の支払い(注)1	1	-	-
							新株予約権の行使(注)3、4	2,865	-	-

(注)1. 市場金利を勘案し、両者協議の上設定されています。

- 2024年4月22日付付けでその他の関係会社、2024年10月22日現付けで主要株主でありましたが、期末時点では全株式を売却しており議決権の所有割合は0.0%であります。しかしながら、新株予約権の付与及び行使の状況を鑑みて、当該関連当事者の種類に記載しております。
- 新株予約権の行使は、当社が発行した第9回新株予約権を1株につき20円の行使価額で引き受けたもの及び第11回新株予約権を1株につき555円の行使価額で引き受けたものであり、いずれも独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- 第11回新株予約権について、当社が2024年10月16日付で引き取ったうえで4,915,487株を2024年10月21日付で新株予約権の譲渡を行っております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主 (注)2	EVO FUND	ケイマン諸島	払込資本金： 1米ドル 純資産：約241 百万米ドル (注)4	投資業	(被所有) 直接 (-) (注)2	-	社債の発行	96,379	-	-
							社債の償還	108,161		
							利息の支払(注)1	3	-	-
							新株予約権の行使(注)3	290,400	-	-

(注)1. 市場金利を勘案し、両者協議の上設定されています。

- 期末時点では全株式を売却しており議決権の所有割合は0.0%であります。しかしながら、期中の新株予約権の付与及び行使の状況を鑑みて、当該関連当事者の種類に記載しております。
- 新株予約権の行使は、当社が発行した第12回新株予約権を引き受けたもの、第13回乃至第17回新株予約権を引き受けたもの、第20回乃至第22回新株予約権を引き受けたものであります。いずれも行使価額修正条項が付されており、当初権利行使価額その後の株価変動により修正がされます。なお当初権利行使価額は、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- 上記、資本金又は出資金の額は、第23回及び第24回新株予約権の発行時に取得した情報を基に記載しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
該当事項はありません。

2 役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	サイモン・ゲロヴィッチ (GEROVICH SIMON)	(被所有) 直接 (3.9) 間接 (2.7)	当社代表取締役	新株予約権の行使(注)1	50	-	-
				新株予約権の行使(注)2	396	-	-
				債務保証(注)3	1,750	-	-
役員及びその近親者	阿部 好見	(被所有) 直接 (0.1)	当社取締役	新株予約権の行使(注)2	13	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	MMXXベンチャーズ・リミテッド (MMXX VENTURES LIMITED)	(被所有) 直接 (4.0)	- (注)4	新株予約権の行使(注)1	405	-	-
				新株予約権の行使(注)2	1,468	-	-
				資金の借入(注)5	1,000	-	-
				資金の返済(注)5	1,000	-	-

(注)1. 新株予約権の行使は、当社が発行した第9回新株予約権を1株につき20円の行使価額で引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

2. 新株予約権の行使は、当社が発行した第11回新株予約権を1株につき555円の行使価額で引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

3. EVO FUNDIに対して発行した社債1,750,000,000円の個人保証

本社債に係る元金、利息、遅延損害金その他一切の債務の支払いにつき、社長による保証が付されています。本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位の抵当権が設定されています。

4. MMXX Ventures Limitedは、当連結会計年度の期首から2024年6月30日において、当社の議決権の13.026%を所有する主要株主でありました。期末までに当社株式の一部を売却したため、期末日現在においては主要株主には該当していませんが、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチ(GEROVICH SIMON)氏が議決権の過半数を間接的に保有しており役員及びその他近親が議決権の過半数を所有している会社者として関連当事者に該当しております。

5. 市場金利を勘案し、両者協議の上決定しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

3 親会社及び重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
普通株式に係る 1 株当たり情報		
1 株当たり純資産額	46円83銭	382円82銭
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり 当期純損失金額 ()	22円66銭	131円34銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	18円76銭	-

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1 株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
2. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
普通株式に係る 1 株当たり情報		
(1) 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当 たり当期純損失金額 ()	22円66銭	131円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利 益金額又は親会社株主に帰属す る当期純損失金額 () (百万円)	4,439	95,046
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰 属する当期純利益金額又は普通 株式に係る親会社株主に帰属す る当期純損失金額 () (百万円)	4,439	95,046
普通株式の期中平均株式数 (株)	195,892,968	723,688,074
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額	18円76銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利 益調整額 (百万円)	-	-
普通株式の増加数 (株)	40,799,746	-

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式及び第25回新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2026年1月29日(以下「発行決議日」といいます。)付の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による当社普通株式(以下「本株式」といいます。)及び第25回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)の発行並びに本新株予約権の発行及び行使による資金調達を「本資金調達」といいます。)並びに本日付の本証券に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)の締結を決議いたしました。

なお、2026年2月13日付で第三者割当による新株式及び第25回新株予約権の全額払込を受けております。

募集の概要

<本株式発行の概要>

(1)	払込期日	2026年2月13日	
(2)	発行新株式数	普通株式24,529,000株	
(3)	発行価額	1株当たり499円	
(4)	調達資金の額	12,239,971,000円	
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による(海外募集)	
(6)	割当先	Anson Opportunities Master Fund LP	1,533,100株
		Anson Investments Master Fund LP	3,449,400株
		Anson East Master Fund LP	1,149,800株
		Alyeska Master Fund, LP	6,132,300株
		Brookdale Global Opportunity Fund	2,759,500株
		Brookdale International Partners, L.P.	1,839,700株
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	671,500株
		Athos Asia Event Driven Master Fund	2,689,600株
		FMAP ACL Limited	1,790,000株
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	230,600株
		BlueHarbour MAP I LP	750,600株
		BB Special Opportunities Fund Ltd	613,200株
		Inicio Master SPC – Segregated Portfolio A	306,500株
Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	613,200株		
(7)	その他	本買取契約において、割当予定先への割当を予定する本証券の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする旨が定められています。 本買取契約に定める当社の表明保証が真実かつ正確であり、当社が本買取契約に定める誓約事項を遵守していること 当社が本買取契約に違反していないこと 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関に係属中の申立て、訴訟又は手続きがないこと 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関の判断がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと 独占禁止法その他の法令又は規則に基づき本証券の発行に必要な同意、認可、命令、承認、決定、待機期間の満了若しくは終了又は宣言は全て取得されていること	

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2026年2月13日
(2)	発行新株予約権数	159,440個
(3)	発行価額	総額83,387,120円(本新株予約権1個当たり523円)
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：普通株式15,944,000株(本新株予約権1個につき100株) 行使価額の修正は行われません。
(5)	調達資金の額	8,804,755,120円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額547円 行使価額の修正は行われません。
(7)	行使期間	2026年2月16日から2027年2月15日まで
(8)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による(海外募集)

(9)	割当先	Anson Opportunities Master Fund LP	9,965個
		Anson Investments Master Fund LP	22,421個
		Anson East Master Fund LP	7,474個
		Alyeska Master Fund, LP	39,860個
		Brookdale Global Opportunity Fund	17,937個
		Brookdale International Partners, L.P.	11,958個
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	4,365個
		Athos Asia Event Driven Master Fund	17,483個
		FMAP ACL Limited	11,635個
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	1,499個
		BlueHarbour MAP I LP	4,878個
		BB Special Opportunities Fund Ltd	3,986個
		Inicio Master SPC – Segregated Portfolio A	1,993個
Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	3,986個		
(10)	その他	本買取契約においては、本証券の発行について、上記「<本株式発行の概要>(7)その他」に記載の内容が定められています。また、本買取契約においては、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。	

(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(第三者割当による新株式及び第26回新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2026年3月16日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による当社普通株式及び第26回新株予約権の発行並びに本日付の本証券に係る買取契約の締結を決議いたしました。

募集の概要

<本株式発行の概要>

(1)	払込期日	2026年3月31日
(2)	発行新株式数	普通株式107,368,000株
(3)	発行価額	1株当たり380円
(4)	調達資金の額	40,799,840,000円
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります(海外募集)。

(6)	割当予定先	Anson Opportunities Master Fund LP	11,229,400株
		Anson Investments Master Fund LP	16,841,000株
		Anson East Master Fund LP	5,613,700株
		Alyeska Master Fund, LP	6,315,800株
		Brookdale Global Opportunity Fund	7,578,900株
		Brookdale International Partners, L.P.	5,052,600株
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	4,911,100株
		Athos Asia Event Driven Master Fund	25,586,400株
		FMAP ACL Limited	12,823,500株
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	1,687,600株
		BlueHarbour MAP I LP	5,517,500株
		BB Special Opportunities Fund Ltd	1,684,200株
		Inicio Master SPC – Segregated Portfolio A	842,100株
Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	1,684,200株		

(7)	その他	本買取契約において、割当予定先への割当を予定する本証券の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする旨が定められています。 本買取契約に定める当社の表明保証が真実かつ正確であり、当社が本買取契約に定める誓約事項を遵守していること 当社が本買取契約に違反していないこと 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関に係属中の申立て、訴訟又は手続きがないこと 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関の判断がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと 独占禁止法その他の法令又は規則に基づき本証券の発行に必要な同意、認可、命令、承認、決定、待機期間の満了若しくは終了又は宣言は全て取得されていること
-----	-----	--

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2026年3月31日
(2)	発行新株予約権数	1,073,680個

(3)	発行価額	総額440,208,800円(本新株予約権1個当たり410円)	
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数:普通株式107,368,000株(本新株予約権1個につき100株) 行使価額の修正は行われません。	
(5)	調達資金の額	44,461,088,800円(注)	
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額410円 行使価額の修正は行われません。	
(7)	行使期間	2026年4月1日から2028年3月31日まで	
(8)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります(海外募集)。	
(9)	割当予定先	Anson Opportunities Master Fund LP	112,294個
		Anson Investments Master Fund LP	168,410個
		Anson East Master Fund LP	56,137個
		Alyeska Master Fund, LP	63,158個
		Brookdale Global Opportunity Fund	75,789個
		Brookdale International Partners, L.P.	50,526個
		Walleye Opportunities Master Fund Ltd.	49,111個
		Athos Asia Event Driven Master Fund	255,864個
		FMAP ACL Limited	128,235個
		New Holland Tactical Alpha Fund LP	16,876個
		BlueHarbour MAP I LP	55,175個
		BB Special Opportunities Fund Ltd	16,842個
		Inicio Master SPC – Segregated Portfolio A	8,421個
Eagle Harbor Multi-Strategy Master Fund Limited	16,842個		
(10)	その他	本買取契約においては、本証券の発行について、上記「<本株式発行の概要>(7)その他」に記載の内容が定められています。 また、本買取契約においては、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。	

(第三者割当による第27回新株予約権(行使価額修正条項、mNAV条項、下限行使価額修正条項及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2026年3月16日開催の取締役会の決議において、下記のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第27回新株予約権の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする割当予定先との本新株予約権に係る買取契約の締結を決議いたしました。

募集の概要

(1)	割当日	2026年4月1日
(2)	発行新株予約権数	1,000,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3)	発行価額	総額20,000,000円(新株予約権1個当たり20円)
(4)	当該発行による潜在株式数	普通株式100,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初298円(但し、下限行使価額は、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり修正される場合があります。)ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は100,000,000株であります。
(5)	調達資金の額	37,135,880,000円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は373円とします。 本新株予約権の行使価額は、2026年4月17日に初回の修正がされ、以後1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)が経過する毎に修正されます(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。 当社は、2026年4月17日以降、当社取締役会の決議(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」といいます。)により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の下限行使価額は187円(本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとはできないものとします。下限行使価額修正決議がなされた場合、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の3取引日後(当日を含みます。)の日以降適用されます。 上記にかかわらず、直前になされた下限行使価額修正決議の日から1ヶ月を経過していない場合、当社は、下限行使価額の修正を行うことができません。なお、修正日の直前取引日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の取扱いの理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7)	募集又は割当て方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8)	権利行使期間	本新株予約権の行使期間は2026年4月16日から2028年4月17日までです。
(9)	その他	当社は、本日付で、割当予定先との間で、下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」に記載する行使停止条項、mNAV条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

(クレジット・ファシリティ契約に基づく借入実行)

当社は、2025年10月28日に開示いたしましたクレジット・ファシリティ契約に基づき、下記のとおり借入れ(以下「本借入」といいます。)を実行しました。

クレジット・ファシリティ契約に基づく借入実行について

借入の概要

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます
借入金額	75百万米ドル
借入実行日	2026年1月30日
支払金利	基準米ドル金利 + スプレッド
借入期間	日々自動更新
返済方法	当社の裁量により、いつでも返済が可能です
担保・保証の有無	当社保有ビットコインを担保として差し入れております(注)

(注) 1. 一般的に、BTCを担保として借入を行った場合、借入期間中にビットコイン価格が下落すると、追加のビットコインを担保として差し入れる必要が生じる可能性があります。しかしながら、当社の場合、借入時点で35,102BTCを保有しており、本借入に対する保有ビットコインの規模は十分に大きいため、担保としての余力は十分に維持できるものと見込んでおります。また、当社はビットコイン価格が大幅に下落する局面においても、担保余力を十分に維持できる範囲内でのみ借入を実行する方針としており、過度なレバレッジを取ることのない、保守的な財務運営を徹底しております。

2. クレジット・ファシリティの借入上限枠は500百万米ドルですが、本借入を含め、355百万米ドルを引き出しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第3回普通社債(保証付) (注)	2024年11月18日	1,750 (1,750)	-	年率 0.36	一般担保	2025年11月17日
	第4回普通社債 (注)	2024年12月17日	4,500 (4,500)	-	無利息	無担保	2025年6月16日
	第5回普通社債 (注)	2024年12月20日	5,000 (5,000)	-	無利息	無担保	2025年6月16日
合計	-	-	11,250 (11,250)	-	-	-	-

(注) ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	43,836	7.25	-
合計	-	43,836	-	-

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結 会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,116	8,905
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前当期純損失 () (百万円)	10,565	96,141
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	6,059	95,046
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	12.54	131.34
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (円)	9.51	-

- (注) 1. 2025年2月18日開催の取締役会において、株式分割に係る議案が承認可決されており、株式分割の効力発生日(2025年4月1日)をもって1株を10株に株式分割を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を算出しております。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額()を計上しているため記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	263	2,413
未収入金	14	128
関係会社立替金	28	4
短期貸付金	122	116,441
前払費用	11	79
預け金	2,322	23
その他	122	1160
貸倒引当金	28	-
流動資産合計	2,647	19,149
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	1	6
減価償却累計額	1	2
有形固定資産合計	0	4
無形固定資産		
その他	76	1,512
無形固定資産合計	76	1,512
投資その他の資産		
ビットコイン	26,348	138,338
投資有価証券	73	73
関係会社株式	1	367,628
その他の関係会社有価証券	367	-
出資金	0	-
長期貸付金	165	1480
長期未収入金	359	-
差入保証金	13	17
貸倒引当金	364	-
長期前払費用	-	0
投資その他の資産合計	26,864	506,539
固定資産合計	26,941	508,056
繰延資産		
株式交付費	114	2,997
繰延資産合計	114	2,997
資産合計	29,704	530,204

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	11,250	-
未払金	29	1,186
未払費用	15	15
未払法人税等	19	1
預り金	6	41
その他	29	23
流動負債合計	11,349	1,266
固定負債		
繰延税金負債	1,958	454
その他	-	391
固定負債合計	1,958	845
負債合計	13,307	2,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	0	0
資本剰余金		
資本準備金	7,664	-
その他資本剰余金	4,934	529,841
資本剰余金合計	12,598	529,841
利益剰余金		
利益準備金	5	5
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,014	1,811
利益剰余金合計	4,020	1,805
自己株式	248	7
株主資本合計	16,370	528,028
新株予約権	26	63
純資産合計	16,396	528,092
負債純資産合計	29,704	530,204

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,715	13,260
売上原価	-	122
売上総利益	715	3,238
販売費及び一般管理費	2,385	22,262
営業利益	330	975
営業外収益		
受取利息	0	200
ビットコイン評価益	5,457	-
為替差益	190	538
その他	9	21
営業外収益合計	5,657	760
営業外費用		
ビットコイン評価損	-	8,548
その他	8	516
営業外費用合計	8	9,065
経常利益又は経常損失()	5,979	7,328
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	5,979	7,328
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	1,958	1,503
法人税等合計	1,959	1,502
当期純利益又は当期純損失()	4,020	5,826

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	575	1,909	-	1,909
当期変動額				
減資	6,329			
欠損填補			1,395	1,395
資本準備金の取崩				
新株の発行	5,754	5,754	6,329	12,084
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	575	5,754	4,934	10,688
当期末残高	0	7,664	4,934	12,598

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	5	1,401	1,395	139	949	21	971
当期変動額							
減資					6,329		6,329
欠損填補		1,395	1,395		-		-
資本準備金の取崩							
新株の発行					17,838		17,838
当期純利益		4,020	4,020		4,020		4,020
自己株式の取得				109	109		109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						4	4
当期変動額合計	-	5,416	5,416	109	15,420	4	15,424
当期末残高	5	4,014	4,020	248	16,370	26	16,396

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	0	7,664	4,934	12,598
当期変動額				
減資	258,502		258,502	258,502
資本準備金の取崩		266,166	266,166	
新株の発行	258,502	258,502		258,502
当期純損失（ ）				
自己株式の取得				
自己株式の処分			239	239
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	7,664	524,907	517,243
当期末残高	0	-	529,841	529,841

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	5	4,014	4,020	248	16,370	26	16,396
当期変動額							
減資							-
資本準備金の取崩							-
新株の発行					517,004		517,004
当期純損失（ ）		5,826	5,826		5,826		5,826
自己株式の取得				18	18		18
自己株式の処分				259	498		498
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						37	37
当期変動額合計	-	5,826	5,826	241	511,658	37	511,695
当期末残高	5	1,811	1,805	7	528,028	63	528,092

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ビットコインデリバティブ取引により生ずる正味の債権債務

時価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・4～5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

3 収益及び費用の計上基準

ビットコイン関連事業

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の定額法によって償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

短期貸付金	16,441百万円
関係会社株式	367,628百万円
長期貸付金	480百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。また、関係会社に対する貸付金については、対象会社の財政状態及び経営成績の状況等を総合的に勘案し算出した回収不能見込額に対し、貸倒引当金を設定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

ビットコイン関連事業については、回復可能性及び回収可能性の判断にあたり、ビットコインの価格変動性（ボラティリティ）及び将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを勘案のうえ策定しております。当該将来事業計画における主要な仮定は、評価対象会社がデリバティブ取引に使用可能な資金規模や受取オプション料の過去実績等を勘案のうえ策定しております。

ホテル事業については、回復可能性及び回収可能性の判断にあたり、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを使用しております。当該将来事業計画における主要な仮定は、評価対象会社が運営するホテルの想定客室単価並びに想定客室稼働率ホテル、各ホテルの過去実績や業界動向等を勘案の上策定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいており、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社投融資の評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」及び「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた199百万円は、「受取利息」0百万円、「為替差益」190百万円及び「その他」9百万円として組み替えております。

前事業年度まで独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払利息」（前事業年度1百万円）及び「株式交付費償却」（前事業年度6百万円）及び「貸倒引当金繰入額」（前事業年度0百万円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	25百万円	16,460百万円
長期金銭債権	65百万円	480百万円
短期金銭債務	-百万円	5百万円

2. 保証債務

前事業年度(2024年12月31日)

第3回普通社債(保証付)はEVO FUNDに対して発行した社債であり、当社代表取締役社長であるサイモン・ゲロヴィッチによる保証が付されております。

本保証契約に基づき現在及び将来発生する社債権者の保証人に対する一切の金銭債権を担保するために、当社の完全子会社であるウェン東京株式会社が保有するホテルロイヤルオーク五反田の土地及び建物に、第一順位抵当権が設定されています。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	51百万円	30百万円
売上原価	-百万円	-百万円
営業取引以外の取引	7百万円	122百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	1百万円	46百万円
支払報酬	72百万円	292百万円
広告宣伝費	18百万円	774百万円
おおよその割合		
販売費	-	-
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	1百万円	367,628百万円
その他の関係会社有価証券	367百万円	-百万円
計	368百万円	367,628百万円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	137百万円	129百万円
投資有価証券評価損	54百万円	46百万円
関係会社株式評価損	0百万円	-百万円
繰越欠損金	4,221百万円	5,561百万円
その他	55百万円	5百万円
繰延税金資産小計	4,469百万円	5,743百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	4,221百万円	5,561百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	248百万円	181百万円
評価性引当額小計	4,469百万円	5,743百万円
繰延税金資産合計	-百万円	-百万円
(繰延税金負債)		
ビットコイン評価益	1,958百万円	454百万円
繰延税金負債合計	1,958百万円	454百万円
繰延税金資産又は負債()の純額	1,958百万円	454百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.6%	
(調整)		
住民税均等割等	0.0	
評価性引当額の増減	3.7	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
税率変更による差異	8.8	
債権放棄による影響	3.3	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8	

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	工具、器具及び備品	0	5	0	1	4	2
	計	0	5	0	1	4	2
無形 固定 資産	その他	76	1,480	-	45	1,512	-
	計	76	1,480	-	45	1,512	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	392	-	392	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」欄の金額は、子会社清算に伴う、引当金の戻入額によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	-
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によれない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://metaplanet.jp/jp/shareholders/electronic-notifications
株主に対する特典	(株主優待について) 2026年3月12日に公表いたしました「株主優待プログラム拡充に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主の皆様への還元及び関係強化を目的として、株主優待プログラムを拡充することを決定いたしました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書
事業年度 第26期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月24日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度 第26期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月24日関東財務局長に提出。
- (3) 半期報告書、半期報告書の確認書
第27期半期報告書（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書及びその訂正報告書
2025年3月26日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年4月11日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく、新株予約権の募集事項を決定及び新株予約権を引き受ける者の募集（第18回新株予約権））に基づく臨時報告書であります。
2025年4月18日関東財務局長に提出
2025年4月11日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
2025年4月25日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主である筆頭株主だったが主要株主でなくなり筆頭株主となった異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年5月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（当社及連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
2025年7月16日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主である筆頭株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年8月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（当社及連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
2025年8月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年8月27日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）において募集する当社普通株式の発行の決議及び海外募集）に基づく臨時報告書であります。
2025年9月2日関東財務局長に提出
2025年8月27日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
2025年9月10日関東財務局長に提出
2025年8月27日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
2025年9月2日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年9月25日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主である筆頭株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2025年11月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年11月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（第三者割当の方法によるB種種類株式の発行に係る議案の付議の決議及び取締役会の決議に基づき委任された代表取締役の決定において、当該決議における未定事項を決定）に基づく臨時報告書であります。

2025年11月21日関東財務局長に提出

2025年11月20日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

2025年12月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年1月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（第三者割当の方法により募集株式及び第25回新株予約権の発行及び行使による資金調達の決議）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月2日関東財務局長に提出

2026年1月29日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

2026年2月10日関東財務局長に提出

2026年1月29日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

2026年2月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2026年3月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（第三者割当の方法により募集株式及び第26回新株予約権）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組込方式）の訂正届出書

2025年3月27日、2025年4月4日、2025年4月15日、2025年4月18日、2025年5月2日、2025年5月8日、2025年5月12日及び2025年5月15日関東財務局長に提出

2025年1月28日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

2025年5月9日関東財務局長に提出

2025年6月6日関東財務局長に提出

2025年11月20日関東財務局長に提出

2026年3月16日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書（参照方式）の訂正届出書

2025年5月15日関東財務局長に提出

2025年5月9日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2025年6月16日関東財務局長に提出

2025年6月6日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2025年11月21日及び2025年11月25日関東財務局長に提出

2025年11月20日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 自己株券買付状況報告書

2025年11月13日関東財務局長に提出

2025年12月8日関東財務局長に提出

2026年1月5日関東財務局長に提出

2026年2月3日関東財務局長に提出

2026年3月2日関東財務局長に提出

(9) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類

2025年8月1日関東財務局長に提出（株式（A種種類株式））

2025年8月1日関東財務局長に提出（株式（B種種類株式））

(9) 訂正発行登録書

2025年8月13日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年8月13日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年8月27日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年8月27日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年9月2日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年9月2日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年9月10日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年9月10日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年9月25日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年9月25日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年11月13日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年11月13日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年11月20日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年11月20日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年11月21日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年11月21日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年12月23日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2025年12月23日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2025年12月23日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式)):「第一部 証券情報 第1 募集要項」、「第一部 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載について訂正)
2025年12月23日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式)):「第一部 証券情報 第1 募集要項」、「第一部 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載について訂正)
2026年1月29日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2026年1月29日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2026年2月2日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2026年2月2日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2026年2月10日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2026年2月10日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2026年2月17日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2026年2月17日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))
2026年3月16日関東財務局長に提出(株式(A種種類株式))
2026年3月16日関東財務局長に提出(株式(B種種類株式))

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

株式会社メタプラネット
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタプラネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>当監査法人は、以下の理由により、「ビットコイン勘定（以下、BTCという。）の実在性と関連取引発生事実の検証」が当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <p>（１）BTC取得資金捻出のために行われた資金調達取引には、関連当事者取引が含まれていること</p> <p>（２）連結貸借対照表におけるBTCは481,485百万円であり、連結総資産の95.3%を構成していること</p> <p>（３）取得したBTCを活用したデリバティブ取引は、報告セグメントであるビットコイン関連事業売上高の大部分を構成していること</p> <p>（４）BTC取得価額と期末時価評価額との差額は被監査会社の期間損益を構成し、その金額は多額であること</p> <p>（５）必要な計算要素に対し適用すべきデータを取り違えた場合、当該誤りが被監査会社の適正な期間損益計算並びに連結総資産に及ぼす影響は甚大となること</p>	<p>当監査法人は、「BTCの実在性と関連取引発生事実の検証」のため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 BTC事業に関連する業務プロセスの内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）資金調達取引の検証 関連当事者取引を含むBTC取得資金捻出のために実施された資金調達取引について、事業上の合理性を確かめ、取締役会議事録の閲覧及び取引証憑の閲覧により取引発生的事实を確かめた。</p> <p>（３）BTC取得関連取引の検証 ・BTC取得枚数及び取得レートについて、取引発生に係る外部証憑と照合した。 ・取得したBTCを活用したデリバティブ取引について、証券会社に対する取引確認を実施し、会計記録との一致を確かめた。</p> <p>（４）BTC期末評価取引の検証 ・BTC期末保有枚数について、証券会社に対する残高確認状と照合した。 ・BTC期末評価レートについて、貸借対照表日における外部機関による公示レートと照合した。 ・BTC評価損益が、貸借対照表におけるBTC価額とBTCの取得価額との差額により算出されていることを、再実施により確かめた。</p>
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メタプラネットの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メタプラネットが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社メタプラネット
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内海 慎太郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタプラネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネットの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(ビットコイン勘定の実在性と関連取引発生事実の検証)と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。